

地域と農業

会報

第 57 号

Apr. 2005

Spring

特集 ■ 平成16年度 農業総合研修会

基調講演 見直し「農業基本計画」体制下の北海道農業

パネルディスカッション 農業支援の具体的方策を探る

社団法人 北海道地域農業研究所

ご宿泊のご用命は是非当会館へ!!

「GOGO割引」で
大変お得!

1室税込素泊 5,000円(2名様)

☆1室2名様のご利用で素泊5,000円のお部屋をご用意いたしました。

電話で、お泊まりの1週間前までにご予約を。簡単なアンケートにお答えを! なお、部屋数に限りがありますので、ご予約はお早めに! 平成17年9月30日まで実施します。土曜日とよさこいまつり(6/7~11)、7/17・9/18は除外日とします。

ほかの割引制度との併用は不可。支払いはキャッシュのみです。

ホテルノースイン札幌
宿泊・会議室・さわやかサウナ  北農健保会館

電話ご予約 011-261-3270

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目
<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

「喜び」を
支える、喜び。

心から信頼しあえる人に出逢えたこと。
大切に育てた花壇が、美しい花を咲かせたこと。
家族がみんな健やかに暮らしていること。
日々の生活にいきづく「喜び」は、人それぞれ。
そして、そんな喜びをさまざまな形で支えることが、
私たちの喜びです。

株式会社
ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号 ☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

■函館支店 ■岩見沢支店 ■旭川支店 ■稚内支店 ■網走支店 ■東天北営業所 ■北見営業所

地域と農業

Vol.57

表紙写真：中札内村
提供：山田 精一



—— 目 次 ——

2

み
観
る
察

どうするニッポン、
乗り越えなければならない課題

(社)北海道地域農業研究所 専務理事 宮田 義行

4

特 集

平成16年度 農業総合研修会

基調講演 見直し「農業基本計画」
体制下の北海道農業

北海道留萌支庁長

食料・農業・農村政策審議会企画部会 臨時委員

西山 泰正

53

パネルディスカッション 農業支援の具体的方策を探る

(社)北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

北海道農協青年部協議会 会長 平 和男

北海道農民連盟 副委員長 末藤 春義

北海道武藏女子短期大学 助教授 松木 靖

北海道留萌支庁長 西山 泰正

83

Essay

「いただきます」を忘れずに

作家・エッセイスト 森 久美子

87

連載No.40

あのマチこのムラ地域おこし活躍中

斜里町の事例

(社)北海道地域農業研究所 専任研究員 川原 和雄

93

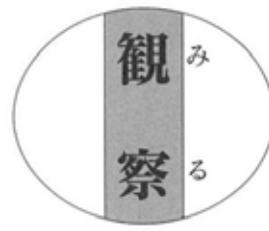
つれづれ

遍路の宿

八坂 里四

96

お知らせ・掲示板・DATA FILE



どうするニッポン、 乗り越えなければならぬ課題

(社) 北海道地域農業研究所 専務理事 宮田 義行

ここ最近の話題の中で、気になる「コード」を幾つかあげてみると、

一つは、京都議定書の発効である。地球温暖化防止を目的にした京都議定書が、一月一六日発効した。ロシアとアメリカが批准しないため効力がなかつたが、ここにきてロシアが批准したことにより国際ルールとして約束を守る義務が生じたのである。

アメリカが批准してない状況での国際公約には納得いかない

ものがあるが、猶予が許されない人類共通の課題であり、今なす

べきことを着実に実行するしかない。しかし、温室効果ガス排出

量の削減目標は一九九〇年比六%減であり、この目標は二〇〇三年の実態比でみると一四%減という高いハードルとなつてゐる。

当然、技術革新に期待する部分が大きいと思うが、環境問題を生

みだしてきたのも科学技術とその恩恵に沿した我々であったことを忘れてはならない。

さて、農業で考えてみると、気象を始め自然条件に大きく左右される産業であり、ここ数年の異常気象の要因として地球温暖化の影響があるとしたら、今以上に厳しい生産環境を想定しなければならない。しかし一方では、農業の多面的機能としての役割がもつと評価される時代になつてきたと言えるのではないだろうか。

一一番目としては、日本の人口が減少段階に入ったということである。このことは以前から予測されていたことであり、今さら驚くことではないが、このことがもたらすであろう様々な問題は相

当に深刻なものであると考えざるを得ない。今議論になつてゐる年金など社会保障制度にとづいて、少子高齢化と労働人口の減少は制度そのものの根幹にかかわる重要な問題である。

一方で、世界規模でみると人口増加がさらに加速度する見通しにある。現在、六三億人と言われているが一〇五〇年には九三億人になると予測が発表されている。このことは長期的にみれば食料不足が深刻さを増すということである。にも日本では、食料需要が減るといつてある。今、食料自給率の目標をいつ具

体化するかが大きなテーマとなつてゐるが、食料需要が小さくなる中で日本農業はどの様な位置付けになるか、そしてどのような姿を目指すのか大変気になるところである。

三番目としては、昨年度の日本の貿易額で中国がアメリカを抜いたという現実。ここ数年の中国の経済成長は目を見張るものがあると言つて來たが、じつじつここまで來たかと驚くばかりである。

じつした中国特需によつて日本経済が景気回復の足掛かりを得たと言つてもよいのではないだろうか。

隣国として関係が深まることは歓迎すべきことはあるが、中国はあまりに大きく計り知れない奥行きがあるだけに、日本は中國の動きに今以上に大きな影響を受けることを覚悟しておかなければ

けはならない。日本経済にとって良い時があるといつては、必ずその反動もあるといつてあり、変貌する中国とどう付き合つて行くか厳しい選択をしなければならない時代に入ったといつてある。特に、中国の食料事情がどう推移するかは日本農業のみならず世界の食料事情に大きな影響を持つことになるであろう。

以上、気になる話題三点を取り上げたが、いずれも日本の将来にとつて大きな課題であることは間違いない。しかし、将来間違なく起るであろう現実を全て的確に捉えるのではなく、そこから新たな道を見出していかなければならない。従来型の生活の前提条件が崩れた時、社会全体として、個々人として求める豊かさとは何なのか、尺度を変えることによつて新たな価値の発見があるかも知れない。

高度経済成長という昭和元禄と、その後のバブル崩壊といつ苦い経験をした日本は、新たなハードルをどう乗り越えていくのか、厳しい状況を当然覚悟しなければならないが、一方で新たな社会に向けての出発点にあるとも言えるのである。そのような時、農業・農村の役割は今以上に意味を持つであらうし、そのための着実な準備が求められるといふのである。

平成十六年度 農業総合研修会

日 時：平成十七年二月四日
場 所：北農ビル19階 会議室

時節柄大変ご多忙の中又今日は悪天候の中、会員なりびに関係者多数のご参加を頂きましてまことにありがとうございます。又当研究所に対しましては、会員の市町村・農協・農業関連団体の力強いご支援と、行政・試験場・大学関係者のご指導・ご協力を頂いておりますことに、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと存じます。

さて、WTO、FTAなど国際化の中で、日本農業は大きな転換期を迎えております。昨年からスタートいたしました米政策改革、そして食料・農業・農村基本計画の見直し。これらは日本農業の将来に亘って極めて大きな意味を持つてゐるわけでございます。

このような状況を踏まえ、この度の研修会のテーマは、品目横断的支援策、経営所得安定対策などのあるべき姿についての議論の場と致したいと考えております。基調講演では食料・農業・農村政策審議会企画部会でご活躍の留萌支庁長の西山様にお願いしています。西山様には大変ご多忙な中、時間を割いていただきまことにありがとうございました。いわゆる中間論点整理以降の動向について、ホットな情報もお話をいただけるのではないかと期待している所です。

農業の現状は高齢化、担い手不足、そして農産物価格の低迷など課題は多いわけでございます。その中でそれぞれの地域で農業振興と地域活性化に努力されておられる関係者にとって、基本計画の見直しの推移、それに伴う具体的な政策については、期待とまた一方不安を持っているのではないかと思います。本日の研修会にこれほど多くの方がご参加下さったということはそれだけこの問題に対する重要性といいますか、関心が高いその現れだと受け止めております。

基
調
講
演

本日は限られた時間ではございますが、皆様の今後の活動にお役に立たれればと考えておる次第です。以上簡単ではございますが、皆様のご健勝と益々の活躍をご祈念申し上げますと共に、当研究所

に対しまして、変わらぬご理解とご協力を願い申し上げまして、開会にあたりての挨拶と致します。

(専務理事 宮田義行)

見直し「農業基本計画」体制下の北海道農業

北海道留萌支庁長

食料・農業・農村政策審議会企画部会 臨時委員

西山 泰正

じ紹介を頂きました留萌支庁長の西山でございます。本日は一時間という短い時間で、資料（新たな経営安定対策と資源保全施策等）のねらいとイメージ（22頁～52頁）に基づいてご説明をさせていただきます。すぐ資料の説明をしたいのですが、お話を聞いた「食料・農業・農村政策審議会」についてお話をこれから、資料説明に入ります。

わが国の農政の方向というのは、昭和三十六年に農業基本法が制定され、それに取つて変わって平成十一年七月に食料・農業・農村基本法が制定されたわけです。この法の下に、五力年間の基本計画といふものを作つていかなくてはならない。その計画に基づいて施策の推進が図られているというわけです。これが十七年から今度の五力年間の基本計画となり、一昨年から見直しの作業がスタートし

西山 泰正（にしやま やすまさ）氏



昭和 23 年 大阪府大阪市に生まれる
 昭和 48 年 大阪府立大学農学部卒業
 昭和 59 年 北海道中央農業試験場技術連絡室長補佐
 平成 8 年 北海道企画振興部地域振興課長
 平成 10 年 北海道農政部農産園芸課長、農政課長、総合
 ～ 15 年 企画部地域振興室長歴任
 平成 15 年 北海道農政部次長
 平成 16 年 北海道留萌支庁長
 現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会臨時委員として活躍中。

ております。

その見直しには三つの大きな課題があります。ご承知のとおり、品目横断的政策への転換というのが一つです。それから担い手農地制度の見直しが二つ目です。もう一つは農業の環境・資源保全政策の確立について重点的に取組む必要があるということだ。当時の農水大臣から計画変更の諮問がされております。審議会はこのテーマに応えるために、企画部会におきまして、これらを巡る情勢分析或いは重点課題を中心に検討することと致しまして、昨年の一月三十日を皮切りに、直近では先週ですが、本年の一月二八日まで二六回に涉って議論が重ねられてきました。審議会の企画部会のメンバーは、正式の委員が一四名、臨時委員が私を含めて四名、専門委員が七名という一五名の体制です。学識経験者や消費アドバイザー、農業団体、自治体の長、それから道県厅の職員、日本経済団体連合会、外食産業、農業者と多士済々のメンバーでございます。企画部会の部会長は北海道にも居られました、生源寺東大教授です。

これまでの経過ですが、もう皆さんご承知の通り、昨年八月六日に中間報告が取りまとめられております。その取りまとめまで一五回の部会議論がありました。四月一日から農政部次長から支庁長ところとなりました。今年で役目を終えるということになり、やつと一足の草鞋を脱げるんだなと思っています。ただあと三回か四回になりますが、残りの僅かな間でござりますが、北海道からの委員としての務めを果たしていきたいなと思つております。

さて、先ほど申し上げた重点三課題、これが実は一五名の委員の間でわざと意見が統一されているのかといへど、まだ様々な意見が交わされています。ただそろそろ「ホール」に近づいていますので、収束されるのではないかなどという感じはしています。私は委員の方で一〇数回出でています。国の税金を使って北海道のことを見直します。発言要旨は資料の最後の方に付いています。私が話した内容を簡単にメモしております。もし時間があれば説明しますし、時間が無ければパネルディスカッションでお話をしたいといつておじります。時間がありませんので前置きはこれで終わりますが、まず説明にあたりまして、今日用意したこの資料は全国の説明用の資料ということで国が準備をしている資料です。非常によくまとまっていますので、これで概要を説明したいと思います。この資料は全国ベースのもので、北海道版ではありません。北海道に關係無い部分も同じ濃さで書いてありますので、これからいろいろな資料は、今後道府の農政部の然るべきセクションでわざと北海道バージョンを作つて皆さんに説明をされるだのうといふことを、ここで期待を込めて言つておきます。

それからこれはまた部会議論の途中ですけど、現時点の情報を取

りまとめてみると受け止めて頂きたうといふことだ。私も北海道バージョンで話せばいいのですが、国の臨時委員でもあり、部会での議論を正確に伝えるという義務もあります。一応全般にまた総花

的な説明となることをお許しをいただきたいと思つております。資料の右下に頁が入っています。これから私が頁数を言う場合はこの右端の頁に沿つてお話をしたいと思います。

まず一つは、この資料を見て下さい。それから三回に最終的な本計画というのが策定されるのですが、一番関心が高いと思われます、品目横断的な経営安定対策。これについては、例えば三月に基本対策では一〇%当たり二八九億円の支援水準、品目横断の経営安定対策では一〇%当たり二八九億円の支援水準なのか、直接支払額の対象者というのは、つまり担い手の条件というのはそういう数値的なもので出てくるのかといふことがやはり皆様興味があるわけです。しかし今回の基本計画の三回策定時には、そういうものが出来る事はありません。十九年産からの経営安定対策が導入されますので、その導入に向けて今年の夏から秋にかけて予算化をしていく過程で策定されます。その段階じゃないと、具体的なものが制度設計として出てこないという事だ。そのことが一頁目にあらかじめ断り書きがされています。

担い手育成の必要性（資料2頁参照）

先ほど申し上げました三つのテーマの最初、担い手政策から説明致します。まあ担い手の育成を急がなければ、日本の農業の構造改革、強まる国際規律に対応が出来ないという認識の下で、構造改革の立



ち遅れが謳われています。国内的には平成十二年に、全国で基幹的農業者が二〇九万人います。七五歳未満の基幹的農業従事者に、一〇年間単純に加齢をすると、全国では平成二十二年に一一七万人と、約半数まで減少する。

農地面積もこのままいけば、平成二十二年には約四五〇万haという数字になります。これは平成十五年の四七四万haからほぼ十勝と同じ農地面積が減少するという状況がくるといいのです。

全国の水田地帯では、集落が約八万集落ござります。その中で主業農家のいない集落がなんと半分もあります。

そういう構造改革の立ち遅れの中で、土地利用型農業におきまして、経営の規模拡大が遅れています。このまま国内農業の生産構造の脆弱化が進めば、食料の安定供給や地域経済社会の維持発展に重大な支障が生じます。つまりそのためには構造改革の推進がきわめて重要です。

その次はWTOによる貿易グローバル化の流れです。WTO交渉では、我が国の主張を最大限反映するよう国が努力するのは、当然のこととしておりますが、昨年七月の大枠合意で、生産過剰、生産刺激的な国内支持を段階的に削減するということが、自由貿易促進上、国際的に必須の条件となっています。これに対応出来る国際競争力のある農業を構築しなければなりません。

次に消費者ユーザーの要請を踏まえた食料自給率向上の必要性で、自給率向上を図つていただくために、ただ闇雲に増産を図るのではなく、

生産量或いは品質面での需要に応じた生産ということがいつまでもないことです。そして地域農業の脆弱化により農業の有する多面的な機能の維持が出来ないところから、地域を支える中心的な役割を果たす担い手の育成、或いは地域ぐるみの体制整備が急務です。このため効率的、安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める、強い農業構造を構築しなければならないのです。目指すべき方向の中で、担い手育成政策の推進となります。その基本的な考え方が出しております。

これまで農政の体系上明確に区分されていなかつた産業政策と地域振興政策を区分しましよう。産業政策として対象となる担い手の明確化をしよう。更に施策の集中化・重点化をしていくところです。この場合の担い手は、効率的且つ安定的農業経営およびこれを目標して、経営改善に取り組む個別経営という一つの括りがござります。もう一つは、一元的に経理を行なつており法人化する計画を持ち、経営の実態があり、将来発展が見込まれる集落営農が基本となるところを記述しております。

とりわけ集落営農の考え方は、審議会の企画部会で議論の経過を聞いていますと、水田地帯のためのもので、府県の兼業農業地帯対応と位置付けされたのではないかと思っています。

現行の基本計画では、ここには書いてありませんけれども、四〇万の効率安定経営体といふことが将来目標として示されています。今回の経営安定対策の対象がこの四〇万で、それ以外は排除される

じつような誤解が全国であるのです。いつもはなまむじの国のことは、担い手の育成を出来る限りの努力で進めるというのが基本であり、意欲ある農業者には担い手になりうる道を開くという考え方で担い手を位置付けすべきです。国もそういう方向ですし、北海道としてもその為の施策を重点的に実施する必要があると考えています。

担い手育成のための方策（資料3頁参照）

担い手育成の方策です。先ほど担い手とは、効率安定的な経営を目指す個別経営と一定要件を満たす集落営農を指すと申上げました。そうした中で現行制度の担い手を明確化する仕組みとして、市町村が地域の特性に応じて効率的且つ安定的な農業経営およびこれを目標するものを認定する、認定農業者制度があります。

そこで担い手の育成をどう計るかというと、現在認定農業者数は全国で一九万人で、これが更なる経営改善をしていく。例えば規模を大きくしなければならない人は大きくするとか、経営の内面充実を図るといった取組みを促して将来の発展を支援するといった方向で、現時点は認定農業者ではないものの将来発展が期待される農業者には、認定農業者の認定を促進するといふことだ、これを担い手として位置付けようといふことです。水田農業ビジョンでみてみます。水田農業ビジョンの担い手として位置付けられているのが今

一七万六千戸です。現在認定農業者となつてないものが一四万、農地利用集積対象者のうち、認定農業者となつてないけれども、市町村が将来育成すべきと考えている経営体が一九万六千戸です。そういうものが主な対象となるのではないかなと思つています。

もう一つの集落営農です。個別經營としては小規模であっても、一定の要件を満たすように組織化を計つたものを担い手として位置付けます。組織化というわけですが、その条件は規約を擁する法人化計画がちゃんとあって、目標所得が高く、一元管理をする経営実態を有し、発展の見込めるものという、非常に厳しいハードルを付けています。

集落営農は資料の下に数字も出ております。全国で約一万の集落営農がありますけれど、実態は極めて千差万別です。単なる機能集団だとときちんとした機械利用集団など、そういうものを全部入れて一万あります。制度的に位置付けられた特定農業団体が全国でいくつあるかといふと一一〇しかありません。今申し上げた特定農業団体というのは、将来集落営農の要件を満たす候補者です。それが一二〇しかないといふけれど、これをどう誘導していくかというのが、国や自治体、農業団体の大きな恵みの絞りどころになってしまいます。

それから作業受託の取り扱いといつのも、これから議論になつてきます。転作地帯で麦・大豆の生産の多くが、こういつ作業受託のメンバーで担われていますけれども、今回の担い手といふ定義の中には、一部の作物のみの作業受託は、必ずしも經營全体を担つ

ていいわけではありませんので、それは經營地帯としての実態を有する方向に発展していくよう今后は、誘導が必要といつよいつなごとも、これから取り組んでいかなければならぬのです。

4頁は、現状の農業構造から見て、担い手をどう育成していくと良いかという事を図示した、道筋を示したもので、これは後で目を通していただきたいと思います。

5頁は「小規模農家や兼業農家の役割」です。さて今、担い手の二つの括りを言いました。しかしそうではない小規模農家、兼業農家、これは担い手になり得ない。つまり政策対象から外されるという点が指摘されています。そのため国では現状の個別經營を続けるよりも、農地を周辺の認定農業者の担い手に貸し出しをして、賃料収入を確保したらどうか、その方が有利ですよといふ試算が出ています。また、要件を満たす集落営農の構成員として参加したらどうだ、そういう方向もあります。更に例えば有機農業・観光農業・きのこを使つた複合農業といった高付加価値農業への特化という方向もあります。更に、自給的・生きがい的な農業もある。そういう実態に応じて、多様な選択肢がありますよという表現が出ています。これからは、そういう多様な地域農業が展開されるところなのです。

次に6頁「地域における共同作業の役割分担」、7頁「事例・秋田県大館市 農事組合法人立花ファーム」を見ていただきたいと思いります。北海道で集落営農といふ言葉が定着してくるわけではありませんが、府県は先行的に定着している所があるので、資料6、7頁

は集落営農の組織化の留意点や、秋田県の事例紹介があります。これらも後ほど回を通じていただければと思います。

扱い手に対する農地の利用集積の促進、 体系的耕作放棄地対策の整備等

(資料8頁参照)

今まで申し上げたのは扱い手対策と云ふことです。の貢は扱い手育成の為に、農地制度そのものの見直しをしなければならない。これは一円から喧々諤々の議論がござりますが、やつと今通常国会に関連法が提出されます。その内容をさうと紹介したいと思います。

一つは農業生産法人への農地保有、合理化法人の土地売り渡し貸し付けと合わせて、一括金銭出資が可能となる制度の創設。更に、農地の売り渡し信託に加えて、今度は貸付信託を可能にするという農地保有合理化法人による農地の仲介機能を拡充して、個別經營の規模拡大を促進させるという制度の内容です。

これらを踏まえて、耕作放棄地を対象として、参入する法人との協定締結によって農業目的の利用の担保を確保して、市町村が農地をリースする仕組みです。この制度を活用して、例えば地場の建設業、食品加工業・外食産業などの参入が促進出来ると云ふことです。

もう一つは、全国的に広がりが見えてくる耕作放棄地対策を体系的

に扱う整備するかといふことです。所有者への農地としての利用命令や、市町村による緊急管理です。例えば耕作放棄地があつてそれを管理しなくてはならない。例えば草刈りをしなくてはならないというような仕組みを、きちんと仕組み化して、更に農地所得の下限面積を一〇haまで緩和するといった制度が、今回整備されることがなっています。

新たな経営安定対策（品目横断的政策） のねらい（資料10頁参照）

この点からが品目横断の政策についてです。まず現在の国際情勢の

下では、農業の生き残りを賭けた農政転換が急務です。ところは、ご承知の通りWTOの下で、関税など国境措置の引き下げ、生産刺激的措置を制限するという規律の強化があります。従つて農産物貿易の拡大を図つしろ!という動きになつてゐるわけです。

その為の具体的手段として、関税の一定の国境措置の水準を確保すること。このことは国の姿勢ですので、私も是非体を張つて國の方よろしくお願ひしたいと言つたいたいところです。しかし先ほど申し上げたように、国境措置の引き下げの中では限界があるのです。

もう一つ、土地条件に恵まれない我が国の農業の競争力を強化するところにいますが、これから極めて重要な役目になります。コスト低減のため、消費者サイドのニーズをきめ細かく配慮して供給するといつたことや、技術と経営感覚に優れた扱い手を育てるということは、もう当たり前ですが、先ほど申し上げました小規模農家の集落営農の参画により、広範な扱い手作りということが大切であるといふことをここで語つております。

それでも充分ではないので、足りざる部分を補う支援措置が、これまでお話しする品目横断の政策ですが、この措置が国際ルールにも揺るぎのない緑の政策でなくてはならない。しかしながらスタート時、我が国はEFTAなどの先進国とは違い、先進国とはいわゆる品目横断、直接支払いの先行国とは違います。日本はまだスタートしていませんので、言つなれば初めての取組みとなるわけです。完全に

緑の政策ではない要素も入れながら、運転で言えば慣らし運転ならざるを得ないのがスタート段階だと思います。しかし将来的には完全な緑の政策に向けた移行がされないとだめだとここでは語っています。

現在の支援措置は、生産量に直結をして、生産刺激策です。この制度は国際ルールでは削減対象となつてゐる。そして昨年7月末のWTO大枠合意でも、品目別の支援に上限を設けるということが盛り込まれておりました。現行の土地利用型で取り組まれている品目との価格制度では持たない。つまり品目政策は、縮小か廃止が余儀なくされています。

まさに毎年の生産と繋がらない直接支払制度、つまり「デカップリング政策」にすべきである。扱い手にして、中長期展望の下で、後継者にも新規就農者にとても安心して生き生きと経営が出来る制度設計というものが必要になつてくるのです。

また制度導入にあたっては、国民が財政負担に納得が出来、かつ農業を産業として支える扱い手を支援するために、バラマキとなりない仕組みでなくてはならないのです。

新たな経営安定対策（品目横断的政策） のイメージ（資料11頁参照）

11頁には、そのイメージが出ています。品目横断的と称するわけ

ですから、土地利用型の個々の作物ではなくて、経営全体に着目した政策です。複数の作物の組み合わせによって、水田作と畑作について新たに導入しようとする仕組みです。尚、野菜と果樹と畜産といった專業的經營が主体の作目では、現行制度の見直ししながら対応するといひとど、あくまでも土地利用型作物を取り組んでいくといひとじゅ。

制度導入にあたっては、無条件で補填するというわけではなく、諸外国との生産条件格差の補填として、いわば輸入品と生産条件格差が著しい土地利用型作物について、格差分を経営単位で補填するという仕組みです。従つてそのまま補填をするので、通称ゲタ方式、ゲタといふ呼び方をしています。

もう一つあります。これは収入・所得の変動緩和のための補填策です。現行の米の担継（担い手經營安定対策）や稻穂（稻作所得基盤確保対策）制度で、価格下落時に經營単位に収入・所得の変動に応じて補填するといふもので、波線をなしていくので、なりしと通称で呼んでいます。従つて品目横断の政策はゲタとなりしの二階建てといふ感じです。

12頁は、生産条件の格差是正の更に具体的なイメージです。まず対象となる作物は何だとなりますか、国境措置の水準から、生産条件格差が明らかとなっている品目、現時点では水田の麦・大豆・畑作の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴しづは、関係国との調

整、市場原理をもよおした加工原料作物にどのように導入できるか

といふ制度改正がまだまた残っています。これからです。

そこで水田地帯では関心の高い米は、なぜ品目横断に入らないのかとなります。それは米は現在四百数十の国境措置が歴然としてあります。国内市場での輸入品との生産条件格差はないので対策の必要はない。更に生産調整により米以外の作物生産を促進している状況下で米の直接支払いを行なえば、ますます米が生産過剰に陥る。価格暴落を招くだけで、所得減少にも繋がる恐れがあります。

私が説明をする時に米の話はするのですが、畑作地帯では「なんだ四作物という中に雑豆は入らないのか」といふことをよく言われます。これは米と同じです。特に小豆などと質問を受けるのですが、国では現時点では国境措置が効いてくる。国内市場においても畑作四品目のように、消費者負担や財政負担により一定の助成を行なって生産の維持を図つてはいるわけではないので、これらはつまり雑豆は対象外とするといふことです。

次に品目ごとに格差の大きさが異なるといふことです。経営ごとに「品目別単価×当該品目の作付実績」を足していくと、経営単位ごとに補填額を算定します。

更に緑の政策とするためにこれから申し上げるのは、作付実績を過去の一定期間の面積で固定して、毎年の經營に於いて何を作らうとも、何も作りなくても、一定の支援が得られる。これが「デカツ



ブリングなので、じつは政策になるのです。

但しあつきも申し上げました。ヨーロッパのように先行地帯ではなくて、我が国は今回初めてスタートします。つまり慣らし運転をしなければならないのです。生産せずに支援だけを受け取るといつたり、捨て作りのようなモラルハザードが生じることが懸念されます。この防止策として、需要に応じた生産の確保や、品質のよい物についてはフレニアムを与えるという品質向上の促進を図る工夫が必要になってしまいます。補填の一環に毎年の生産量や品質に応じて算出するような方法も考えられます。

しかしこの仕組みは先ほども申し上げたように、「生産刺激的な性格が強いわけです。従って WTO の農業交渉の中では、黄色の政策として位置付けられる恐れがござります。よって緑の政策を中心とした政策体系の転換をしながら、この制度は一定の限度に抑えしていく」とが必要となってきます。

つまり各々に相当する部分の一要素にこいつた黄色の政策が入るので、その金額がどれくらいの比率になるのか。或いは黄色の政策をいつまで続けるのかという时限などがこれから検討課題となるものと私は考えております。

収入・所得変動の影響緩和対策、いわゆる先ほど申し上げたなしの具体的なイメージです。これは対象品目が市場で価格形成される、そういう価格変動がある品目であって、ゲタをはかせても収入所得が充分でない品目が出しちゃう可能性がある。具体的には畠作四

品目、水田作一品目となります。いずれにしても生産条件格差の是正対策、いわゆるゲタが構じられますので、その効果が充分なら必ずしもなりしの導入は必要ではないという場合も出てきますし、それらの政策の兼ね合いの中どうするかを検討しなければならないところなのです。

経営単位で評価をすることになるので、「品目」との変動額×品目「じとの面積」を対象作物で合算をして、経営単位の補填額を算定するという方法が考えられます。しかし、国際ルールとの関係で、持続的安定的な運用に向けて様々な工夫がこれから必要になってくると考えています。

そこで資料には書いていませんが、水田地帯としては一番関心がある米政策大綱の下で今取り組んでいます。その関係はどうなるのか。これは十六年からスタートしたわけですが、制度が着実に推進するということが必要です。新たな経営安定対策の導入にあたっては、この米改革と充分整合性をとつて進めることが肝心です。

それと米対策の制度と畑作の制度が、別々の年度にスタートするということにはならないと思います。十九年産からやろうという考え方ですので、それまでに米政策大綱の検証もしていかなければならないということなのです。

13頁「品目横断的政策への移行のイメージ」は水田畑作の品目横断的移行のイメージ図です。左が現行、右が移行後のイメージ図です。移行が十九年といふことなので、十九年産を右と考えて

いただいて、左が十六、十七年産、十八年産も入ります。左側に棒状の品目別の長方形部分があります。この全体が現在の収入です。

下が白抜きです。白抜きの部分が売上の部分です。網掛けの部分が消費者と財政負担の部分です。右側の売上と支援部分を見ると、三層構造で積み上げられている図式になっています。右側の網掛けの一重枠のなつ部分と、さつき申し上げました収入変動部分と、その下の枠が二層に区分されています。網掛け部分がゲタで、そのゲタの部分が固定支払いとしての緑の政策の部分です。その下に当該年の支払い部分とあります。これはその年その年で変わります。

私自身で可変支払いと言っていますが、可変支払いとしての、これが黄色の政策です。こういったものがミックスをされたイメージというふうに、現行と移行のイメージを抑えていただきたいと思います。

14頁「品目横断的政策（諸外国との生産条件格差是正対策）のイメージ（大規模畑作の例）」は大規模畑作地帯のゲタ部分の図解です。つまり諸外国との生産条件格差部分だけの図解です。左が現行です。右が移行後です。例えば十九年産から制度がスタートとなるなり、十六年から十八年の三年間の西山なら西山の、品目別生産実績の平均値が経営単位に算定されて、網掛けにある緑の政策、これは網掛けになつていなければ、ちょっと色のついている部分です。緑の政策と、白抜きの当該年の黄色の政策、この二層構造で、西山とい

う者の直接支払いの額が算定されます。もちろん今申し上げました当該年の生産に基づく支払いというのは黄色の政策ですので、これをこれからどう続けるか。あることはこの白抜き部分の当該年の生産に基づく支配の部分の比率、そういうものがどうこう形で打ち出されるか。こういったものが今後の検討課題となるとかと申し上げました。

今後はこの仕組まれる内容について、関心を高めていかなければなりませんと考へています。

農地・農業用水等の資源保全施策のねらい（資料15頁参照）

わい、今まで扱い手農地問題と品目横断的経営安定対策の話が終わりました。15頁以下が資源保全施策、それから環境政策です。まず資源保全施策です。施策のねらいは、産業政策だけでは脆弱化に歯止めが利かない農村について、地域振興策をどう仕組むかに尽きるわけです。今現在進めている、生産基盤や生活基盤の整備についても、今後は農業者を含めた地域住民などの役割分担を明らかにしながら、政策体系を見なおして行かなければならぬとに記述されています。そこで過疎・高齢化で農業農村構造の変化が進む中で、農地農業用水などの資源は、国民共有の財産として捉えるという視点が重要です。

なぜ資源保全施策が、今必要なのかについては、次の3点に整理されています。

まずここに書かれてある通り、農地・農業用水の保全管理体制が崩壊の危機にあるということです。府県の水田地帯のように、都市化・混住化によりこれまでの地域共同取組みによって維持されていた農村コミュニティが崩壊の危機に陥っているということが一つです。

次に、食料の安定供給を図るために、優良農地や水利施設を適切に確保する必要がある。これらの資源は、一回機能が損なわれますと、復元に多大な時間とコストを要します。従って、生産力の保全なくしては、食料の自給力の確保も出来ないということです。わいに農村の自然景観の維持・形成に応えるためには健全な保全管理が不可欠です。従って、良好な状態で次の世代に引き継いでいくため、地域の創意工夫と多様な取組みによる新たな施策を必要としております。

農地・農業用水等の資源保全施策のイメージ（資料16頁参照）

具体的な施策確立に向けた検討方向。これは施策のイメージです。まず地域の実態調査を行なつて、施策の有効性や実効性を見極める。検証しながら検討を進めるところとおきます。これも二つ

のポイントで整理されています。

「地域共同」「多様な主体の参画」というのが基本です。具体的には一定のまちもありのある地域を対象に、農業者やその他の住民を中心にして、水や土地改良区などにより地域一体となつた資源や環境の保全活動に取組む仕組みが考えられています。

今地域ではNPOや都市住民の方も参画するという場合もあるでしょう。こゝへした多様な主体が、一つの協議会を設置して頂いて、取り組もうとする活動を協定として明確にして進めるという、そういう進め方が考えられます。また、農村の自然や景観の保全などを新たな社会的要請にも応える仕組みなどです。

要件として、資源保全と合わせて生態系・景観・国土保全といつた農村環境保全の取組みを誘導していくことが考えられます。そして支援の必要がある効果の高い取組みに对象を限定すると謳っています。国民の理解と納得を得つつバラマキとならない制度設計を検討するところなのです。効果の高いとは、地域への貢献、農村振興の観点から、施設の長寿命化或いは環境や景観保全、多様な主体の参画等々、いろいろな要素を組み合わせた上で具体的な詰めを行なつてもらっているのです。

17頁は、「資源保全施策の導入に向けた手順」について整理がされております。

まず十七年度は何をするかといつて、資源保全に関する実態調査、手法の検討調査です。保全活動に対する掛かり増し経費とい

うか、コスト分の支援というのが必要とされた場合、これをモデル的に実証検討して施策どおりにやつしていくことが考えられます。

こゝで中山間地域の直接支払に似たこの制度は、中山間地域支払いの平地版といつよいよ誤解もあるようです。これは生産条件の不利・不整の中山間対策とは、そもそも資源保全の施策主旨が違います。但し中山間対策が対象地域の資源保全に寄与することも事実ですし、従つて既存制度との重複を避けつつ、双方の制度の整合性がとれて存立する。そういう制度設計が求められています。

18頁はそういう意味での取組み事例です。先ほど申し上げました多様な取組みの事例です。

新たな農業生産環境施策のねらい

(資料19頁参照)

環境問題に対する国民の関心が高まつしきじる中で、農業生産においても適切な対応を取つていかなければなりません。国民の信頼を得てもらつてしまつては、農業生産活動による環境影響にはプラスとマイナスがあります。プラスの面としては、農業は本来物質循環に依存する産業である。環境と調和した産業といったことが挙げられます。ところがマイナスの面としては、製品の化学生産資材の不適正な使用。或いは農薬の不適正な利用によつて、水質汚濁と

いうことがもたらされるのです。家畜排泄物、廃プラスティックの発生といった環境負荷が生じていることも挙げられます。よってマイナス面を出来る限り軽減することが重要です。農業生産環境施策というのは、環境保全を重視した農業への転換と、より高いレベルの環境保全の実現を目指す農業者を育成していくことを目指したものであるとしています。

20頁は「新たな農業生産環境施策のねらいのイメージと具体化の手順」です。具体的には環境と調和の取れた農業生産活動の確保を図るために、農業者が最低限取り組むべき規範を策定しましょう。そして各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求めることにしています。

規範の具体的内容としては、作物生産、家畜生産にかかる活動のうち、環境面への影響が大きい事項について、農業者自らが生産活動を点検して不備がある場合に改善するような取組みが想定されています。

そこで、点検の対象事項です。普及事業で進められており、基本技術の励行さえしていれば問題はないわけです。土地作りの励行、適切で効率的な施肥と防除、廃棄物の適切な処理と利用などが作物生産活動に伴うもの。家畜生産では、家畜排泄物法の遵守というものが想定されます。これらの点は十七年度三月までに有識者による規範の策定を行なつて、十七年度以降に規範実践の各種支援策のうち、可能なものから要件化するという運びになつて

います。

更に規範以上に環境保全への取組みが要請されている地域において、さてどういう地域かなどいふことです。審議会の部会でも議論になるのですが、要請される地域というのはやはり都市周辺の農業地帯です。琵琶湖などは正にそういうです。琵琶湖周辺の農業というのは、現在の適正な施肥、農薬を半分にするという取組みに対して支援策がとりられています。

そういう地域の、環境の負荷を必然的に低減しなければならない地域において、環境負荷の大大幅な低減を図るためのモデル的な取組みに対する支援の導入を検討するということとしています。

このモデル的な支援というのは、水・自然環境保全の為、農業による環境負荷について住民から大幅な低減要請をされている地域です。環境負荷の大大幅な低減が実現され、かつ今後そのことが普及として期待される取組み。こういうものを対象として支援策を導入することが想定されています。支援手法の導入に向けたスケジュールについては、十七年から対象地域などについて検討するための調査に着手し、具体的な支援策を検討するとしています。

21頁は主要課題の今後のスケジュールです。これは総括的に整理されたものですが、担い手制度では、先ほど申し上げた集落営農の組織化。これは全国的な運動展開をしていかないと、今現在、一萬の集落営農のうち一一〇ぐらいがそれに近い組織になつていますが、それではこれから経営安定対策の担い手としては全国ベース

で力バーできないですから、集落営農をいかに全国ベースで、

特に水田農業地帯で組織化をするかどうかにかかるかだと思います。

経営安定対策は十九年度からの導入に向けて、十八年の通常国会

を経て、主要な制度改正をして十九年度産の営農活動前に間に合わ

せるとしているとしています。

そのため本年秋に、さつき申し上げた制度の詳細が具体化される

としてしまして、夏から秋が山場、ピークになって来ると思います。

経営安定対策の具体的な内容は、そういう時期に非常にクローズアップされてきます。そういう意味で行くと、なんだ十九年度産か

ひではないかとなります。極めてスケジュール的にはタイトな状況にあると考えなければなりません。

資源の保全と環境施策は十七年度は予算化されて、調査事業が行

なわれますので、それを経て十九年度から導入となるのです。

以上が駆け足で説明してきました。今後具体化される様々な政策、三つの大きな政策が本道の実態に沿つたものとなるように、北海道が一丸となつて取組んでいくことが極めて大切ではないかと思っています。

本日お集まりの皆さんには今後とも国段階の検討状況を充分に注意をして頂き、道農政部には僭越ではございますが、意見要望をひしひし繋いで頂いて、そして農業団体と共に国に対し北海道の意見を申し入れてくれるものと考えておりますので、よろしくお願

いしたいと思つてます。

あとQ&A 「新たな経営安定と資源保全政策等の一〇の疑問」を載せてあります。後で参照願います。

末尾に資料を二つ用意しました。ご説明をしたいと思います。
まず、「企画部会での発言要録（〇四・一一〇五・一）」があります。ごく簡単にまとめてあります。整理してみたら、昨年の一四二〇日から終わりが今年の一月二八日。私が拙く話した内容が赤裸々に書いてあります。私の発言のポイントをまとめたものです。

部会はどのような形でやるかどうか、農水省の幹部がずらつと並んで、大臣がいたり副大臣がいたり、そういうレベルの人人が出ていて、農水省の幹部の方がもちろんおられまして、常時一〇〇人近くのマスコミ関係者、財務省の人が顔を出したり、米国大使館の関係者も出席されてくるようです。どんな議論をするのか非常に注目しておられるのでしょうか。

昨年一月に生源寺部会長のお許しを頂いて、まずプロ農家が活躍して産業として農業が存立する地域が北海道であるといふことかい、十勝のある町を事例として、関連産業、つまり原料作物を生産して加工していく過程での関連産業と、雇用規模というものを含めた産業的裾野の広がりといふものを、数字で裏打ちをして説明させていただきました。一枚ものの資料「北海道畑作（代表例としての十勝地域）の変遷」で、産業城下町といふ形の説明をさせていただきました。三回に北海道が先行実施しております、クリーン農業の施策

充実のために、環境支払い制度の創設を打ち出すべきだといつよいことを言つておりますし、多様な担い手の位置付けとか、農水省の補助金が、個別補助金ではなくて統合補助金にしたらどうか、ついでに株式会社の農地取得は慎重にあるべきだといつよいことを言いました。

四回は、平さんがプロ農家論を力強く展開をされまして、私も席に座つていて、北海道の心意気を感じた次第でござります。

五回には、農地農業用水等の資源保全施策についての、国の説明が水田農業に非常に偏りすぎていることに対する、厚かましくも留萌管内の事例を挙げながら、畑作や酪農畜産地域の資源保全政策の必要性を強く訴えました。農林水産省の所管している一次産業の存立こそが、我が国の地域の存続意義に繋がるといふことを申し上げて、今回こそ農林水産業に関わる地域横断的な直接支払いもそろそろ検討すべきではないのかということも申し上げました。正に農水省の出番でござりますよといつよいと激励発言をしたのですが、反応はありませんでした。しかし部会が終わってから、今の石原事務次官がつかつかと私の所に寄つてきて、「いやいや、本当は西山さんが言つておられるようなことをこれからやらないことはないんだ」と言いました。そういうことは、私じこそこそと聞いていたのですが、会議の席上で言わないと記録に残らないのですから云議の席上で言つていただきたいなと思いました。

まあそれは別にして、七月に中間報告に盛り込まれる農業生産

環境施策は、今回は鳴り物入りで検討がスタートしたわけですから、Eリ先行の環境直接支払い制度に繋がるような書きぶりを求めたのです。しかし今回の中間報告の原案は事前に見ておりましたが、何かお茶を濁すような内容でした。お茶を濁すといつたら怒られます、私も環境施策と地域資源施策を説明するのは非常に億劫なのです。例えば鳴り物入りでその施策を打ち出したらもっと、これから日本農業をいつぶつに引っ張つていくという内容に書くべきだと思うのですが、そういうものではないのです。

私の説明の後の二つが、歯切れが悪いといつよいのはお分かりだと思います。例えば「〇〇兆たらどれくらいの支払い数字になるのかも、極めて厳しいでしようね、わかりませんけれども。ちょっと余計なことでした。

いずれにしても、環境直接支払いといつよいことをきかべると位置付けをして、そういう内容に中間報告を纏めるべきだといつよいについては、不満を申し上げました。さつき申し上げたように、限定期的な実験事業的なもので終わるようですので、残念です。

九月には、私の前の仕事が道産食品安全室長でございましたので、室員に悪いと思いました。北海道先行の食の安全・安心の条例を設定しますといつよいことをアピールしました。これは消費者委員から極めてひどい反応がありました。

十月に風水害がございましたので、新規就農者といつよいのは担保が

非常に少ないわけです。そういう厳しい実態を、留萌の新規就農者の事例を挙げて説明をし、特段の支援策を創設すべきだと言ったのです。しかし全国農業団体が、担い手の特定はすべきでないと、そして経営安定対策は幅広く支援すべきだと、何となくバラマキの方向にぶれるような動きが見られたので、「こゝで釘をささなければならぬ」と思ふ、能力とやる気のあるプロ農業者としての担当者に視点を当てる、そして国際ルールにも将来揺るぎのない緑の政策となるような制度設計をするより、強く訴えたといふのです。

わたくしだけ言わせてしまひます。

十一回七日㈰、私はこれまでの主張を改めて畑作地帯で訴えました。これが最後の貢の資料です。畑作地帯、とりわけ十勝農業の半世紀に渡る血の滲むよしな取組みを、私も感動したのですが、お亡くなりになつた天間先生の力作、NHK出版の「離農」という本に事例を引つ張りながら、資料にびわざりますように一〇分近くとつと説明させていただきました。周辺の人からは飽きたと言われましたけれど、厚かましく一〇分しゃべりました。しゃべったことは農水省のホームページに出ていますので、こんなことを話していたのかと感じ取つていただけるかと思います。

最後です。十一回一四四㈰に一四時五六分に留萌管内で地震が発生しました。発言しようとしている時に背中を叩かれまして、「支所長、管内で地震ですか」と云つて止む無く途

中退席をしたのですが、この時にものすゞらじょと書きました。「自給率が高くても経済的に豊かでない北海道ばあ」という言葉を経済関係の委員が、十一回一四四㈰に書いたのです。私はそれで反論をしようとと思ったのですが、背中を叩かれたものですから、反論しないで出てしまひました。

これは年を明けても反論しなければならないと思う、企画部会の最初に手を上げさせて頂いて、「北海道を侮辱するな」と云つて下さいました。こんなことを言つました。わかつとかつて云つて申し上ひました。これを書いたことが、あれは今回の食料・農業・農村政策審議会の真髓ではなかろうかと思ひます。

東京の人の物差して農業・農村を語りせんたり、やはり東京の物差しです。それをやはつて云ひかで釘をさしたうと思つて、一回一八日先週、発言をさせていただきました。自給率論理もむだしまして、今日は十勝の人は居られないのだと思ひますが、十勝のバイオエタノールが、要するに農業の食以外の利活用というものが、これから日本の農業の自給力・供給力の確保というもので、非常に重要なのはないのかといふことと、一酸化炭素削減条約の発効に伴つて、これからは農業の役割は非常に大事だし、自給率・自給力というのはもつと幅広く検討したうかがかかるうつむけの厚かましい発言をいたしました。

「清聴するわあつがといひました。(拍手)

新たな経営安定対策と資源保全施策等のねらいとイメージ
－新たな政策体系の構築に向けての現時点での考え方－

○ 担い手育成の必要性	2
○ 担い手育成の方策	3
○ 担い手に対する農地の利用集積の促進、 体系的耕作放棄地対策の整備等	8
○ 新たな経営安定対策(品目横断的政策)のねらい	10
○ 新たな経営安定対策(品目横断的政策)のイメージ	11
○ 農地・農業用水等の資源保全施策のねらい	15
○ 農地・農業用水等の資源保全施策のイメージ	16
○ 新たな農業生産環境施策のねらい	19
○ 新たな農業生産環境施策のイメージと具体化の手順	20
○ 主要課題の実施スケジュール(案)	21

平成17年1月
農林水産省

＜経営安定対策の今後の取り進め方について＞

「品目横断的政策」の対象経営については、企画部会の中間論点整理(平成16年8月取りまとめ)において、構造改革を推進する観点から、①認定農業者や一定の集落営農であって、②一定の規模を満たすもの、とすることが適当であるとされています。

これら基本的な事項については、基本計画に盛り込むべきものと考えています。

しかしながら、施策の実施段階で必要となる対象経営の規模や支払単価の水準などの具体的な要件は、19年産からの政策の導入に向けて予算化していく段階(今年夏～秋を想定)で確定させていくべきと考えております。

担い手育成の必要性

構造改革の立ち遅れ

- 農業従事者の減少・高齢化、農地面積の減少の加速化が進む一方で、特に土地利用型農業において農業経営の規模拡大に遅れ
- このまま国内農業の生産構造の脆弱化が進めば、食料の安定供給の確保や地域の経済・社会の維持・発展に重大な支障が生じるおそれ

WTO等による貿易グローバル化の流れ

- 競争力のある農業の構築が必要。

消費者・ユーザーの要請を踏まえた食料自給率向上の必要性

- 生産量・品質面での需要に応じた生産が可能な「担い手」の育成が必要

地域農業の脆弱化により多面的機能の維持に支障のおそれ

- 地域農業を支える「担い手」の早期育成が急務

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の
相当部分を占める強靭な農業構造を構築する必要

《考え方》

- 産業政策と地域振興政策を峻別
- 担い手を明確化し、これらに施策を集中化・重点化

《担い手とは》

- ① 効率的かつ安定的な農業経営及びこれを指向して経営改善に取組む農業経営
- ② 一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落農

担い手育成のための方策

認定農業者の認定促進と規模拡大

- 認定農業者（19万）については、規模拡大等経営改善を図り、効率的かつ安定的な経営体に発展
- ①地域水田農業ビジョンで担い手として位置付けられた者（27万）のうち認定農業者以外の者（14万）、②農地の利用集積の対象者のうち、今後育成すべき経営体として市町村が考えている経営体（19万）については、認定農業者の認定を促進

一定の要件を満たす集落営農の組織化

個別経営としては規模が小さい等の場合であっても、一定の要件を満たす集落営農を組織化し、将来、効率的かつ安定的な経営体に発展

集落営農については、①規約を有する、②法人化計画を有する、③主たる従事者の目標所得が市町村構想以上である、④一元経理を行うなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することを目指す（特定農業団体化、特定農業法人化）。

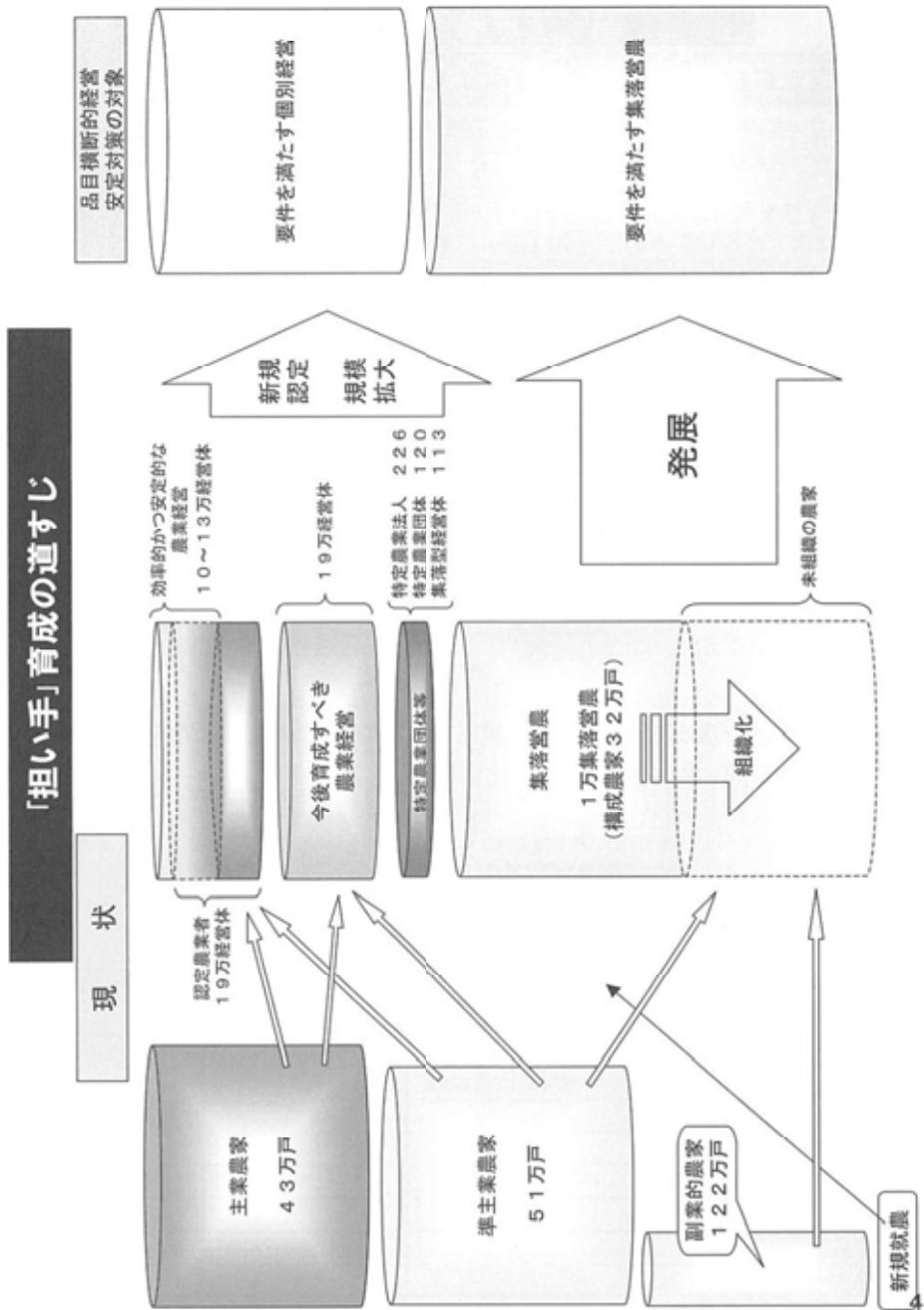
このため、農業団体、農林水産省、地方公共団体は、総力をあげて、担い手の育成、集落営農の組織化に努力

その際、担い手経営安定対策の16年産の加入状況は、加入件数で3万（1%）、加入面積は16万ha（10%）であるが、面積要件の8割水準を満たす水田経営面積が北海道で8ha（10ha×8割）、都府県で3ha（4ha×8割）以上の農家数及び水稻作付面積は、それぞれ16万戸（8%）、55万ha（34%）であり、担い手の掘り起しの余地が十分にある。

また、これらの者に対する農地の利用集積を加速化し、望ましい農業構造の実現を期す。

	全経営類型	水田農業ビジョン 27万
効率的かつ安定的な農業経営	10～13万戸	
認定農業者	19万戸	12万
今後育成すべき経営体として市町村が考えている経営体	19万	
地域合意に基づく担い手		14万
特定農業法人	226	
特定農業団体	120	
集落型経営体	113	1.5万
集落営農	1万（構成農家32万戸）	
その他（受託組織等）		

※重複あり



小規模農家や兼業農家の役割

副業的農家の所得

「副業的農家」は、農業所得はたった34万円（総所得の5%）。

1人当たり総所得では、副業的農家（208万円）は、農業で家計を支えている主業農家（186万円）に比べて多い状況。

担い手以外の農家の役割

兼業農家、高齢農家などの農家については、現状の個別の経営を継続する場合よりも有利な選択肢があることを踏まえ、地域における合意形成に基づき、地域農業において一定の役割を担う。

① 農地を「担い手」に貸し、地代収入を得る

農地を周囲の認定農業者等の担い手へと貸し出す等により賃料収入を確保する（リタイア希望高齢農家、安定兼業農家（家計費は兼業所得で充当））

＜小規模農家層は、農地を担い手に貸し付け地代収入を得る方が得＞
稻作所得は、作付規模0.5ha未満は、1.6万円/10a、1.0ha未満では2.4万円/10a
担い手に農地を貸した場合、地代収入や不要額の合計は2.4万円/10a

② 「担い手」たる集落営農に参加する

一定の要件を満たす集落営農の構成員として経営に参加する（不安定兼業農家（家計費の一部を農業所得で充当））

＜担い手たる集落営農に参加すると（例）＞
配当金収入4万円/10a・年 + 出役に応じた賃金10万円/年 + 経営安定対策の対象※
(※ 一定の要件を満たす集落営農の場合)

③ 高付加価値農業を行う

有機農業、観光農業、複合経営（軟弱野菜、菌床栽培等）など高付加価値型農業により、相応の収益を得る

[有機米価格5.9万円/60kg(通常の米1.6万円/60kg)]

地域における共同作業(水管理、草刈りなど)の役割分担**担い手の育成と地域における共同作業の維持を両立している事例は多数存在**

- 都市近郊、中山間それぞれの地域の実態に応じて集落営農を組織化。
その中には、畦・水管理などの管理作業は全員が参加し、管理委託費を支払う例。
- 個別農家、法人経営においても、農地の出し手や近隣の兼業農家に対して、水管理などを委託し、委託料を支払う例。

地域における役割分担に向けた合意形成の促進策

今後、農業経営基盤強化法を改正し、農用地利用規程の中に、

- ・ 利用権の設定等を受けるべき担い手
 - ・ 担い手以外の関係者の役割分担（水管理、草刈りなど）
- を明確に位置付け、合意形成を促進

事例：秋田県大館市 農事組合法人立花ファーム

- 特徴**
- 都市近郊地域において集落ぐるみで特定農業法人を設立
 - オペレーターは少人数、管理作業は全員で実施



扱い手に対する農地の利用集積の促進、体系的耕作放棄地対策の整備等

扱い手に対する農地の利用集積の促進

- ① 集落営農の組織化・法人化
 - ⇒ 特定農業団体化を促進し、特定農業法人の設立を支援
 - 集落の農用地利用規程において、
 - ・集落営農の構成員の役割分担等を明確化
 - ・扱い手に対する農地の利用集積目標を明示
 - 特定農業法人等に対し、農地保有合理化法人による金銭出資を可能に
- ② 個別経営の規模拡大（農地保有合理化法人による農地の仲介機能を拡充）
 - ⇒ 農地の売渡信託に加え、貸付信託を可能にする等

株式会社等の農業への新規参入のための「農地のリース特区」の全国展開

- 現行のリース特区の評価

リース特区においては、地元の建設会社、食品産業事業者、NPO法人等が、市町村等の働きかけを受けて、余剰労働力の活用、地域振興、高品質生産、都市農村交流等の観点から、耕作放棄地等を活用して農業参入。地域においてはきちんと農業をやってくれていると評価。
- リース特区の全国展開（特定法人貸付事業）
 - ・耕作放棄地が相当程度存在する区域において、
 - ・市町村と参入法人がきちんと農業を行う旨協定を締結し、
 - ・市町村等が参入法人に対して農地をリース。協定違反の場合はリース契約を解除。
 - ⇒ リース特区について、市町村基本構想に位置付けることにより実施可能に

体系的耕作放棄地対策の整備

- ① 体系的耕作放棄地対策の確立
 - ⇒ 農業の構造改革計画である都道府県基本方針、市町村基本構想に耕作放棄地対策を追加
- ② 耕作放棄地に対する強制的な賃借権設定
 - ⇒ 農業委員会の指導等に従わない耕作放棄地の所有者等に対し、地域の特定農業法人等に対する強制的賃借権の設定を可能に
 - ⇒ 耕作放棄地につき、所有者等に対する措置命令、市町村による緊急管理（草刈等）を可能に
- ③ 農地の権利取得要件の下限面積の緩和
 - ⇒ 耕作放棄地が相当程度存在する区域における下限面積については、最低10aまで緩和可能に

農業振興地域整備計画の策定・変更手続の透明性の向上

- ⇒ 農業振興地域整備計画の策定・変更時の公告において、理由を添付するほか、地権者だけでなく市町村の住民による意見提出も可能に

生きがい、ホビー農業のための農地の利用機会の拡大

- ・市民農園の開設につき、市町村との協定を要件に、市町村及び農協以外の者でも開設可能に

商法、有限会社法改正に伴う農業生産法人の法人形態要件の改正等

- ・農業生産法人の法人形態要件から、有限会社を削除、合同会社(LLC)を追加
・農業生産法人の関連事業に民宿等を追加

新たな経営安定対策(品目横断的政策)のねらい

農産物貿易のグローバル化が進む国際情勢の下で、我が国農業の生き残りを賭けた農政転換

農産物貿易のグローバル化とは？

◇WTO体制の下で、

- ・関税水準等の国境措置の引き下げ
 - ・自国の農業に対する支援措置を制限するルールの強化
- により、農産物貿易の拡大を図る動き。
すなわち、より強い競争力を持つ国が農業が栄えることを目指すもの。

グローバル化への対抗手段

①一定の国境措置水準の確保

②土地条件等に恵まれない我が国農業なりの競争力強化

- ⇒ 多様なニーズにきめ細かに対応できる供給能力を強化
- ⇒ 限りある条件の下でも低コスト化(価格競争力強化)を追求

- 技術や経営感覚に優れた担い手を育成し、それらが中心となった農業構造を作り上げることが必要
- その際、地域農業を守るために、小規模農家の集落営農への参画等を通じ、広範な担い手育成を図る必要

③①、②で足らざる部分を補う支援措置

国内支持に対する国際規律の強化に対応可能な政策として実施

- ⇒ 将来の国境措置の変動に対応できる仕組み
- ⇒ 国際規律上、削減対象とならない「緑の政策」を中心とした政策体系への移行(現行の「黄の政策」のままでは、品目ごとの上限設定ルールにより、縮小・廃止の方向)

- 国民が財政的負担を納得できる政策(バラマキでない政策)
 - = 我が国農業を支える担い手を支援するための政策
- 毎年の生産と関連しない直接支払制度(デカップリング政策)の導入

担い手に集中化・重点化した「緑の政策」として直接支払制度を導入

新たな経営安定対策(品目横断的政策)のイメージ

「品目横断的政策」とは?

個々の作物ではなく経営全体に着目して講じる政策

- ⇒ 複数の作物の組み合わせによる複合的営農が行われている水田作及び畑作に導入
- ⇒ 野菜・果樹・畜産など部門専業的経営が主体の分野については、品目別対策で対応

経営安定のための支援の必要性は?

①諸外国との生産条件格差の補てん

農産物価格が輸入農産物との生産条件格差により、農業経営にとって十分なものとなっていない場合に、その格差について経営単位で補てん

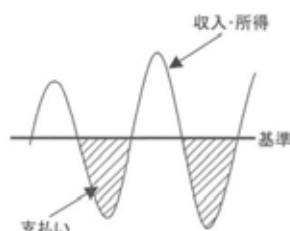
②収入・所得の変動を緩和するための補てん

市場で形成される農産物価格が下落した場合に、経営単位の収入・所得の変動に応じて補てん

①諸外国との生産条件格差の補てん



②収入・所得の変動を緩和するための補てん



(参考) 同様の性格を備えている現行品目別対策

- ・麦作経営安定資金
- ・大豆生産者団体等交付金
- ・砂糖最低生産者価格制度

- ・担い手経営安定対策
- ・稲作所得基盤確保対策
- ・大豆作経営安定資金

①諸外国との生産条件格差の是正対策

(7) 対象となる作物は、国境措置の水準等から生産条件格差が顕在化している品目

⇒ 現時点では、水田作では麦・大豆、畑作では麦・大豆・てん菜※・でん粉原料用ばれいしょ※ 等を想定

※関係国との調整や市場原理導入のための制度改正が前提

(イ) 生産条件格差の大きさは、品目により異なるため、経営ごとに『品目別単価×当該品目の作付実績』を積み上げて、経営単位の補てん額を算定

(ウ) 「緑の政策」とするためには、上記の作付実績を過去の一定期間の面積として固定することが必要

⇒ デカッピング政策、すなわち毎年の営農において何を作っても、あるいは何も作らなくても、一定の支援が得られる仕組み

⇒ ただし、モラルハザード(生産を行わずに支援だけ享受、捨て作り)の防止、需要に応じた生産の確保、品質向上の促進を図る工夫が必要

・例えば、補てんの一部は、毎年の生産量や品質に応じて交付

②収入・所得変動の影響緩和対策

(7) 対象品目は、市場で価格が形成され(価格変動がある)、①の諸外国との生産条件格差の是正対策の効果によっても、十分な収入の安定が得られない品目

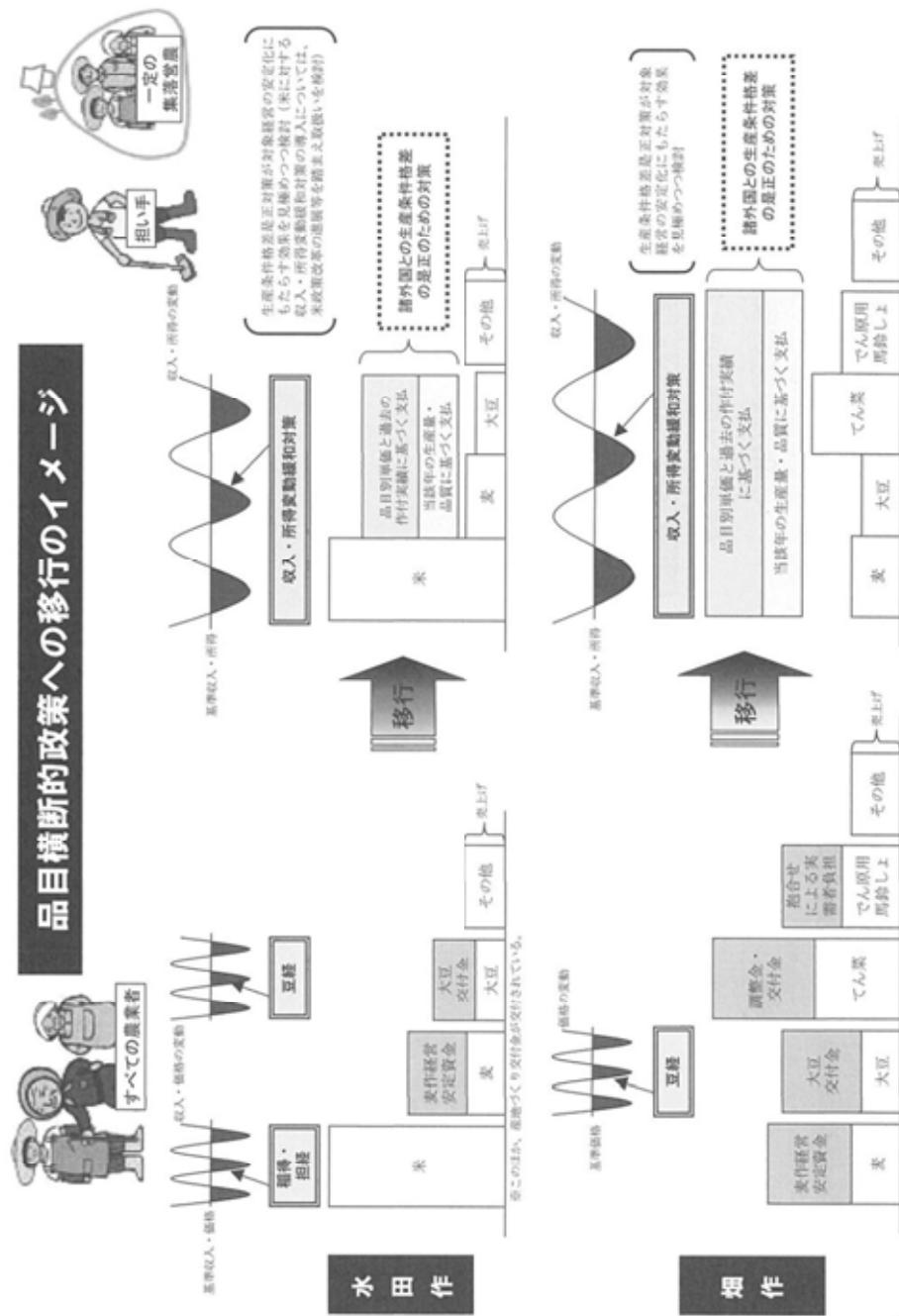
⇒ 米及び①の対象品目について必要性を検討

(イ) 収入・所得の変動は、経営単位で評価する必要

⇒ 「品目ごとの収入・所得の変動×品目ごとの作付面積」を対象となる作物で合算して、経営単位の補てん額を算定

(ウ) 国際規律への対応については、持続的・安定的に運用しうるものとなるよう国際規律との関係で工夫が必要

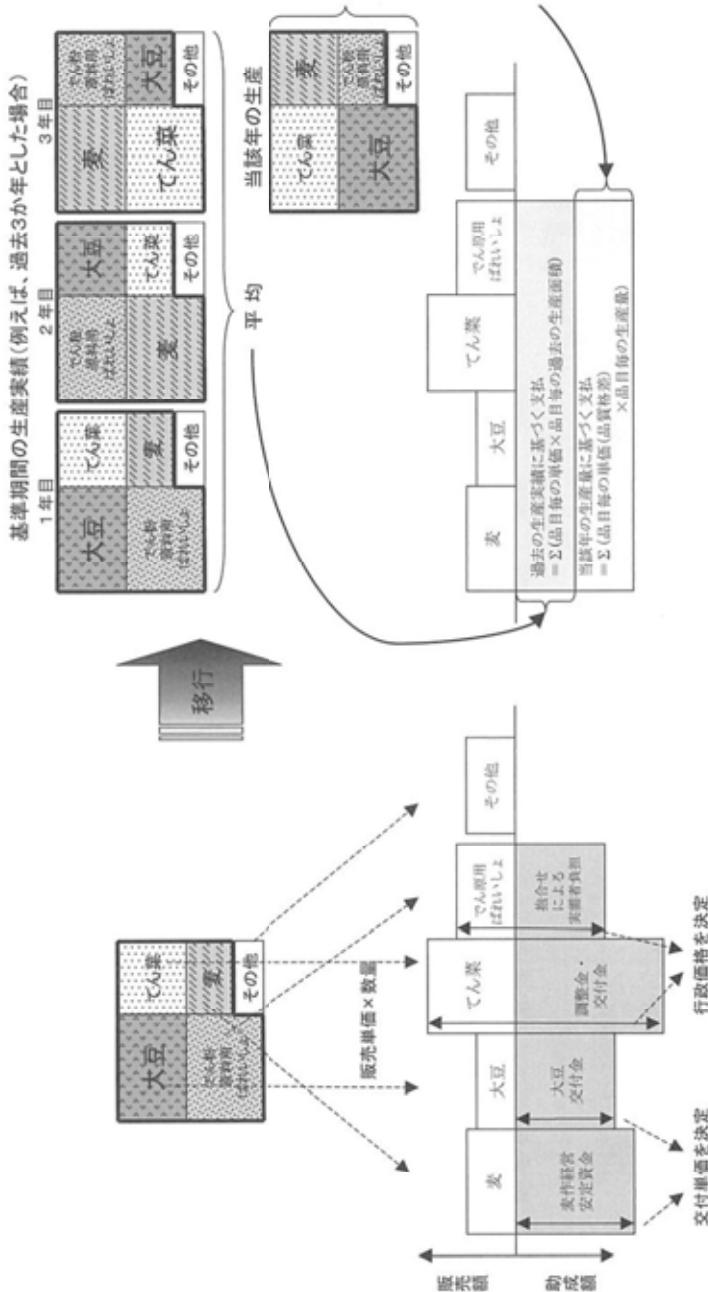
品目横断的政策への移行のイメージ



品目横断的政策(諸外国との生産条件格差是正対策)のイメージ(大規模畑作の例)

現行対策

新たな経営安定対策



農地・農業用水等の資源保全施策のねらい

農地・農業用水等の保全管理体制が崩壊の危機

- これまで地域共同の取組により維持
⇒ 過疎化・高齢化等に伴う集落機能の脆弱化
⇒ 都市化・混住化等に伴う地域共同活動への参加人数の減少、農地や水路へのゴミ投棄など保全管理上の課題の増大

食料の安定供給を図るため優良農地や水利施設を適切に確保する必要

- 全農地面積の6割に達する優良な整備済み農地や40万kmに及ぶ水利資産の更新や保全管理を適切に実施

農村環境の保全に対する新たな国民の要請へ対応する必要

- 国民的要請が高まっている農村の自然や景観の維持・形成に対して、その基礎となる農地・農業用水等の健全な保全管理が不可欠

国民共有の財産である農地・農業用水等の資源を良好な状態で次世代に継承するための施策が必要

《考え方》

- 地域の創意工夫と多様な取組を基本とした、資源や農村環境の保全のための新たな施策を導入

《「農地・農業用水等の資源」は国民共有の財産》

農地・農業用水等の資源は、

- ① 農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や資源環境保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な「社会共通資本」
- ② その効果は地域住民や国民全体に波及

農地・農業用水等の資源保全施策のイメージ

地域の多様な実態を踏まえ、施策の有効性や実効性の検証を行うとともに、国民の理解と納得を得つつ、新たな資源保全施策を検討

新たな資源保全施策のイメージ

「地域共同」「多様な主体の参画」を枠組みの基本

- 一定のまとまりある地域を対象に、農業者やその他の地域住民を中心とし、JAや土地改良区等の関係団体を含め、地域が一体となって資源や農村環境の保全活動に取り組む仕組みに、NPOや都市住民の参画も求める
- 例えば、
 - ・地域ごとに、多様な主体が保全活動に取り組む「協議会」を設置
 - ・協議会の構成員が取り組む行為を「協定」として明示

農村の自然や景観の保全など新たな社会的要請にも応える仕組み

- 農地・農業用水等の資源保全と併せ、生態系、景観、国土保全など農村環境保全の取組を誘導

支援の必要のある効果の高い取組に対象を限定

- 資源の適切な保全の実効性を確実に担保し、かつ、地域社会全体への貢献や農村振興の観点から見た「効果の高い取組」を誘導し、バラマキとなる制度設計を検討
- 効果の高い取組とは、例えば、
 - ・施設の長寿命化（きめ細かな手入れ）
 - ・農村の自然環境や景観の保全
 - ・取組への多様な主体の参画
 - ・構造改革との連携・整合などの視点

このような仕組みの導入により、
 ・構造改革の加速化に対応した多様な経営体や生産構造を支える資源の保全
 ・地域共同の取組支援による農村環境や地域の維持・振興
 に資する

資源保全施策の導入に向けた手順

平成17年度は、

- ① 資源保全実態調査(8.5億円)
 - ② 資源保全手法検討調査(1.5億円)
- を行う

資源保全実態調査

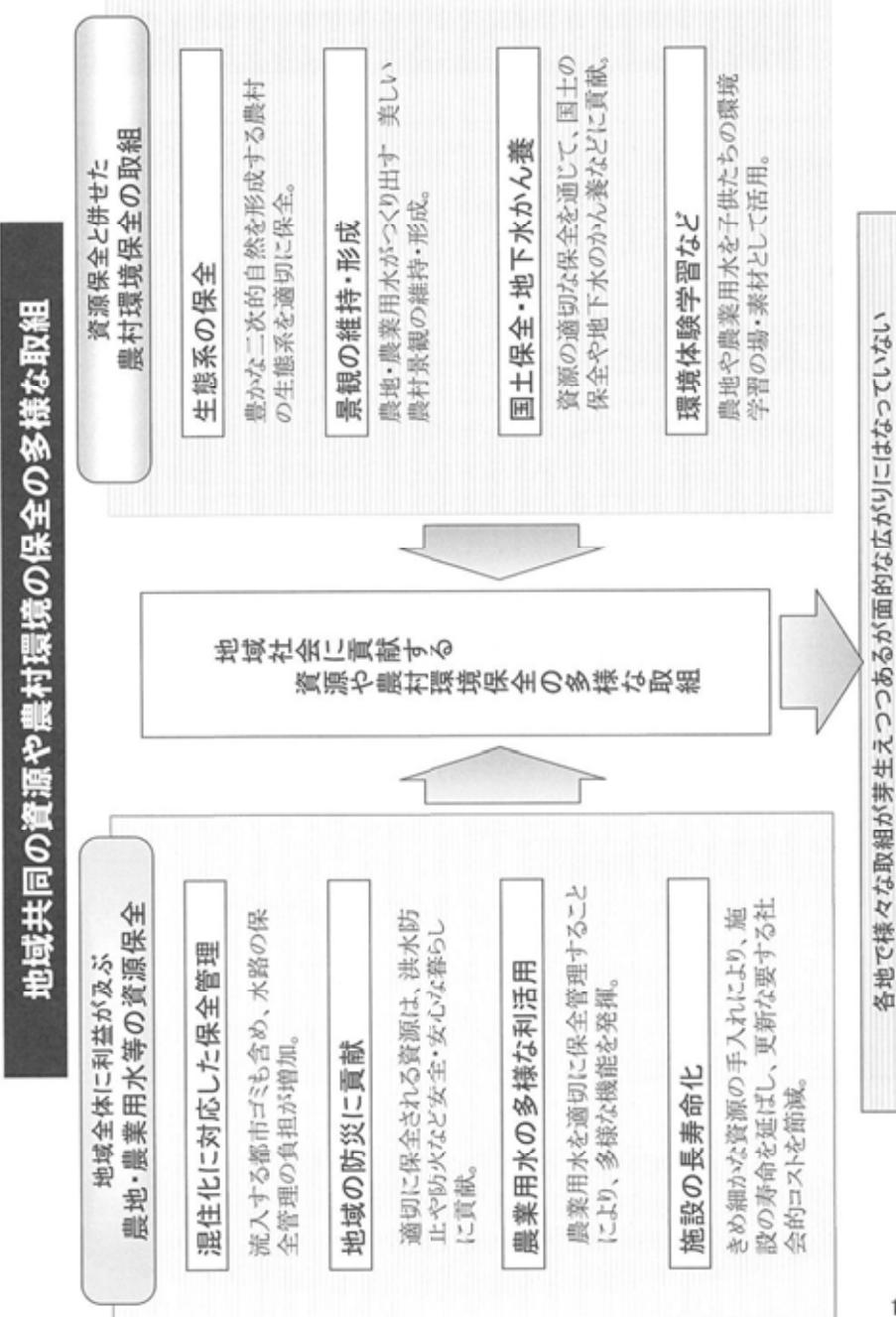
- 共同活動の取組単位となる数10～100ha程度の規模の「地域」を設定
- 調査対象地域は、各地の多様な資源保全の実態を幅広く把握するため、平地・中山間・都市近郊や水田・畑等のバランスを考慮し、全国で概ね400地域を選定
- 「都道府県」が主体となって、それぞれの地域ごとに、
 - ・農業農村構造の現状把握と将来予測<高齢化、混住化、担い手の状況等>
 - ・資源量の定量的把握<管水路・土水路など資源の種別やその分布状況等>
 - ・地域共同活動の現状把握<活動への参加者、その時期、頻度、内容等>
 - ・「効果の高い取組」の実態把握と実現可能性予測<環境保全活動、多様な主体の活動参画、施設の長寿命化対策、構造改革の推進に向けた地域ぐるみの取組等>
 - ・地域ごとの将来展望を踏まえた資源保全の枠組みの検討
- 等を実施

資源保全手法検討調査

- 資源保全実態調査で把握した約400地域の多様な実態を踏まえ、「国」が主体となって、
 - ・望ましい取組レベルの指針となる活動のリストアップ
 - ・国民ニーズの把握や情報発信
- 等を行い、有識者を交えた多角的な議論により、保全管理手法を検討

保全活動に対する支援が必要とされる場合
モデル的に実効性の検証を行いつつ施策を導入

地域共同の資源や農村環境の保全の多様な取組



新たな農業生産環境施策のねらい

環境問題に対する国民の関心がますます高まるなかで、農業においても環境との調和について適切な対応をとり、国民の信頼を得ていくことが必要

農業生産活動による環境影響は正負の両面があり、負の面を極力低減する必要

<正の環境影響>

- 農業は本来、その生産を物質循環に依存し、環境と調和した産業
- 適切な農業生産活動によって、良好な農村の二次的自然環境を形成
- 農業の自然循環機能の適切な発揮を通じ、我が国の循環型社会形成に貢献

<負の環境影響>

肥料・農薬・エネルギーなど各種資材の不適切な利用による水質汚濁や大気汚染、家畜排せつ物や廃プラスティックなどの排出など、様々な環境負荷が発生



- ・我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換
- ・より高いレベルの環境保全の実現を目指す農業者を育成

新たな農業生産環境施策のイメージと具体化の手順

① 農業者が最低限取組むべき規範の策定

環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るために、農業者が最低限取り組むべき規範(環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求める。

- ⇒ 平成16年度中に有識者の意見を踏まえて規範を策定
- ⇒ 平成17年度以降、規範の実践を各種支援策のうち可能なものから要件

【環境規範(案)の概要】

次の事項について、農業者自らの生産活動を点検し、不備がある場合には改善に努める。

○作物生産関係:土づくりの励行、適切で効率的な施肥及び防除、廃棄物の適正な処理・利用、エネルギーの節減、新たな知見・情報の収集、生産情報の保存

○家畜生産関係:家畜排せつ物法の遵守、悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行、家畜排せつ物の利活用の推進、環境関連法令への適切な対応、エネルギーの節減、新たな知見・情報の収集

② モデル的な取組みに対する支援

環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図るためにモデル的な取組に対する支援を導入する。

- ⇒ 平成17年度から支援の具体的手法、支援対象地域等について検討するための調査に着手

- ・ 対象地域:地域の水環境や自然環境を保全するために、地域の住民等から農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減が要請されている地域
- ・ 対象取組:具体的に環境負荷の大幅な低減が実現される取組
- ・ 支援の手法:対象となる取組が的確に実践されることを確保するために必要な支援

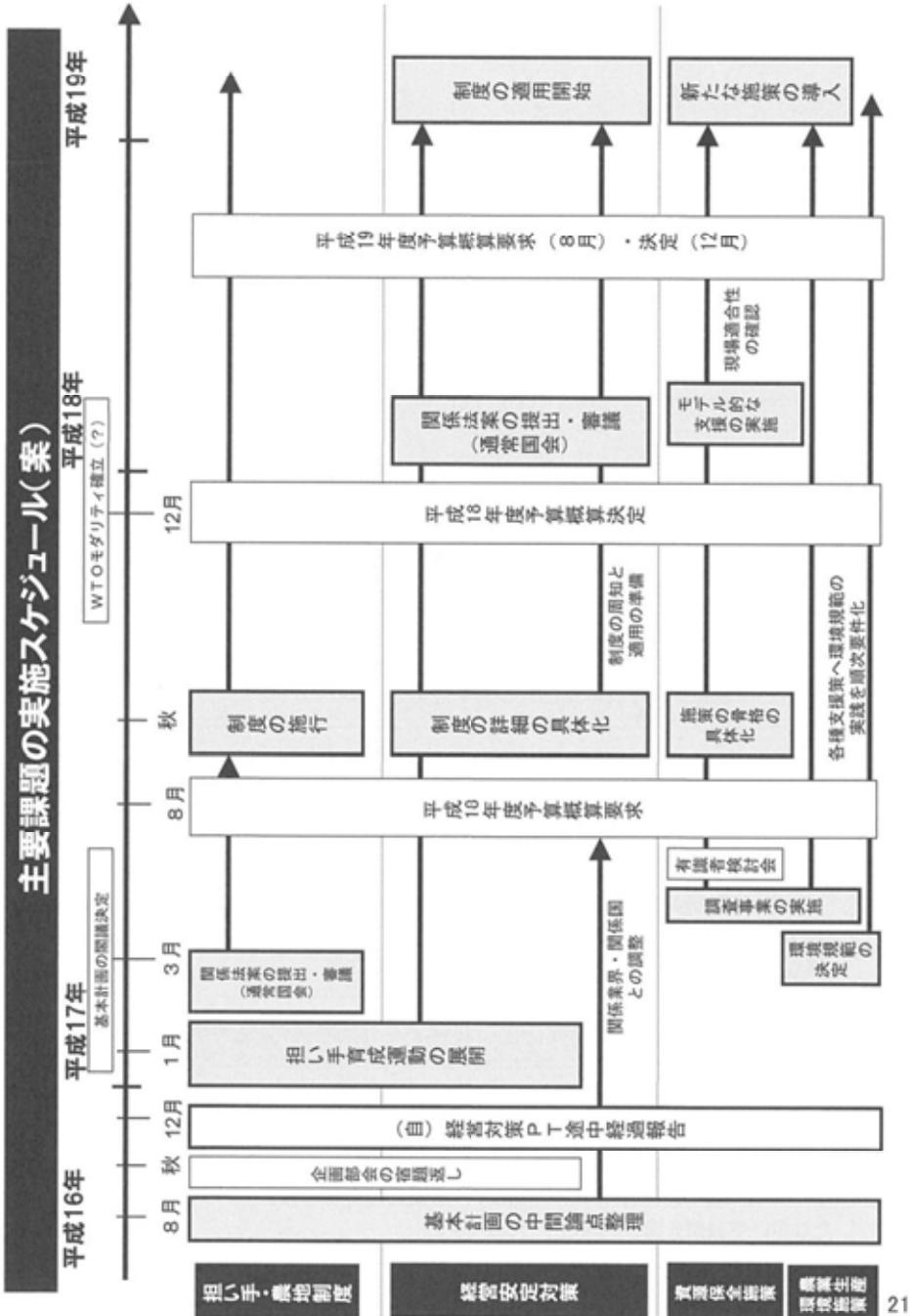
「新たな農業生産環境施策確立調査委託事業」の実施(H17年度～)

【支援対象とするモデル的な取組の検討】

内外の環境負荷低減への取組事例等の実態、その環境負荷低減効果の評価の実施、実施状況を検証・確認する手法などを調査。

【「環境保全への取組が強く要請されている地域」の選定のための指標等の検討】

農業生産活動に伴う環境影響が顕在化している地域等の実態を調査するとともに、環境負荷の程度を表す指標を検討。また、環境負荷を大幅に低減する農業生産活動への取組に対する農業者、地域住民等の意向・評価などを調査。



新たな経営安定対策と資源保全施策等の10の疑問

Q1 経営安定対策の対象経営や単価水準など制度の詳細は、3月の基本計画の策定時に決定されるのですか？

A 経営安定対策の対象経営の規模要件や支払単価の水準などの具体的な内容は、19年産からの導入に向けて予算化していく段階(今年夏～秋を想定)で確定させていく考えです。

Q2 今後は担い手と担い手以外で政策が区分されるのですか？

A 農業者の高齢化や担い手不足が問題となっている一方で、農業経営の規模拡大が遅れています。こうした中、農業の構造改革を進めるためには、担い手に政策支援を集中化・重点化し、早急に担い手を育成・確保していく必要があると考えています。

・Q 小規模農家や兼業農家は施策の対象外になるのですか？

A 小規模農家や兼業農家についても、担い手たる集落営農に参加することにより、担い手を対象とする経営安定対策などのメリットを受ける道も開かれています。なお、農地を担い手に貸して地代収入を得たり、高付加価値農業を行うなど、それぞれの実態に応じた選択肢もあります。

一方、地域振興施策では、小規模農家や兼業農家の農家も、農地・農業用水などの資源の保全管理や地域資源を活用した地域経済の活性化など農村振興を推進する上で重要な地域社会の一員であり、当然、対象となるものです。

・Q 農林水産省は「40万経営体」と言っているがそれはどういうことですか？

A 現行の「農業構造の展望」では、平成22年度に「効率的かつ安定的な農業経営」として40万の経営体を確保するとされていますが、新たな担い手政策は、こうした経営を育成・確保していくために行うものです。したがって、「効率的かつ安定的な農業経営」だけではなく、一定の集落営農を含め「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す者も対象として新たな担い手政策を講じていくということです。

Q3 担い手は規模要件で一律に決められるのですか？

A 担い手を明確化する制度である「認定農業者制度」は、担い手を規模などの一律の基準で国が選ぶのではなく、市町村が地域の農業経営者の意欲や能力を尊重して認定する仕組みとなっています。

ただし、品目横断的政策の対象者については、日本型の直接支払制度として検討されているものであり、その政策導入の必要性を国民に理解して頂くためにも、一定の規模要件は必要であると考えています。

・Q 担い手だけで自給率は向上できるのですか？

A 従来の品目ごとの価格政策については、構造改革の推進を直接の目的としたものではなく、品質をめぐる需要と生産のミスマッチが生ずるなどの面がありました。また、現状のままでは高齢化や担い手不足により国内の農業生産が縮小してしまうことが懸念されています。

このため、担い手に政策支援を集中化・重点化し、担い手を育成・確保することにより、①構造改革が加速化され、生産性の高い担い手による生産の増大、生産コストの低減や品質の向上が図られるとともに、②消費者や食品産業のニーズに的確に対応した農産物の安定的な供給や、国内農産物の需要の拡大が図られ、食料自給率の向上につながるものと考えています。

なお、食料自給率は、国内生産のみならず、国民の消費の在り方に大きく左右されるものです。

Q4 担い手育成をどのように行うのですか？

A 経営安定対策(品目横断的政策)の19年産からの導入などの政策転換に向か、「担い手」を育成・確保するため、行政・農業団体それぞれの体制を整備し、①認定農業者の認定の加速化、規模拡大、②集落営農の組織化、③新たな経営安定対策の先駆けと位置付けられる米政策改革の担い手経営安定対策の加入促進などの取組を全国運動として展開していきます。

Q5 品目横断的政策とはどういう政策ですか？

A 「品目横断的政策」とは、個々の作物ではなく経営全体に着目して支援する政策のことです。複数の作物の組み合わせによる営農が行われている水田作と畑作について新たに導入しようとするものです。

支援の仕組みは、

- ① 諸外国との生産条件格差の顕在化している品目について、その格差を是正するものと、
- ② 市場で形成される農産物価格が下落した場合に、経営単位の収入・所得の変動に応じて補てんするもの

とから構成されます。

なお、野菜・果樹・畜産など、その作物の生産に特化した経営が主体の分野については、現行の品目別対策を適切に見直しながら対応していくことが適当と考えています。

すなわち、品目横断的政策は、単に農業者の所得が減少した場合に、その一定割合を無条件に補てんするといったものではなく、納税者である国民の理解が得られるものとすることが必要と考えています。

Q6 経営安定対策の導入と米政策との関係はどうするのですか？

A 平成14年から2年間にわたって大議論を行った末、米政策改革が取りまとめられ、平成16年度から米政策の大転換を進めているものです。

もとより、現時点では、定められた改革ステップに基づいて、これを着実に推進していくことが重要です。したがって、新たな経営安定対策の導入に当たっては、こうした米政策改革と十分な整合性を確保する形で進めていく必要があります。

Q7 農地は株式会社に開放されるのですか？特区制度は地域に受け入れられたのですか？

A 現在、特区制度の中で、全国で株式会社も含めて68の法人がリースにより農地を利用していますが、これらの取組は、地域との十分な話し合いの下で、円滑な定着が図られており、現場からは積極的な評価も寄せられているところです。

こうした実態を踏まえて、農地のリース特区を全国展開することとしています。具体的には、市町村と株式会社などがきちんと農業を行うと協定を締結した場合に、市町村などが法人に農地をリースする仕組みとすることを考えています。

協定違反の場合はリース契約を解除することとしており、農地の適切な利用は確保されることとなります。

Q8 地域振興政策はどうなるのですか。

A 我が国の農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成が不可欠であるとともに、その発展の基盤である農村の活性化が必要です。すなわち、産業政策と地域振興政策は、いわば農政における車の両輪といえるものです。

このため、生産基盤や生活基盤の整備をはじめとする地域振興政策についても、今後は、農業者を含めた地域住民などの様々な役割分担を明確にしつつ、その目的を効率的に達成していくための政策体系の見直しを行っていく必要があると考えています。資源保全施策も、こうした地域振興政策の体系見直しの一環として、19年度から新たに導入するべく検討しているものです。

・Q 小規模農家や兼業農家対策として理解してよいのですか？

A 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤である農村は、農業者のみならずその他の地域住民も含めた地域が一体的に参加する取組の下、都市住民やNPOとの連携も取り入れつつ振興していく必要があります。

したがって、農地・農業用水等の資源の保全管理、地域資源を活用した地域経済の活性化などの地域振興政策は、小規模農家や兼業農家のためだけの対策ではなく、様々な役割を担う地域社会の関係者が共同で行う取組などを対象とすることが適当です。

Q9 資源保全施策とは、どういうものですか？資源保全施策は、中山間直接支払を平野部向けに展開するものなのですか？

A 資源保全施策は、国民共有の財産である農地・農業用水などの資源を良好な状態で次世代に継承していくための施策として導入を検討しているものです。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における平地地域との生産条件の不利を補正するための施策であり、WTO農業協定でも支援を削減する義務の無いものとされています。

このことから、中山間地域等直接支払制度の対象範囲を平地地域まで拡大したのでは制度の趣旨にそぐわないことにもなり、中山間直接支払を平野部向けに展開するというものではありません。

Q10 新たな農業生産環境施策とはどういうものですか。一定の環境基準に該当しない農業はできなくなるのですか。

A 国民の期待に応え、環境と調和した農業生産を推進していくため、①農業者が最低限取り組むべき規範(環境規範)を策定するとともに、②環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を19年度から導入するべく検討していきます。

この環境規範は、法的な強制力を持つようなものではなく、実践しなければすぐに農業ができなくなるものではありませんが、国の各種支援を農業者が受ける場合には、その実践を義務づけることにしています。

企画部会での発言要旨（04.1～05.1）

2005.2.4

北海道留萌支庁長
食料・農業・農村政策審議会企画部会 臨時委員
西山泰正

○'04.1.30

- 野菜などを組み入れた畑作の直接支払いのイメージ如何。

○2.12

- 今回の品目横断的経営安定対策に一番関心が高い十勝の畑作農業と関連産業との関わりについて事例説明。（資料提出）

○3.5

- 環境に配慮した農業推進には、新たなコスト発生、支払制度創設すべき。

○3.22

- 認定農業者となることが見込まれる就農者も「担い手」として位置づけすべき。
- 農業参入した建設業者やコントラクターなど「担い手」の多様化を図り、支援策を講ずるべき。
- 使い勝手の良い「統合補助金」制度の導入を。
- 株式会社の農地取得は慎重にすべき。

○4.9

- 品目横断的な直接支払いについて、合理的な輪作体型の維持といった「コンプライアンス」をセットして、需要に即した生産確保措置のしくみづくりを。
- 現行の品質プレミアム制度を活かして、「捨てづくり」などモラルハザードとならないしくみづくりを。
- 加工原料作物の政策体系の見直しをするとしているが、具体的イメージの早急提示を。

○4.21

- 有識者ヒアリングにおいて、北海道・十勝農業のプロ農家としての誇りと責務について、平さんから力強い発言。

○4.26

- EUの直接支払いは生産行為を要件としないとしているが、輪作体系の遵守が条件か如何。

○5.14

- 地域資源対策に関わって水田用水の維持・管理だけでなく、畑作・酪農地帯での資源

対策として、「海づくりは、森づくりから」という視点で、農地の河畔林再生への支援策の必要性を訴え。さらに、農林水産業横断的な農山漁村地域直接支払いの創設こそが、農水省に期待されると、激励。

○ 5.18

- 担い手支援策について、突然、地方政府を飛び越えて中央直結支援システムを提案したことに対して、地方分権の趣旨から「禁じ手」である旨の異議唱える。

○ 5.24

- 「緑の政策」と地域特産加工原料作物の位置づけを国際規律の一つとしてWTO交渉で提案したらどうか。
- 財務省所管の財政制度審議会から、すでに「農業の直接支払いは、農業者のみが打撃を受けるものではない」との指摘がされている。財政当局に対しても、直接支払いの制度設計を早期に提示すべき。

○ 6.14

- 有識者ヒアリングにおいて、ワタミファームの「有機酪農」への取組みへの北海道としての支援を紹介。

○ 7.21

- 「中間報告」においてEUの環境直接支払を凌ぐ「日本型の環境直接支払い」の制度設計の打ち出しがされないことに対して失望の念を表明。

○ 9.16

- 食の安全・安心に関わって、食育、クリーン農業、独自認証制度の推進などに向けた条例制定と組織再編、といった北海道の先行取組をアピール。
- 食の安全・安心対策の地域での推進にとって、使いやすさが売りの国の「統合補助金制度」は最適。よって、国の関与・排除を念のため確認。

○ 10.8

- BSE問題への全頭検査体制の見直しには慎重を期すべきと要請。
- 全国的な災害に対応して、担保物件の少ない新規就農者への特別な支援策の配慮が必要と訴える。

○ 10.29

- 品目横断的経営安定対策に対する加工原料作物の政策体系の見直しの一端がやっと示され、直接支払いの全貌が見えた。能力とやる気のある担い手に焦点を当てた魅力ある産業としての農業の確立と、加工原料関連産業が立ちゆくこと、そして、国際規律が強まる中、揺るぎない制度設計とすべき。

○ 11.17

- リサイクル資源の過度な活用に伴って、「特殊肥料」の取り扱いには慎重な対応が必

要と提案。

○ 11.30

●兼業中心の本州水田地帯への支援施策のあり方を「産業政策」と「地域政策」とに分離して議論すべきという論調に対して、北海道のような地域自給率が高く、大消費地への食料供給地域においては、産業政策そのものが地域政策であることを忘れないよう、念のため確認。

○ 12.7

●北海道・十勝農業の歴史を事例として説明・紹介し、「ばらまき的」な支援策とならないよう、品目横断的経営安定対策の国の不退転な取組姿勢を強く訴える。発言要旨は次のとおり。(資料提出)

①十勝農業は一朝一夕で現在の姿になったのではない。多くの犠牲のもとで現在があり、今もなお飽くなき農産物輸出といった、高い目標にチャレンジ中。

②WTO交渉のためには先手必勝が肝心。

③北海道の水田農業について、全国ベースでの施策踏襲が、結果として、やる気のある担い手にとって厳しい実態。早急に「米政策大綱」を検証した上で、北海道の水田農業の道筋を切り開いていくことが必要。

④個別価格支持政策から品目横断的経営安定対策の転換は、そもそも国主導で打ち出したもの。さらに「中間報告」に記述の担い手への重点支援という道筋から決して「ぶれる」ことのないよう、改めて確認。

○ 12.14

●留萌支庁管内で、震度6弱の地震発生のため途中退席。

○ '05.1.28

● 12.14 の部会で、委員の一人から、「自給率が高くても経済的に豊かでない北海道云々」との発言があったので、会議の冒頭で「地域の豊かさを経済的側面で判断すべきでない。都市と違って地域には、自然や癒しといった心の豊かさがある。都市と農山漁村が対峙・対立するのではなく、双方が共生していくことが大切であり、今回の農政改革論議の視点もそこにある。」旨、発言。

●自給率について、バイオエタノールの検討が十勝地域でスタートしている。資源循環による再生可能な燃料作物といった「食」でない農産物も「自給力・供給力」といった観点から位置づけし、経済産業省などとの省庁を超えた幅広い自給率議論をすべき。

北海道畑作（代表例としての十勝地域）の変遷



	35年	45年	55年	2年	7年	12年	現在(h 15)	比較(S 35→現在)	
耕地面積(千ha)	213.2	220.2	243.8	260.4	260.4	258.8	257.2	+20.6%	
農家戸数(戸)	23,254	16,239	11,705	9,740	8,681	7,582	7,250	▲68.8%	
農家人口(人)	144,837	83,509	54,646	45,330	40,744	35,653	33,490	▲76.9%	
十勝管内の総人口 (参考：樺山管内)	345,500 (105,010)	344,446 (85,274)	353,686 (73,949)	356,095 (62,359)	357,126 (57,642)	357,858 (54,830)	362,617 (53,397)	+5.0% (▲49.2%)	
1戸当たり耕地面積(ha)	9.2	13.6	20.8	26.7	30.0	34.1	35.5	3.86倍	
主要な農作物	水稻(ha) 小麦(ha) 馬鈴薯(ha) 豆類(ha) 甜菜(ha) 野菜(ha)	3,781 2,191 12,681 111,215 12,627 —	3,770 6,490 18,800 74,620 24,700 3,540	1,400 23,900 22,900 40,800 27,000 6,230	429 36,400 23,900 30,790 31,600 11,680	246 36,300 26,100 29,940 30,900 12,500	170 40,600 25,700 23,840 30,900 10,457	52 44,100 23,300 26,600 29,500 10,182	豆類偏重→ 馬鈴薯、甜菜といった寒冷地作物への転換 ・4品目(小麦、馬鈴薯、豆類、甜菜)に野菜を加えた輪作体系の確立 機械化による効率的経営
1戸当たり農業機械保有台数(台)	0.02	0.48	1.52	2.62	2.89	3.50	—	—	
農業租生産額(億円)	199	496	1,712	2,212	2,249	2,305	2,513	12.6倍	
1戸当たり生産農業所得(千円)	—	1,416	6,022	7,369	8,493	11,889	13,279	9.4倍	

資料：農林水産統計年報・国勢調査 (S35.45.55.62.7.12)・住民基本台帳 (H15.12)

注1：1戸当たり農業機械保有台数=耕耘機・農用トラクター数÷農家戸数
注2：農業租生産額、1戸当たり生産農業所得は14年の値

《農政(国) 等の主な動き》

○農業基本法の制定(昭36)

・農工間の生産性格差の是正
・農工間の生産性格差の是正

○食料・農業・農村基本法の制定(平11)

課題
 {
 ・構造改革の立ち遅れ
 ・多面的機能の發揮に支障
 ・國民と農業の間に距離感が存在

・農地利活用促進法(昭50)

・認定農業者制度(平5)
 -新食糧法(平6)
 -穀物價格安定法(昭40)
 -米生産調整実施(昭46)
 -UR合意(開拓化等:平5)
 -WTO交渉(平12~)：國際規律の強化

* 食料自給率

79% (昭35)

・大豆・なたね交付金制度(昭36)
 -穀物價格安定法(昭40)
 -米生産調整実施(昭46)

・大豆価格制度(平6)
 -愛・大豆価格制度の見直し(平12)
 -UR合意(開拓化等:平5)
 -WTO交渉(平12~)：國際規律の強化

40% (平10~15) → 45% (目標年)

4,478千円(平成14)《対S45比4.8倍》

パネルディスカッション

農業支援の具体の方策を探る

コーディネーター

(社)北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

パネリスト

北海道農協青年部協議会 会長 平 和男

北海道農民連盟 副委員長 末藤 春義

北海道武藏女子短期大学 助教授 松木 靖

助言者

北海道留萌支庁長



松木 靖 氏



末藤 春義 氏



平 和男 氏



太田原 コーディネーターを務めます太田原でございます。今日はたくさんの方にお集まりいただきまして、私からも改めて御礼申し上げます。

西山さんから迫真的報告がございました。この問題はこの一、二年日本の農政転換の軸心になる非常に大きな問題でありますし、しかもその焦点は北海道にあるということとも今のお話でよくお分かりかと思います。

今、北海道の中では、これから農政転換・確立に對して様々な期待がありますが、そういう期待通りに物事が進んでいるのかどうかという検証がこのパネルディスカッションの中心テーマになりますかと思つております。

今日はそういう問題を議論していただくに最適なパネリスト三氏に参加いただいています。簡単に私から紹介申し上げます。平和男さんです。北海道農協青年部協議会会長として大変お忙しいお仕事で奔走しておられると共に、十勝新得の代表的な中核的畑作農業者です。企画部会においても有識者として北海道農業者の意見を堂々と述べて、大変な感銘を与えた方でございます。

北海道農民連盟副委員長の末藤春義さんです。これも西山さんご承知のように、この北海道農民連盟が一つの組織として、日本で唯一直接支払い、日本型アカツブリンク政策の確立という命題を、じつも言つていられない時からもう十数年主張し続けてきたところとて大変注目されているわけです。その農民連盟の主張というのはじつはいうものであったのか。今印き台が出されて議論されているものどいうのは、その期待に添つものかどうかというところの検証を、今

田はじりべつただけむと思つてねります。

研究者からは、北海道武藏女子短期大学助教授の松木靖さんにも参加いただいています。松木さんはこの問題について以前から研究されております。そして、この問題を重視し、特別プロジェクトで当研究所において研究会を開いています。その中心的なメンバーとして活躍いただけております。西山さんのお話の中でなかなかよく解らなかつた、直接支払いとはどの位になるのかといふ、一番核心的なことについていろいろ試算をして頂いております。そういうことも含めてご聞示いただけるのではないかと思っています。

パネルディスカッションの進め方は、自分としては或いは自分の組織としてはどういったことをこれまで主張してきたのか、そして先ほどの西山さんの報告を受けて、今の全体の議論の進め方についてどう思うのかというのにつれて、基本的な見解をお出しいただきます。それが終わらまし、西山さんに対する質疑があると思います。その中に先ほどの西山さんの方から示されました三つの大きな論点、「担い手政策」「経営安定対策」「農業環境資源保全政策」ということについて、それから「食料自給目標」というのも含められておりますが、そういう順序で時間のある限り、問題点と北海道はどういうスタートで望むべきか、どういったことを聞き取りたいと思います。

後の方に二〇分ほど会場からの質疑応答の時間を取つておきます。それで皆さんからも十分にご発言頂きたいと思っております。それでは早速、平さんの方からご発言をお願いします。

平 鹿さんはじめ。改めまして、北海道農協青年部協議会会長を務めており、十勝管内は道東西の玄関口、JA新得町で畑作野菜を作つております、平でござります。よろしくお願いします。

この立場になつて、まもなく一年が経とていています。先ほど来から西山支店長がおつしやつたように、昨年四月企画部会の有識者のヒアリングの中で発言を求められました。現場にいる、正に今朝草取りをしてきました、除草機を入れてきました、防除してきましたという現場の声を、露ヶ閑の、あるいは札幌の会議室のテーブルで発言をするという立場でした。メディアや媒体を通して、消費者の皆さん、国民の皆さんあるいは業界の皆さんにお話をすると機会が大変多いです。すいぶん問題発言も飛び出しましたので、事務局の方から後から小突かれて、「会長の発言には非常に重たさがありまして、どうか注意してしつかり頭の中を三回ぐるぐるぐる回してから発言をしてください」と言われまして、最近はかわいいことを行つようになつたなと 思います。

私のほうからは、まずプロの農業経営者、あるいはプロ農家とは何ぞや。つまりこれは担い手なのだとこういふのです。この点について、品目横断につづいてお尋ねのか、お話をさせていただいたことがあります。

ここが悪いのかよく解りませんが、全中だとか農水省だ、西や南だとか言われていますが、プロ農家といふ言葉が、最近は農業政策の政策議論の中に出てきません。埋没してしまいました。昨年の今だけは非常に盛んでした。企画部会の中での消費者委員、経済界の委員や西や南の兼業や小規模農家、小規模エリア地帯から、プロつ

て何だと。アロは「アロで飯を食つてらるのを國の補助金なんか要らないじやないか」という言葉が、丁度一年前位の二回目、三回目の企画部会の中でお話が出てきたのじゃないかなと思います。

西山支店長の言葉を借りると、北海道ではアロフェッショナルということはむしろ当然当たり前のこととして、ずいぶん以前から言われてきたことです。

例えば農協青年部でいうと、平成九年度に道青協の長期方針の中で「二十一世紀の農業を展望する青年部活動 青年部の自指すもの」ということを策定しております。この時点で一項目目「アロの農業者として消費者の一ースに応える 生産性の高い農業経営を目指す」と、すでに謳っているのです。それが平成九年です。これは非常に昔から北海道の専業農家・主業農家が潜在的にアロフェッショナルということを意識してやっていたという証拠です。それがなぜか霞ヶ関の会議室のテーブルだと「アロって何だ」「夏、バスケットボールをやって、冬にアイスホッケーをやっている人だってアロじゃないか」などと、例えば農業新聞にも農政対論で出ておりました。が、「兼業農家や小規模農家といった補欠の選手や選手層を増やすのも農政として必要なのではないか」つまり「アロの一軍や補欠の選手を育てる事だって大事じゃないか」というような話がされております。

ところへ辺の話を四月の企画部会で「有識者」と「まあ有識者」というほどの有識者ではないのですが、西山支店長の言葉を借りると、喝を入れてきました。皆さんの思つているアロとは例えども感じじですかと。私達は国民とか消費者といつては、原料型作物な

のになかなか言えないけれども、少なくともそれは実需者により愛されるものをより安定的に生産してきた。そういう現場の生産責任が助成されている。そういう自覚がある産地や生産者などをアロフェッショナルといつてはいけない。僕の作っている大豆が消費者にどのように評価されるのかは、そんなことは知ったこっちゃないじうような人が、例え一〇〇粒作つてひよりが一〇〇粒作つてよいと、残念ながらその人はアロフェッショナルではない。これは最近ではなくしっかり BIN止めされていて、農協青年部もそのことを言って行こう。これが農政議論について打ち鳴りしてきた一番大きな部分です。

ところが「ラキストン線から北に行くとアロだそつだ」ということになるのですが、しようと川から南に行くと「アロって何だ。北海道の畑作農家だけアロなのか。随分そういうじんちんかんな議論がされています。

私は北海道の農協青年部の会長という立場と合わせて、今年度の東北・北海道アロックの全青協理事も兼任しておりますので、各都道府県の理事の皆さんとお話をすることがあります。北海道のしかも十勝・北見の畑作専業農家というのは、何かすじく特化した、突出した或いはちょっと異常な、そういう農家群経営体、経営群というような認識で見られています。何だかよくわからない。輪作つて何だと。輪作の説明をすると、余計にわからない。そんな現場で非常に苦労をしています。恐らく過去の先輩達も大変苦労をしたのではないかと思います。

そういう意味では大変良いタイミングで十勝から、十勝の畑作農

家じらの立場から、道青協の会長になり、随分メディアから取材を受けました。例えばNHKのニュース一〇で、八月の中間論点の出る直前に、小麦畠の終わったばかりの畑に取材に来ました。「青年部は随分かっこいい理想論ばかりしか言いませんね」と言われましたが、取材をされた記者やカメラマンに「青年部がかつこいいことを言わないでだれが言つんだ」と、「僕らがそれを言つていかないで、伝えたいかないと、いつたいて解つてもらえる人の琴線に触れるような言葉を誰が言つていくんだ」と言いました。NHKさんは大変なんでしょうけれど、NHKさんは本当に取材費が潤沢なのか、あの時間帯の、あの位の放送時間なのに、非常に時間をかけて取材をしたようです。

北海道の農協青年部が、どのように担い手の要件をまとめたかということだ、道青協が基本農業政策の確立に向けた提言というのを作っています。これは道青協のホームページにも日々に載るようにになりますし、実はこのグラ版を西山支庁長にも一応渡してあります。これは清書した部分ですが、昨年の六月から農協青年部の各主産地を代表する盟友が集いまして、かかる基本政策の転換に伴つて、どういう現場の声を積み重ねていこうかというものをまとめたのです。六月には西山支庁長と、企画部会の私達の大先輩になります九州熊本の森本委員にも来ていただいたので、北海道の農業の現場を見ていただこう。知っていただけ。いろいろ意見交換をしようというようなことをしています。中間論点を挟みまして、十月に二回目の組織討議を経て、二回目の検討委員会でもとめたペーパーがついでます。

この中で、農協青年部担い手という責任ある立場から、あなたたちが考えている、僕達が考えている担い手の要件は何だということなのですが、非常に単純且つ明快です。まず一つは主業農家であるといふことです。それから北農中央会が、六五歳未満という年齢要件をまな板に出してしまったが、その件について担い手は、次の時代の担い手を育成するという役割を持つてゐるのだから、そういう観点から一定の年齢要件が必要だよねという声が一方でありました。しかし他方、高齢でもあるいは後継者がいなくても、地域農業の中にあって優良農家が少なくなつた。こういう現場がある。そういうことを考えると年齢要件については慎重な議論が必要だという、正にこれは両論併記なのです。

これを僕の主觀で見ると、年齢要件が必要だといつてゐる地域は、じぶんかどひつと空知・上川のいわゆる米地帯です。それから年齢要件が必要ではないといつてゐるのは、じぶんかどひつと北海道の東・十勝・北見・根室・釧路といった、わりと規模拡大が成功して進んでいる、先発して進んでいたじぶんかどひつのようなエリアの、青年部の盟友の声が多かつたということです。

それから規模要件については、これも本道農業は相当程度構造改革が進んでるので、付す必要はないのではないか。但し、営農改善指針の自己努力に課すといつてますが、やはり政策の運用の整合性が図られる上で必要なのではないか。俺は四三〇公頃だけと一〇年後には五〇公にしていたいんだというような、意欲や目標や目的を持ったジョンを自分自身に課すむじふうことが、ある意味必要ですよねといふことが、青年部自身から出しつります。

現行の認定農業者制度については、これは全然話になりません。運用の改善が図られて、しかもプロフェッショナル度を公正に評価した結果として、目標と意欲が持てる制度の改正をまず望むのだ。入り口としてそれが先だと。今のように鉛筆を舐めれば、誰でも認定農業者制度になってしまふようなものであつては、これは全然話にならない。実は九州や中・四国の理事さんもおっしゃっていましたし、栃木で米の専業農家をやられている理事さんも同じようなことおっしゃつてました。現行の認定農業者制度はどうかにして改訂版というか、改善が必要ではないかということです。

西山支庁長から最後の方で、随分重たいボールが投げられたと思いますが、あれはきっと全中がやる気がないからだとうような深読みではないんですけども、自分達の地域の実情にあつた扱い手を特定するので、国が決めるべきではないという言い方です。これも実は北海道VS府県で真つ二つに別れました。何を言つているかというと、地域の裁量に委ねる扱い手の定義であつては、条件の曖昧さや整合性を確保できない場面が生じることになり、やはりある程度の統一したルールで特定されることが考慮されるべきではないか。鹿追町では扱い手だけれど、新得町では扱い手じゃないだとか、帯広市では扱い手だけど、芽室町では扱い手ではないなどとがあつたのでは、ちょっといまくないよといふことです。

それから、なかなか議論の中には出でしないのですけれども、扱い手には扱い手としての責任が発生するということです。施策対象責任が発生するかと自覚して手を挙げているんです

かねということです。今以上の経営者マインドの情勢に資するそういう取組みは、自身の経営能力の向上が一層求められていくという観点から、これはもうやるんだ、例えば青色申告だ、経営分析だとか、或いは記帳指導なども含めて、そういうものを取組むのは当然として、例えば地域農業・地域社会の波及性あるいは貢献性、こういった施策対象責任が同時に生じることを自覚しなかつたらダメです。関係業界、行政やJAにしても経営者の能力向上にかかる取組みについて、そういったことを指導育成出来るスタッフを強化しなければいけないのでしょうかということを言つております。

恐らく多くの方から見れば、新得の平は扱い手だと見られるでしょうが、私のような立場からいふと、今回の扱い手はどうなんだというようなことから言えば、今言つたような言葉、オール北海道の言葉で言つて、それに集約されるのかなと思います。

本当はこの後、プロフェッショナルとは何ぞやといふのが、滔々と私の虎の巻に書かれています。それだけきつと三〇分、四時間、五時間位かかってしまうので、それは割愛します。

経営所得安定対策の品目横断的施策についてですけれども、ここについても実は十勝の農協青年部は、当初から非常に興味を持ってしっかり学習をしてきました。勉強をしてきた、議論を構築してきたという証がござります。というのは、ちゃんと政策議論の行程をピン止めしながらお話ししているのですかねというようなことを、どこに行つても、口を言つともなかなかわからないので、フローチャートを作つて、説明の補助資料というか、参考書にさせていただいて

います。平成十三年八月に国は政策大綱をまとめ、いわゆる構造改革推進のための経営政策をまとめていましたけれども、この前段に農協青年部・全青協・道青協も、関連諸政策については現場でこう思つそとこうことをやつてしましよう、言つてしましようといつよくな、組織討議をやっています。

構造改革推進のための経営政策の中で、経営所得安定対策を導入する経営体は、いわゆる構造改革が遅れている水田経営と、輪作体系を基とする大規模畑作経営。この導入に向けて検討が必要だといつことがあります一つ、二つ、しっかりとピン止めされている。米改革は米政策から先行してやつたので、次は畑作ですよね。

品目横断というのは、例えば府県の方にいわれると突然出てきたような話なのですが、実は平成十四年度の畑作政策価格要請の運動の段階から、現場からは輪作助成金といふ言葉を既に国の方に投げてあるのです。ここをしっかりと受け止めて、当時の農水省の企画評価課がしっかりとボールを返せば良かったのですけれども、返してくれたのが十五年の七月でした。

当時課長だった皆川課長、あと企画官一人が、畑作の生産現場を見たいということで、新得の登山学校レインに泊まって、帯広市内の福井ホテルに泊まって帰られた会議がございました。対応したのが農協青年部の当時の幹部。もちろん私も道青協の副会長として入っていました。あとOBの方が入りました。課長見ましたか、十勝の農業を見ましたかと。食糧基地北海道の、農業王国といわれているその十勝のオンシーズンを見てわらわないと、会議室のテーブルでは何も議論は進まないし、何もわからない。見てわらうべき

ものを見て、しっかりとそれを議論していただかないとい、現場では困るんだといふお話をしました。

それからギアが噛んで、国が宿題返しだといつていろいろ小出しにしてくる言葉の中に、北海道の十勝や北見をイメージした、それを意識した言葉が政策提言などの中にはあります。ちょうど一年前の今ころでどうか、品目横断といふ言葉が出ました。現場の僕らにしてみればやつとこの言葉がきたのかといふことで、待ち構えていたのです。品目横断とは何だ。なぜ米が入らないのだ、なぜミカンが入らないのだと、テントローンだって品目横断じゃないかという話が大手町や霞ヶ関でされ、西山さんや私などが汗を拭きながら、府県の方たちに一生懸命に説明をしていたのが、一年前です。

今日の農業新聞ですが、全中が三日の理事会で新たな甘味資源政策の確立に向けてJAグループの基本的な考え方をまとめました。正に甘味資源、でんぶんとてん菜といふことなんですが、ちょっと要約をしまして、何を言いたいかという所だけお話をします。価格形成では農水省が市場原理の導入を提言していることを受けて、価格の安定や所得の確保が出来る仕組みを求める。てん菜とサトウキビでは糖分などの品質向上や計画生産に努力した生産者が報われるようになりますことも強調しているところです。

最近よく聞かれている、「努力した生産者が報われる」という言葉ですが、この言葉のオリジナリティはどうかといふと、十勝の農協青年部が平成十三年に農業構造改革推進のための経営政策で、組織討議でまとめた五項目のうちの一つです。オリジナルはこうです。

「より経営努力、より営農努力した生産者こそ、より報われるべき経営政策でなければならない」。非常に長いですけれども、この年を挟んで、農協青年部の言葉が、私達の言葉が、現場の言葉が、中央に届き、国会議員の皆さんを動かし、しつかりこの言葉を政策議論のまな板に乗せていくんだとということを議論が進んでくるというのは、むしろ本来なら当然なんですけれども、私達から見てよりやくきたか。貧乏ゆすりをして待っていた甲斐があつたなどひつようなことなのです。

品目横断についても、モラルハザードで日々といつお話がありましたが、これも非常に東京的な見方であつて、例えば平成十四年は十勝の小麦は大豊作で、平均反収はアベレージ六〇〇㌘ありました。このときに十勝の小麦農家に払われている麦作経営安定資金というのは、三〇〇億円です。この話を当時の全農協の会長だった和歌山県の原さんにしてたところ、三カ農家にはそんな政策支援はないのではありませんやましいというお話をでした。僕はそれに向かって正々堂々と正面をきつていじつていじの言葉を言いました。「やましいのではなくて、それぐらいのことを僕らはやってるのだ。むしろ当たり前のことを当たり前のようにして、ホームランを打つても派手にガツツボーズはしないけれども、僕らの仕事なのだ。だから三〇〇億円を足りないとか多いとかいうべきではないけれど、それぐらいのことは十勝の畑作農家はしっかりやっています。そのことについて國や自治体がしつかり評価をしているのかということを僕達は言いたいんだ」というような話をした経緯がござります。

生産意欲を喚起するためには、眞縁だけでは残念ながらダメなん

だ。品目横断的政策支援の組合長さん達の言葉の中からも、確かにまつ黄色だけじゃあこれからはやつていけないのだろうけれども、縁だけでは墮農を生み出してしまったじゃないかという言葉が生産現場からあがつてゐることを、皆さんじつかしかりと重く受け止めていたときだ。こんな話も霞ヶ関の課長室のテーブルの前にキャッチボールをしたという経緯にござります。

太田原 ありがとうございました。平さんはもうと言いたいことがあると思うので、また後でもお話しいただきたいと思います。それでは末藤さんお願いします。

末藤 ただ今紹介いただきました北海道農民連盟の末藤でございます。私自身は今法人経営をやつておりまして、その中の二回は再建農家といつて、しづるやまどりにやつてている状況です。しかし私たちの組織そのものについて、地域の産業である農業、国民の食料ばかりではなくてそういう兼ね合ひもあっての運動している最中です。

先ほど太田原所長のほうから直接支払と。この文面も私たちは国公図書館のあの当時の主任研究員から、これから輸入というものを日本は避けて通ることはできない、輸入の中の農産物がどんどん増えてきた場合には、せひこういう形が必要ではないかという話を聞かされて、力はないし金もないし、その代わり怖いところも無いですかといつても行きます。私たち農協とはちょっと違った運動体ですけれども、やつらのひとも過去にはありました。今日は基本計

画の見直しに限つてだけお話をさせていただきたいと思ひます。

今回の見直しについては皆様方のご承知のように、平成十一年の七月に三九年ぶりに基本法が変わりました。その次の年の三月に基本計画が出されました。この策定の段階において概ね五年ほどに見直しをするところとなり、今回が基本計画ができる初めて初めての見直しといふことです。この見直しの中で我々は大きく一時点様方に訴えたいと思います。一時点は担い手を大きく絞り過ぎてはいけない部分です。具体的な数字が去年の暮れに出まして、例えば四年輪作の十勝だと五六年とか三年輪作の網走のほうでは一六六年とか、水田では一〇六年とかやつていますけれども、このふう形でいきますと日本の中の食糧基地北海道の中でも、実に三割にも満たないくらいしか残らなくなっています、担い手はよろのかつての部分があります。この担い手について、基本的な部分は今、平さんのはうから言いましたけれども、私どもも基本的には国が言つている専らな農業を經營する人であつて、主業農家であればすべて担い手とするべきだという部分での主張です。

一時点については、我々は前から経営所得安定政策という部分で言つていきました。農林省案は経営安定対策という部分で、品目横断というのが去年から出ましたけれども、この部分については何と申しても環境支払ですが、今日の西山さんの話では議論はされていました。農林省案は経営安定対策という部分で、品目横断というのが去年から出ましたけれども、この部分については何と申しても環境支払ですが、今日の西山さんの話では議論はされていました。私どもは基本計画の中において生産費は関係ないと。あくまでも価格については市場の価格に委ねる。つまり流通の部分でそれぞれの相場に任せるとこつ形でした。しかし国内の農産物

を自給する段階においては、所得につれてあることは再生産する価格については政策でどうことを言われていたと思います。この部分について品目横断だけでは内外価格差だけですけれども、これはあくまでもある特定の農家にしかいかない部分です。民間では例えば一〇〇三年に三菱総合研究所が発表しています。その前に学術会議、北海道も調査しておりますけれども、実に農業生産に匹敵するような、素晴らしい多面的機能を、毎年毎年日本に住んでいる国民に農業が与えてくるといふことです。三菱総合研究所の実績では、五項目にわたって延べ七兆九千億の値があるといふ形になっています。北海道の農業生産が一兆円で日本が今九兆円ですから、ほぼそれに匹敵します。

ですがこの部分は、少なくとも今回の基本計画の見直しの中には、当然農政審議会の中で議論して当たり前のになせされないのか。なぜかと聞きますと、最終的に今の価格政策の中の予算が品目横断にしかいかないと、環境にまではいかなといふことも裏にはあつたようですが、これが一番残念だといふことです。従いまして今回の見直しについて我々が言いたいのは担い手、もう一つは品目横断の中に環境支払がないといふことです。以上で終わります。

太田原 ありがとうございます。それでは最後になりますが、松木さんのほうからお願いします。

松木 北海道武藏女子短期大学の松木です。私は北海道の畑作を

存続させていくためには、品目横断どころか出でないこともありますけれども、いずれ直接支払に切り換えていく必要があるのではないかと考えています。私が畑作研究を始めたきっかけは、畑作物の作付播種ができた時に、それがなぜできたのかというと、できた当初に現地でどういうように運用され得たかという問題が出たかというのを調べだしたのがきっかけです。

それからよく畑作地帯で、今は札幌なのですが、数年間北見にいましたし、それでその後ずっといろいろな畑作の諸制度を調べたり、畑作の作付指標の動きとかを見てくると、対になっている輸入農産物の関税であるとか、あるいはそれに課徴金をかけて品目別に価格を維持するというのが限界にきています。あるいはその調子でやつていくとしたとえば畑作の作付指標ですと、当初イモモードも7万2千粒といっていたのが、あとと間にイモが五万五千粒位にストーンと落ちると、つまりイモテンノンについてはもうお金が出てこないのだから縮小しなさいという話です。今はこれが悲鳴をあげているかといつじーです。

十勝・網走の畑作農家の方が必死になつて作る、製糖業界も一生懸命技術指導をして、あるいは回りを支えている機械工業の人ともが、資材だとかを一生懸命供給して生産量を上げてきたらもうダメなんです。ところが今はピートを作るなどいうふうに徐々に減らしてきてしまい、国ではねそらく六万五千粒とかという話が聞こえてきたりする。それをやってしまうともう作る物が数字の上でもなくなってしまうのですから、言えなくて、盛んにできた物について原料糖を奪われるかとか、生産者抛出でやるという形になり

ます。そういうことはもう限界にきています。たとえば砂糖ですと業界負担の分と国庫支出とがありますから、国民的な負担で休閑緑地とかそういうものも含めた形の輸作というものを維持するような形で、別途の支払が必要ではないかというようなことを一〇年ぐらい前から考えて、そういうことをお話をさせていただいているます。

私はじよりよ國も本気になつてしまつたことを考へるようになつてゐるのだけれど、今回的基本計画の見直しの議論をすつとトレーベさせていただいています。それで私が気になつている点ですが、一つは北海道農業とか農村の特性というものを踏まえた時に、これでいいのかということです。とりわけ北海道の畑作の持続的な発展を維持していくためには、抜け落ちてじる視点というものがないのかといつてみつたことを考へてみました。

実は平さんと末藤さんのお話とタブル点があるのですが、北海道の農業の特性は一体何かというと、それは大規模主業的経営地帯ということだと思います。このキーワードは大規模性どころかと玉業性ということです。じこから考へてみたいのですが、担い手のことなのです。それが構造改革というものをキーワードにして議論されてゐるのですが、構造改革が進んでいない府県の水田農業に引つ張られた形で議論がリードされて、最初一昨年の十一月に出た時は、品目横断は北海道の畑作の話で、担い手を絞り込まなければいけない構造改革は水田という話だったのが、クロスされてしまつて一緒になつてどんどん引つ張られている感じなのです。ただ先ほど西山さんのお話を聞いていたのもないのかなと思つたけれども

あるのです。

そこで一つ目のキーワード、大規模性というところから考えてい
くと、もう規模は十分大きくなっているのではないとか。先ほど
平さんのほうからあつた、道東では高齢農家も含めて位置付けた
いというのはそれはそうだろうと思います。残っている人たちが
これ以上周りからどんどん辞められたら俺たちたまらないと。そ
れを全部吸収して土地を買う、施設投資をするといつたら、俺た
ちがバッタしてしまおう。そうすると高齢農家だと小さく規模農家で
もがんばれるという人には、何とか農地を持つていてもらつて、
ゆっくり放出してもらいたいというのが本音なのではないかと思
うのです。そういうふうに違うというのを言っていく必要がある
のではないかと。

二つ目は主義性ということですが、かつて構造政策の優等生、專
業農家が大規模にいるところが語りしげに言つてられたのですが、
実は裏返して言つと兼業農家では生き残つていけない地域というこ
となのです。どういうことかどううと農業以外に産業がないから、
そこで農業ができなくなつて生計が立てられなければ生きていけな
い。それを西山さんが言われたのですが、まさしく天間先生の離農
の話なのですね。

そういう地域で、何が府県と決定的に違つてゐるのですが、府
県は農業をやめても他の生活手段がその地域にあって、兼業農家
とか土地持ち労働者という人がいるから、その人たちがなんとかし
て土地を引っ剥がしていわゆる扱い手を中心したいところです。
そこには人が残つていますから社会的な農村の機能もあります。そ

うじう中から集落営農みたいにしてやつてしまき、次にそういう集落
営農から法人をつくつておけば、次の代の構成員として地域から出
てくるかもしれない。ところが北海道は、農業から労働力が流出し
ていくということは地域から人口がいなくなつてしまつというこ
とを意味するのです。そういうわけで、もうこれだけ減つてきた
のになまだどんどん減らしていくことをしたら、その次の世代
を見た時に後ろを見たら誰もいない。これは笑い話みたいなのです
が、かつてある酪農地帯で沢地なのですが、俺は周りの農家と競争
して規模拡大してきたと。俺は勝つたんだと思って、見たら沢の中
に俺の家一軒しかいなくて隣もいないし話をする人もいない、と
いう人もいるのです。そのような所に、次の世代が出てきようがな
い。

産業政策と地域振興政策を分けなければいけないと軽やかに言う
のですが、地域振興政策、環境とか資源保全だけではなくて、食品
加工産業とかそういうものを始めた雇用就業の場をきちんと政策的
につくつしていく道筋、方向性というものに示されない、あるいはそ
れが担保されないままに、府県水田農業の論理で、産業政策だと言つ
て切り離されてよい地域と悪い地域があるといふことだと思うので
す。特に畑作地帯がそうだと思うのです。

そう思つて似たようなものをつくつてゐる所を見ると南九州以南
の日本列島の南端です。沖縄の人たちと砂糖の調査と一緒にやつた
ことがあるのです。ところが沖縄へ行くと、いやうちは産業政策の
論理ではなくて地域政策の論理で、離島に人が住まないと国防問題
だから、離島に人が住むためにたぶんさとうきびを作らせてくれる

じうの話で、おつたく別の論理です。それが向うでは通るのですが北海道に来ると、北海道農業というのは立派なものだから産業政策で十分です。よみたいになつてゐるところよりに議論が引ひ張られ、北海道の構造的な特殊性に基づく独自の政策の必要性というのが埋没してしまふのではないかとう感じがしてしまいます。これが第一点目の農業・農村の特性と扱い手問題です。

もう一つは北海道畑作の持続性とどういふことを考えた時に、現在でも私は北海道の畑作というのは大威張りしてもらひと感じます。食糧自給率が四〇%で、その過程で米は何とか一〇〇%守ります、乳製品についても守つてしまふにすつとやつてきて、早いうちから輸入の農産物に切り換えられてきた原料農産物を一生懸命に作つて、砂糖は三〇%の自給率を維持するというのを必死になつて支えている。多様な国民の食生活を支えることができる国内の数少ない供給者だという意味で、現在でも非常に高い役割を果たしていると思うのです。

ただ持続性といった時に、今これだけ作つてゐるかではなくて将来どれだけきちっと作つてひけるかという食糧供給力とどうことを考えていく必要があるだろうと思ひます。企画部会では食糧供給力をどうの農地等の農業資源、農業の扱い手、農業技術の三点といふことになっています。そういうことをベースに考えていくと、私は一つには緑の政策なんだから作らなくともいいよとうことですなくして、やはりきちっと作らなくてはいけないんだうと思ひます。畑地の生産機能というのは輪作で維持していくかなくてはいけないとすから、輪作を回していくために一定の作付ができるという条件を制度として枠組みとしつけておきたいと思うと困るし難いと思います。

もう一つは農業技術にも関わることですが、西山さんも随分部会とかで主張されてゐることで、畑作農業の持続的な展開のために関連産業の維持といふものが必要になってくるのです。これは一つは農産加工業で、デンプン加工、製粉もそうですし糖業もそうです。この工場を維持していくために最低限のロットが必要となります。そこから割り出した面積といふのがつくれないと工場がなくなります。簡単なんです。てん菜を無くそうと思えば工場を潰してしまえばいいのです。それはいけないのですが、たとえば北糖さんの道南製糖所ではものすごく厳しいです。あそこが潰れたら胆振管内・後志管内から砂糖はなくなります。上川の土別の日甜さんの工場も同じです。ですから工場がなければ作れないものなんだということは、これは両輪になつてゐるのです。

もう一つは畑作用の農業機械を使って作つてくれてゐる道内のメーカーを維持できるかどうかというの、北海道の畑作農業の存続の鍵を握つてゐるのだろうと私は考えています。水田用の機械とか汎用の機械を大手のクボタさんとかイセキさんがつくつてくれました。けれども北海道の畑作の専用機械は、大手が手を出すような大きな市場ではないわけです。特殊な専用機械として道内の十勝とか網走、上川の機械メーカーが独自に開発して、それが機械化畑作農業を作り出してきたのです。そうするとその市場規模を維持していくことになりますね。

本当に言つてはいけないことを言つかもしませんが、あまり共

同化とか法人化とかを進めて経営体数が少なくなつてしまつて、機械メーカーさんが台数が売れなくて存続するかどうかわからないのです。そういう意味では、ある一定数の畑作経営体というのが残らないと、メーカーを潰してしまつ。ドイツから持つてくるとかといつても、まだそれを使えるような農場制農場とかという土地条件ができていませんから、そういうことも含めていくと一定の作付面積が確保されること、一定の畑作経営体数が確保されることが必要なのではないかという議論をしていかなければいけないのではないかと私は思つてゐるのです。

小泉政権はとにかく構造改革で、皆が嫌だといつものはやりたい人間が手を揚げたら特区でやつてやるといつのです。特区といつのは地方分権、地方の時代だ、地方には運びがあるのか別のことを見やつてもよいのだといつています。それであれば北海道は構造が違います。「北海道の畑作」といふのは府県の畑作とは全然違うのだから同じ政策でなくともいいのです。特区でやつてやつださる」ぐらいの主張をどんどんしてもらひながらと私は考えております。以上です。

太田原 ありがとうございました。お三人からそれぞれ発言いたしました。特に平さんの農協青年部としてこれまでの取組、それから末藤さんの農連の一〇年前からの取組といつ中で、この問題は北海道の中でも品目横断といつ話が突如出てきたように受け取る人もいるわけですが、実は北海道の中でもうじつ人たちの長い間の要求・運動がようやく表に出てきたといつ経過をよく理解できた

のではないかと思います。松木さんのほうからも、北海道から見ればうだけれどもそれにつけたては全国的に非常に大きな意見の分散があつて、特に内地府県と北海道では構造的に違う。農業の構造も違うし地域農業構造も違う。そういう中でなかなか北海道の言うことがその通り通るかどうかといつて非常に危惧があるといつふうに問題点も浮き彫りになつてきましたのではないかと思います。そういうことを全部掘り下げていくには時間が十分ではないのですが、扱い手の問題については非常に意見の分散も大きいし、まだ我々自身も掘り下げて考えなければならないいろいろな問題が出てゐるようになります。

先ずこの点につづいて議論いただきたいのですが、先ほゞ西山さんからのお話の中にわ出てきましたけれども、じつらかといつて事務局で準備された政策の狙いを解説していただいたといつところが中心だったと思います。企画部会においても今様々言われたような、実に多角的な意見が出てゐるようですので、少しそれを生々しく、皆さんはじつといつどんな議論をしているのかといつてじつに焦点を合わせて、この扱い手問題を補足していただけたらと思います。

西山 扱い手問題は平さんがおつしゃつた通り、当初農水省が出した資料はまさにプロ農家の育成だったのですね。品目横断はどの地域をスタートとするかといったら、十勝・網走の大規模畑作農業といつがキーワードで進んでおりました。私が座つてゐる隣に福島県の次長さんがいて、真横に全中の常務か専務さんが

おひれで、そしてもう一つ同じくに富山県の池田町の首長さんがおられました。今四人の名前を申し上げたらおわかりかと思うのですが、「僕らは関係ないのか」となるわけです。関係ないわけではありませんが、最初の事務局の資料がそういう体裁だったのです。その時に議論が百出というか、水田農業の米たつて直接支払の対象にすべきではないかという議論もその時点で出ました。「五名のうち座長は別にして三三対一でした。北海道のことをやっているのだから文句を言うなというわけにはいかないわけです。あまりにも声が大きくなつたのですから、三回目ぐらいの資料から水田農業が先に項目として出てきて、後で付け足しのように煙作農業が出てきたのです。

「口農家」というのは、先ほど平さんが言われたので繰り返し言いませんけれども、「口とは何事だ」ということであつと言う間に現行の認定農業者制度を見直して、認定農業者あるいは認定農業者となるべき農業者も対象にしましようといつて話がいつたのです。十月頃まで大議論になつたのは、それ以外の扱い手は対象にならないのかということです。私は横で聞いているだけの感じだったのですが、小規模経営も支援をしたひうかという動きにかなりシフトした時に、集落営農といふくくりで小規模経営の場合は参画していただいたら扱い手を対象にしようではないかと。ただし集落営農といふのは全国で一万ぐらいあるのです。北海道もいくらかあると思うのですけれども、それをそのまま支援対象にしてしまえばまさにバラ撒きと同じなので、将来の日本の

農業を食糧自給率を含めて支える集落営農となつていただきたいという条件をつけて、今回集落営農もプラスするという形で扱い手になったというわけです。

国会中継で必ず議論になるのは、直接支払というものに何兆円用意していくのというのという野党と与党の議論がありますよね。集落営農といふ形も、私は最初すつといふんな形でまた抜け駆けするんだなどといったふうな思いがあつたのです。それで何回か私は釘をさす発言をしたのですが、ハーダルは非常にきついんですね。北海道はありませんけれども、今全国に特定農業団体といふのが集落営農のちょっと発展した形であるのです。でも全国で一一〇しかないのです。もし今回の集落営農で扱い手といふ位置付けで支援をするとしたら、やむの一一〇は助かるのです。でも一一〇しか助からなかつたら、水田農業地帯、小規模経営は成り立たなくなるわけです。本気でこの集落営農を地域で育てていって、日本の農業を産業として支える扱い手と位置付けできるかどうかが今回の改革のキーポイントだと思うのです。

十勝とか道東の煙作農業と、そうでない道南等の小規模煙作農業の差別はどうなんだ、といふことが一つ出できます。しかし平さんの発言を借りれば、市町村が勝手にてんてこばりながらに認定農業者を乱発するというモラルハザードを起こしては困りますので、これはきちっとした一定の尺度で認定農業者を決定していくなければならぬというのが前提です。そういう中で一時五三〇万円という所得の規模の数字が出ました。これも決定されたわけではないのですが、経営の中に高付加価値農業をしていて煙作四品が

入ってきた時に、一五〇とか一〇〇以下の農業者だつて申しいるわけですよ。しかし堂々と一千万円とかひょつとしたら一億を稼いでいる農家がいるわけです。その中に麦と大豆が入つてゐる畑作は対象外なのだと云つたら、そうであるとかないと云う議論はこれからですかね、それはダメといつ方向にはなりなこと思うのです。

まだいろいろなことを言つたのですが、また決定してらうな話をしてやべつたから困るので、私の言葉の二コアノスで捉えていただきたるのですが、線引きがそんなにあつたとされるといつことでもないわけです。そして北海道はいろいろな知恵を出しつづけるだけの制度に乗つてようといつ動きが絶対に出していくと。しかし府県が、ここに府県の人がいないからいのですけれども、これが外へ出るとまた府県の悪口を言つてと言われますが、府県が穴抜けのしくみをつくつてしまつと、今回の経営安定制度とか担い手農地制度といふのはまた元の木阿弥になる可能性があるわけです。

ですから今回の方向ができたら、国民がきめつとその情報開示を求める。そして、品目横断ですから、消費者負担型から納税者負担型になります。ですから国民監視の下で支援をすべき担い手というものが決められて、制度をより良い制度にする努力を続けながらようになりか監視をしていかなければならぬことになります。つまりコロッバとかアメリカというのは、WTOで上手く生き残るオペーランワーダーなのです。日本はオペーランワーダーではなくて、ついに後手後手になつてします。今回こそコロッバ・アメリカと同じレベルに早く追いつこう、日本型の地域支払なり経営直接

支払なりの考え方を打ち出しど、WTOの交渉あるには次の二つ、ドの交渉で、日本がきちっと数値的にやるべきものをやつしていくと云う発言をしていくスタートだと思います。ですからこのスタート時に腰砕けになつたダメだといつことじ、私はかなりしつこく発言します。以上です。

太田原 おつがといわばました。非常に鮮明になつてしまたと思いますが、本来なり先ほど松木さんがおつしやつたように米対策が一応スタートしたと。次は畑対策だと。ある意味ではこれは北海道特区でやつしむらいの話として始まりたわけですね。しかしこれには全国的な制度改革が伴つと。財源も同意を得なければならぬひとの中、ひともぞ諂ひ方に認めてもらひえる制度として生かしてふくかじふの非常に難しうといひに入つてふねといふのだとと思うのです。

たゞえ平井さん、まだ幅に別つなふと感じますので、全国的な意見のバッつきをひいて調整してふくかといつ話をいただければよろと思ふのですが。

平 限られた場所と限られたお時間の中で話さなければいけないのに回りから監視をしていかなければならぬことですね。つまりコロッバとかアメリカというのは、WTOで上手く生き残るオペーランワーダーなのです。日本はオペーランワーダーではなくて、ついに後手後手になつてします。今回こそコロッバ・アメリカと同じレベルに早く追いつこう、日本型の地域支払なり経営直接の逆で、その通りだといふに書つてくれた方もありました。一

つひとつ北海道は「いつで皆さんの所は違うんですよ」といふことを言つてらるる、それだけで時間が過ぎてしまつりますけれども、産業政策と地域振興政策は「ひとつのシノクロしてらるし、ひとつのを別々に議論しなければいけないのか」というのは、その地域がしっかりボイントを押さえて議論してらるか何かにあると思うのです。

たとえば「オラの村はダメだな米じゃ」という所は、黙つていても北海道はやつてらる所はすでに先発してやつてらりますよね。「行政が尻を叩いてもやらない所はやる気がないのだから、そんな所に税金を使うことはないんだよ」ということを国民は言つてゐるんですよ。ううのが、ううしてわからないらんのですか」ということを言つてゐるわけですね。「そんなこと言つたつて平せた」とかって、結構皆さんとんがつて反論していゐのをです。

たとえば一部の大規模農家が生き残るような産業政策では、農業が生き残つても農村が死んでしまうじゃないかというような意見に対しても、北海道は主業農家が多くて西山支庁長や松木さんの言葉を借りると、在村離農が少ないと。農村にて離農すると、ううような生活環境や社会環境にない専業地帯にあつては、専業農家を何とかすることこそ地域振興政策になるんだと。兼業農家を守つて地域が何となるのだつたらそんな羨ましいことはないわけです。うちの町と隣の十勝清水町は去年と今年で八つの小学校が統廃合になります。子どもの数を合わせても二〇〇人いな、いんですよ。北海道の東の特に専業農家で規模拡大が突出している地帯では、そもそも地域振興なんていつレベルではもう議論されないんですね。専業農家を地域の産業振興とからめて何とかや

ひせてらる、やつてらる、伸びてらる、生き残つてらる、という政策がベーシックになかつたら、地域振興なんかとてもじやなうけどやつてらるよと。それぐらいの地域は疲弊し金属疲労を起こしてらるんです。

これが南、西のたとえは中・四国だと北陸だと、そういう所から見ると明らかにベクトルが違うし、対立軸にはなかなかならないのですが、「平せたなんですか」「こやそんなんだよ」と。西南の言つてらることももちろんわかるんだけれども、順番にピン止めをしてらる、優先順位を図つてらけば産業政策で経営所得安定対策をやりますよといふのは、前のつまり平成十二年の基本計画のその年度の変わらないつかい、もうすでに農水省の企画評価は現地に来てヒアリングをやつてらるのです。その当時から議論としてギアが入つていて、畑作の経営体についてせ帯広市の寿御苑で平成十三年の一月にありました。この場所で酪農の産地の現地ヒアリングもやつたのですが、酪農家は根室・釧路・十勝の組合長さんたちが出ました。

畑につづては北見・十勝の当時の現役の農協青年部の幹部です。「僕らでらる?」といふ話を中央会の方にしました。そんなんでも守つて地域が何となるのだつたらそんな羨ましいことはないわけです。うちの町と隣の十勝清水町は去年と今年で八つの小学校が統廃合になります。子どもの数を合わせても二〇〇人いな、いんですよ。北海道の東の特に専業農家で規模拡大が突出している地帯では、そもそも地域振興なんていつレベルではもう議論されないんですね。専業農家を地域の産業振興とからめて何とかやき所へ出でるかは別とか、やつてらるかはやつてらるんだから



じらひじとこつながつてきしるのではないかと思います。

皆川課長が来られた十五年の七月は、私にとつてもおそらくプロ野球ファンにとつとも忘れられない日になつたと思うのですが、阪神タイガースが一八年ぶりのマジックを出した日でした。一八年前の昭和六十一年は、北海道の畑作農家にとつても非常に大きなターニングポイントになりました。それは昭和六十年まで右肩上がりで上がつていた管掌作物の買い上げ価格が、初めて据え置かれた年なのです。それ以降ずっと下がつています。阪神タイガースが頂点において、一八年間優勝しないで、皆川課長が十勝の帯広に来て新得の平や士幌の森本農場を見た時に初めてマジックが出て、その年は優勝したのですが、そのきっかけを僕はプロ野球の議論にたとえていろいろお話をします。僕はアンチ巨人ということではないですから、皆さんの中に巨人ファンがいましたら半分くらい耳をふさいでおいてください。ホームランバッターばかりの産業政策、あるいはそういう農村農業ではダメですよとうような言い方がされていますけれども、僕が言いたかったのはそれでも四番バッターは四番バッター、五番は五番の仕事があると。足の速い人は一番バッターになればよいし、送りバントの上手い人は一番になればよいでしょう。

そういう自分の地域の農業のあるべき姿を自分たちで議論する、そういうプロセスを共有することができないところに問題があるのであつて、府県の農家がみんな十勝の畑作農家みたいに規模拡大しちばんばん現役でやれといふことを言つてゐるのではないかといつてあります。そういうレギュラーフレーヤーのお互いの長所を伸ばすこ

とが大事なんだということを言つてらるのであつて、必ずしも北海道のように規模拡大して専業化になつて一生懸命やれど、そういうお前から「口じやなづか」と言つてらるのではないかということなのです。

もう一点は、松木さんもおっしゃいましたけれども、沖縄離島のさとうきびの振興政策と北海道の甘味資源のピートとは、同じ砂糖を作つても政策環境が全然違つて、適地適作などというのも、むしろ当たり前のようになつてゐるのです。しかし沖縄の人の所は、今年も台風がきて収穫できませんでしたというのがありますけれども、僕らの世界に「今年は雪が早く降つちやつてピートを三ぬぐりい掘り残しちゃつた」なんていう話は絶対にあり得ませんよね。そういう意味では北海道でピートを作るというのは、適地適作を北海道の知事に言われたからやつたとか、町長に言われたからやつたといふことではなくて、開拓以来そういうことを自分の中に律しながら、しっかりと産地あるいは生産現場を自分たちでつくってきたんだという証なんだと思います。

そういうものから見ると、沖縄・鹿児島の由しお「テンブンやサトウキビを作つてゐる府県の委員長さんと話すと、北海道の畑作だけちょっとズルだなとか欲張つてゐるなとか言いそ�で、言つてくれ

た人もいるのですが、この言葉に対しても私は正面からこのお話をしています。

たとえば、今言われてゐる品目横断が十勝や北見、石狩や後志の畑作農家の思ったような政策が導入されたつて、来年から経営環境が劇的に改善するどころか、あり得ないということです。つまり

今ある姿以上のものを求めるのだったら、少なくとも政策環境が変わつても今まで以上の努力をしていかなければいけないということです。このことは府県の皆さんにも相当したえたといふから、それはそうだなと思いました。政策が変わっても北海道の畑作だけがおいしい汁を吸つてどうかではないよねと。その通りなんです。そのことはしつかりストライクゾーンにいる僕の立場からも言つていかなけれならないのかなと。だいぶわかつてはきてるのですが、どういうわけか全中が、また全中の悪口を言うと宮田会長が人質にとられてしまふといふもあるのですが、全中もしつかりピン止めして議論のテーブルに乗つてこないといふ部分があるのは、実感としてこんな小さい島国ですけれども、非常に生産環境が西と東と南と北とでは全然違うんだなというのを、全青協の理事という立場で東京大手町の会議に行くと実感します。少なくとも僕の立場からいやすではないんだ、そんなだとう話はやつていかなければいけないし、現場の盟友の方たちにもしっかりとやりやるべきことはやつているのだから出る所に出て言つべきことは言わなければいけないのか僕の後に続く盟友たちにも地ならししておかなければいけないかなと思います。以上です。

太田原 ありがとうございました。この扱い手の問題はもう少し続けたいのですが、後の経営安定対策の時間がだいぶ食い込んでおりますのでそちらのほうに移りたいと思います。末籠さん、今の扱い手問題も含めて、内地の農業者との意見調整といふ点では農連でも相当いろいろな議論をされてらると思うのですが、今の扱い手問

題じたぶん内地では米をひつかるなどいろいろとがすぐきますよね。その辺の問題を含めじ、じいざいざに扱い手問題と品目横断型を納得してもらいたい点だの、わいふし突つ込んだお話をいただきたいと思います。

末藤

扱い手の部分につづけされれども、これは今平さんのはうからもお話がありましたけれども、府県については来年から定年が引き上げられますけれども府県のほうの扱い手についてはすべて今の皆様方のような形、あるいは会社の職員をやっている方が勧奨退職あるいは定年退職して、それから一〇年か一五年自分の経営をやると。そういうことで府県の扱い手については、一部の人を除いてですけれども、ほぼ安定しているというのが国の考え方です。ですから扱い手で一番問題になるのは北海道が第一番で、あとは府県の一部の生産法人をやっているとか大規模農家が問題だという形で今国会は捉えております。

たとえば今西山さんがいる席で大変失礼なんですけれども、農政審の委員さん方に農業に関係ない人がたくさんいるということがありますし、皆川課長の話も出ましたけれども、この農政審にはそれそれ関係各段階の生産局・経営局・振興局それぞれみんな参加するわけです。その参加した貴重な二時間あるいは二時間半の会議の中に、たとえばこんな会話もありました。

そういう人が日本の農政あるいは日本の食糧を議論しているのか、農業でいう一番大事な基本計画を議論しているのかと。そう思うと本当に腹立たしくて、西山さんはぜひやつただきたいのですが、他の委員さんは総入れ替えだらうことも部会長さんなどにも言ったことがあります。実態問題というのはそういうことだと。ですから扱い手議論、品目横断議論はすべて北海道のためにやっていふと言わんばかりの部分です。つい去年の暮れから運動して最終的に今年の一月に、米改革については特例措置がなされました。これにつしてもすべて北海道のためだと言つてあるわけです。従って扱い手については先ほどから出でていますように、農水省の中では今予算を今年からまとめて七本にしました。改革の下に補助金を削

一口農業経営といふ言葉がよく出されるわけですが、どうも意味がよくわかりませんと。一口と聞くとヤンキースの松井とかを思うのですが、松井が良い成績を維持するために何の支援

減し、三兆円を切ったわけですけれども、これをもつと少なくして、その中で今までの補助金をさらに削減するための一つの改革、一口セスだと。そういう捉え方で運動しているわけです。

ですからこの部分で言いますと、決して府県の人にとってかく言われる筋合には何もない。日本の中のたかが北海道が四分の一生産であったとしても、この四分の一が無くなつた時には、北海道州制も今議論されていますけれども、それ以上に地域に及ぼす影響や、農業関係団体や地方自治に及ぼす影響も莫大なことがあります。

そういう観点からすると、やはり農業が第一次産業だという位置付けのもとに今まできたわけですから、農業をきちんとした形で今回見直しの中では構造改革や産業改革という部分で付加価値を高めた形、そういうものを生産から消費の段階に至るまで、それぞれの地域の中の特性を生かしながらやるべきだという考え方でおります。担い手については国が一本の方針を出すのは結構ですが、それを担い手として位置付けるのはやはり地域の中において合意の中ににおける部分ではないかと思います。その主体になるのは専らの農業、これは農業基本法の中の一十二条にきちんと譲つているわけですから、この部分について適合する文章の下に、その線引きについては文章は国に出せばよい、その認定は地域自治体に任せるという形でやつていただけ、最終的には専らの経営者として生産の經營者に担い手の位置付けはすべきだと。そういう形でこれから運動をしたいと思っております。

次に品目横断の関係です。品目横断については府県の段階においては、特に全中は山田専務も専門委員になつていますけれども、山

田委員はこの頃は農連が行くと所用ができたらしいと、去年三回行つたのですが一回も会つてくれませんでした。農業会議所の中村常務もそうですが、なかなか会つてくれません。現実忙しいと思うので、私たちは良い解釈をしていきますけれども、基本的な考え方では府県の行政、中央会あるいは農業委員会に携わる部分では、何の政策にしましても北海道がほとんど持つていくという部分があります。けれども北海道をなげることはできない、しかし四七都道府県中の一道のためにそんなに力を入れるわけにもいかないということで、本人の気持ちはどうのこうのあっても言葉そのものについてはまったく玉虫色だという感じです。

この品目横断についても、今の農業予算の中でそれを配布するわけですから、決して予算が多くなるわけではありません。品目横断についても来年もまた経営が受けられる、そういう形の直接支払をする必要があるのではないかと思っています。私たちの所はお陰さまで一年に一〇万人以上も増えていますけれども、しかし絶対数はまだ不足しています。担い手が多くする少なくするというのも、親の努力もあるかもしれませんけれども、すべて本人の努力です。農業 자체が産業で他所からの支援をもらつて、今までもそうしてきましたしこれからもたぶんそういう部分では他産業並みの、あるいは他の職種並みの最低限生活できる所得を何とか確保できるシステムづくりをしなければ思っています。今生産費所得補償ではありませんので、生産費を補えるという形はできませんけれども、経営が持続できる直接支払というのを必ずしなければ絶対にダメだと思います。

特に私たちも、農政審の委員さん、臨時委員さん、専門委員さん、特に経団連の専務さんも含めて、去年もそれぞれ意見交換と要請をさせていただきました。その前に日本経済調査協議会、経団連のシンクタンクですが、そういう所も文章の中で堂々と公表しています。日本の国を考えた時には当然貿易、WTO、FTA含めてですけれども、それを度外視、今までできなかつたけれどもこれからもできない。そういう部分からすると農産物の輸入は避けて通ることはできない。しかも日本の食糧自給率については農林省はごまかしてはいますけれども、四〇%という数字を保っています。その中において、この日本の国を守るために貿易収支をやって、世界とも付き合っていながら中において農業・農産物はわかるけれども、農業の自給率がゼロあるいはゼロに近い形はとりたくない。これは経団連の専務が言っています。この部分は国民の理解ということでは問題がありますし、バラ撒きはダメですから、今言われている重点的・集中的なことは結構ですから、そういうことを考えながら今回の基本計画の中ではきちんと文章化していただきたいというのが私たち農民連盟の願いです。それに向かって少ない予算ですし時間もあまりないわけですから、少数精銳で効率的な運動をしていきたいという考えを持っていきます。以上です。

太田原 ありがとうございました。なかなかこの問題は難しそうですが、ちょっとじっくりと観点を変えて、内地との議論だけが問題なのではなくて、道内でも、特に畑作農家のなか私が聞くのは、今の補助制度が一番良いのだと。それを崩して新しい品目横断に

持つていい、果たして今の所得が確保されるのかという不安はかなり大きいですよね。そのところを北海道自身が変える必要はないということになってしまって、この話は元から崩れてしまうのですが、その辺について松木さんのほうからお話し願いたいと思います。

松木 これまでいくつか作業をしているのですが、一つは道庁とか様々な機関で検討されていると思うのですけれども、国が言つてゐる財政負担等の金額が昨年の「農業白書」に出でかなり大きな衝撃となつて広がりました。北海道の畑作農家の經營統計の平均で言うと、財政等負担の額と所得の額がほぼ同じではないかと。そうするとその財政等負担の助成金・補助金で食べていける生活保護みたいな話になつてきましたが、北海道平均の話で地域を考えてみると随分違うだらうという話です。

一つは地域性で見ると、十勝・網走というのは粗収入の金額に占める財政等の負担の割合というのが高くなっています。これは非常に大雑把、町村別とかではなくて、支庁単位で平均的なモデルをつくしてやつてあるわけですけれども、十勝などと粗収入に占める財政等の割合が三五%です。網走ですと、基幹三品が丸々政府管掌作物に入つてしまいしますので、豆がないですから、五〇%ぐらいです。これが後志になると二〇%ぐらいしかないのです。一〇%あたりにどのくらい農財政負担等の額があるかといふと、十勝・網走あたりは三三万円を越すような水準になります。後志は平均ですけれども、一万円いくらいかなかです。上川・胆振などもそんな感じです。

この問題の出方じうのはかなり地域的に大きくなり、皆さん存知のように後志ですと同じように馬鈴しょを作つてもどん原用ではなくて生食ですから、たぶん羊蹄山麓で営農されている方はそのどん原馬鈴しょの制度が変わるというよりは、イモの値段がどうなるかということ、そつか病が何%出るか、これで俺の所得が決まるんだみたいな話になっているところがあつて、出方が大分違うだろうというのが一つです。先ほど平さんのはうからも話がありましたけれども、道東地帯の畑作農家と道南のほうの農家をすつとつめていた時に、両方ひつくるために平均的にみたいな政策というのはできないのではないかといふ気がしています。

次に、制度設定のバーチンというのが考えられると思います。かつて米の転作をやつた時は一応基準の生産数量をおいておきましたけれども、土地面積にいくらいみたいな形で、要するに畑が一耕あつたらいくひどいふうにポンと貼り付けちゃいましょうという単純な話なのですが、こうじうやりかたもあります。ただ、今企画部会で検討されてゐるのは、過去の生産面積と書いてありますけれども、よく読んでいくと過去の生産数量の実績で、これをベースにして支払単価を掛けたあります。この二つがあるのですが、比較して、十勝の農家の人人が平均三万円ももらひえるのだったら後志でも三万円欲しいという話をすると、これはちょっと大変なことになります。それは所得移転と言いますか、かなりぐしやぐしやになるという結果が出ています。

農家の作付行動というののある一定のモデルにしておいてシミュレーションしました。一〇年ぐらゐの金額を毎年渡します

からみたうにしあやねと何が起こるかじうじ。農家の人の判断基準として小麦とてん菜の収益性が落ちます。どん原馬鈴しょが高くなるように変化するのは何故かじうじ、小麦とてん菜の財政等負担割合が高いのです。じうじうものについては財政負担が平均化されるような行動原理が働くので、収益性として小麦などが下がつてくるのです。じゃあ、どん原イモを作りたいよねと。でもどん原イモはもう作れないんですね。じうじう形で現場でかなり混乱するだらうなと。道府さんのはうで一時、そうではなくて定期的に基準を更新していくような考え方などを検討してじるといつお話を伺つたのですが、私がシミュレーションした結果それが一番安定しているようです。

もう一つやってみてわかつたのは、西山支社長の話にもあつたのですが、収入・保険というようななりとじうの話があるんですねけれども、その下駄の部分の書き方によつてなりの効果がかなり強くなります。きちっとやると、反収変動につらつたけれども、豊作年と不作年の所得変動の格差じうのはぐつと詰まつてきます。そうすると後は市場価格の変動をじうじうかじうじになりますので、その下駄の部分をじうじうと離れてくるかじうじになります。ところがやつかいな話が一つあつて、ふつと気がついて昨日計算したばかりでまだちゃんと読み込んでいないんですけれども、当該年の生産につづいて支払う金額じうのはその年の収入に入つてきます。

生産者の立場からすると、その年の市場価格を定したもののがつべトを償わなかつたら作つないのでないかじうじうに考えます。

そのすると最低でも自家劳働とかは国からお金をひいてくるからいいけれども、種代とか肥料代とか機械の燃料代はその年の販売代金とそれに応じてもらえてるので賄いたいねというふうに考えて、生産費で、いわゆる費用の中の購入した部分というのを計算してやつしみたら、との作物も財政等負担を抜いた現在の価格だけだとすると費用合計は賄えないのです。ですからかなりの部分をそこに持つていかなければいけないですし、作物によっては相当いかなければいけない。特に小麦が大変です。小麦は今の財政等の負担の割合を半分ぐらいつけてやらないと、おそらく費用が回収できません。てん菜はかなりよじこりにこなして、ひょりと少し反収が上がりば回収できるかもしだれなところからこのじかねにこます。このように作物のじかねがありますから、かなり制度設計には苦労するだらうなど。私もいろいろ試算してみるのですが、じかねのが一番よいかどうとまだ結果が出てこなうのですが、やつしみてわかつたのはかなり大変な作業であるじかねなのです。

そうすると、輪作を維持していくための適正な収益性格差の幅に

抑えるとかなんとかといふことを考へながらじかねのシミュレートして、北海道としてはじかねについてひょりとじかねに書いていかないと、これを東京の人たちにただ投げて何となく一定の割合で下駄にして、一定の割合はその年の支払ひとかどじかねにする、相當な混乱が起きたのではないかといふとおもては解つてしまふ感じです。

太田原 西山さん、今の問題ですね、まだじかねのものは

議論はこいつにならうと思うのですが、今関税収入を財源としているのを一般財政に移すところの話ですか、その合意がどう取れるかですね。それから財務当局はどう考へておられるのかその辺りのところを、情報がないものですからよろしくお願ひします。

西山 私も委員をしておるからつて情報がすべて入つて来るわけではないのですが、基本的に今お話をあつた財政の問題というのは、今回この新しい制度のために一般財源を持つてくるかどうかということが先ず前提にありますね。持つてこられるかどうか、それが一つと、今価格支持をやつしている方法は調整金・課徴金、それから馬鈴しょのように抱き合せといつしまして、小麦は国家貿易品目ですから輸入麦からト駄を履かせて国内産の麦作経営安定対策に使つている。それが今国産の麦がたくさん取れ過ぎれば赤字じかねふうになつてくるわけですね。つまり、財源じかねのはじかね一回ホールをして、そして国家財政として発動するかじかねかじかね、これが大きな議論になつてくると思ひます。

わつすぐ必要になつてくるのは、馬鈴しょの関係で、てん原用馬鈴しょは一つも財源の処置はないのです。一一対一じかねの抱き合わせて価格支持されているじかね仕組みですか。そういうものをこれかじかねじかねじかねかじかね議論が背景としてあるわけですので、これをたとえば一五人の委員であつてもないじかねでもないといふ議論は先ず不可能なんです。財政問題を委員がしゃべるといつたって、農水省だって財務省じかねひとかねの対応して知恵をだしてじかねかじかね議論になつてくるわけですか、基本的には議論にならな

いと。

それから先ほど先生が言われたように、これから北海道としていう形を主張しないと現在の営農が続けられないのではないかということです。そこは農政部あるいは中央会で当然計算はされておられるし、そういう直接支払の支払水準たるものについて議論をしていくところとは、これから夏から秋にかけての山場に集中して議論がいくだろと思ひます。これも農水省と我がほうが話をしても財源を握つてゐるところとの議論と、もうと大事なことは輸入課徴金のピートと精製糖どちらかと引きびをクリーニングしている砂糖会社との調整金というのを、果たして経営全体に使えるのかどう議論もありますよね。経営全体の補填金として使ってよいのかどうかなどですが、当然最終コーナーでは議論にならります。麦だつてそうですね。麦の財源を経営全体に使ってよいのかと。経営全体としては、四品目の枠の中に使ってよいのかという議論が出てくるわけですね。これは少なくとも企画部会の委員にそういうような交渉能力があるわけではないので、基本的に農水省と財務省との調整。それから小麦の製粉会社、砂糖については輸入砂糖をうり一 fung している製糖企業、そういうものとそれを所管している農水省が議論をして、将来とも安定した農業経営を日本に根づかせるんだということを理解していただかないと、この話は成り立たないということです。今太田原先生が言われたように、ここまで資料として書かれていたものに魂を入れるという作業は、ものすごく大きな作業です。

それから、農業者が再生産ができるのかどうかということです。これは、北海道内一丸となってこれから働きかけていかなければならぬし、仕組みもシミュレーションも自らしながら提案をしていくことは大事ではないでしょうか。ここで先生が言わされたような話を議論しても、仮定の議論ですといきますので、この時期ではなくてもしどういう場が要頃、それも十七年の予算の時に十九年産に向けてですから、いずれにしても法律改正は十八年の通常国会といっていますから、その都度まだまだ何回も議論が行なわれるとういうふうに理解をしたほうがよいのではないでしょか。もし一〇ヶ 当たり一万円とか五万円とか三万円とか数字が出ていたらもうと議論になるんですけども、これ以上議論にならないと思います。

太田原 よくわかりました。表向きの議論にはまつたくなつていなけれども、実は大きな問題があるということですね。最終的に北海道として何をするかということが今問われているんだろうと思います。そういう財政問題を含めた大きな問題があるために、なおのこと府県の農業者との団結というのは保障されなければならないわけですね。なかなかこれは難しい、聞けば聞くほど大変だという感じがします。

それでもう一つの柱がこの環境資源問題なのですが、幸いなことに会場の、中央会の伊藤さんから資源保全政策についての質問が出ております。これを最初に取り上げてこの問題に入りながら、質疑

応答に切り換えておいたと思います。伊藤さん、直接質問いただけたと有難いのです。

質問者 では、いかがのほひかひ質問をせたいただきたいと思います。農連の副委員長さんのほうから品目横断なり経営安定対策の話がありました。もう一つ直接支払を梃子として水なり農地をきちんと守つてしまつことを目的として、地域資源保全政策といいますかそういうことが議論されているわけです。その議論が府県の水田農業を中心としたとすれば水路の保全ですとかそういうことが中心に議論されているのですが、北海道の畑作なり酪農地帯でイメージして湧いてくるものがないということがあると思います。そういう中で今後北海道として政策を要求していくことも必要なのですが、特に畑作における地域資源保全政策を、どういった形で考へるべきかといったことを非常に悩んでいるのですから、それをお考えをお聞かせいただければと思つて質問をさせていただきました。

太田原 ありがとうございます。今の質問の主旨は非常に明瞭だとと思うのですが、それをお答えいただけますか。先ず平さんからお願いします。

平 この話も農協青年部の組織討議の中でまとめてありますけれども、たとえば水路だとか用水に対してもメンテナンスというティールど、酪農・畑作の生産環境にあるたとえば道路・畦のある場合は法面の草刈りがどうなんだとお話しも、北

海道にあつても非常に生産環境が多岐にわたつてるのでなかなかまとめて切らなかつたのですが、少なくとも提言の中でここだけは押さえておきたいというのは、国民の共有財として農業の多面的機能及び農業資源が管理・保全されてるところとは、産業政策の充実から地域の農業振興の結果として図られている。つまり農業を一生懸命やつたその結果として農業保全がされているという順番でないと、それに税金を使うところは國民が納得しないでしよう。草刈りをしたから補助金をくれだとか、農業用水のメンテナンスをしたから助成をしてくれという順番ではないですね。この辺の話はちょっと温度差があるのですが、「僕らしっかり作つてらるよ、やつてらるよ」と。その結果として農業の環境資源やあるのはメンテナンス・保全が保たれているのだから、その結果を国は公正に評価をして、それに補助、支援、あるいはメンテナンスにかかる予算をつけてくれというようになります。

トコから先に進まなかつた一つの理由は、環境に対する取り組みというのが非常に広いということです。なかなか複雑でトコまでが僕らの仕事で、トコからトコが行政の仕事なんだ。そういう部分の項目が非常にファジーというかボーダーが非常に大きいという点では、農業者の持つてらる私たちの生産現場にいる生産者が考えなければならない。これから開発する部分のほうがむしろ大きいのではないかのかなというようなことだ。まだこれは発展途上ですからまだ僕は勉強しなければいけないことなんだと思いますが、とりあえずそういう順番だけははつもつせしむつたまつがよぶの



ではないのかなむろいよいなります。以上です。

太田原 ありがとうございました。末籐さんのところでは相当環境問題との関わりが議論されてると思うのですが、よろしくお願ひします。

末籐 環境問題については農業が持つてゐる多面的機能といひことが基本法の中の三条に書かれていますし、そういう多面的な機能を持つ農業が持続的な発展をしなければならないということも四条の中に書かれています。我々は、あくまでもこの多面的機能については、この基本法の中で議論されて明示がされているということは、当然基本法に沿つてこの多面的機能を農業者がきちんと守る、つまり環境に負荷をかけないような資源循環型の農業生産をしていかなければなりません。そういうことでは工農法とかクリーン農業とか、北海道でもそれそれやつてある方たちがおられるわけですが、そういう方たちに対しては少なくとも耕作面積に対しては直接支払といひことで、そういう制度を創設すべきだというのも一つあります。また土地改良の部分ですが、これは今水田を中心にしていろいろめでいて議論はありますけれども、しかし農業が持つ多面的機能も含めて道路や用水路・排水路についての公共的な部分については、当然農家負担をなくするところとは当然でないかといひことだ、これについては全額公費負担にするべきだという主張を繰り返してあるといひのです。

あとは冒頭にもお話をさせていただきましたけれども、農村あるい

は農業が持つ機能に対しても当然外部経済効果といわるものがあるわけ

ですけれども、これに対する対応はそれを適切に維持・管理していく全

農業者に対して耕地面積当たりの直接支払は当然すべきではないか
じふうじと)で今議論しています。この直接支払の部分、それから、

農業が持つ多面的機能の部分が農政審の中で最初は出たのですが途中でなくなつたじふうじと)で、これについては大いに西山さんにも文句を言つたいたいのです。しかしながら日本の中において農業がなくなることはならわけです。しかし農業がどんどん地域から減少していく、荒廃していくじふうじとは、たまたま地域経済のみならず日本の国土保全という観点からしても、当然大きな社会問題になるじふうじとは、それぞれ農業者はもちろんですがども関連の皆さん方も承知していただけ、これは重要問題だという位置付けて今後取り組んでいただければと思つております。
以上です

太田原 ありがとうございます。私の見解も一つ付け加えさせていただきますと、伊藤さんの質問の北海道畑作における資源保全政策のあり方じふうじに限定して考えると、さきほど平さんのほうから、この話がそもそも平成十四年の十勝からの輪作助成金の要求から始まったということでも非常にはつきりしているように、長い期間をかけて築き上げてきた今の北海道の四年輪作体系を基本的に維持することがまさに北海道畑作における資源保全政策ではないかと考えております。その輪作を構成している一つひとつ作物が今WT-Oで非常に危ない中で、だからJJA品目横断的な助

成が必要なんだじふうじ理解しております。

西山 伊藤さんの質問の主旨は、資源保全施策といいのは水田地帯の用水を含めた水田農業地帯の施策に限定されるよなじふうじにして、北海道は畑作・酪農地帯・畜産地帯もあるけれどもそれはどうなのか、どうじ質問だったと思います。将来、農業地域への支援策といいのはこれからじふうじ展開されていくかというのは、私が一番最初に申し上げたように、日本じふうじは初めて今回直接支払じふうか地域支払的な発想がやっと芽生えたのです。

ヨーロッパでは一〇年、一五年の歴史を経て進んでいます。従つて今回のスタートの資源保全対策とか農業生産環境施策といいのは、まだつぼみの小さいものだとじふうじですけれども、資源保全が水田農業だけじふうじではなくて、十七年度に調査をする中身には水田地帯以外に土地利用型作物を生産する畑作地帯、それから酪農、畜産関係の地帯についても地域資源といいものと地域との関わりといいものを調査してみて、それについて地域ぐるみの支援策が必要だじふうじことが判明したら、その施策として講じましよう、という動きがあるじふうじを理解していただきたいと思います。

それから十七年度に地域資源保全の実態調査を全国で四〇〇地区やることになっています。北海道は一〇地区でやることになつておりまして、酪農・畑作、その中に野菜も入つてきました。そういう資源保全実態調査を、北海道の一〇地区の中に酪農と畑作の率のほうが高い調査を十七年の四月からやることになつております。いずれにしても、私も一回四月頃に質問をした水田地帯に特化した資源

保全の施策というのはいかがなものかといふことも聞いております。その辺農業全般にわたった資源保全対策といつものが、中身はヨーロッパのような仕組みではないですかけれども、その芽が出ていふところなのですので誤解のないようにお願いします。

太田原 ありがとうございます。

質問者 質問させていただきます。空知から来ました水田と畑をやつている認定農業者です。今日のお話をうかがっていまして、正直言つてお話がちょっと分かりずらかったのですが、坦い手の話が中心でしたので私としても整理して持つて帰りたいので伺いたいと思います。

先ず、認定農業者にはなつてゐるのですが、私たちの町では平成十一年に七〇〇万円の所得目標、平成十六年には五〇〇万円ぐらいの所得目標で認定農業者になりました。それで新たな経営安定対策でこれからの方針をいろいろと皆さんご議論されているわけなんですが、私もかつて農民組織に関わったことがありますし、むろしても頭のすみっこにあるのはヨーロッパのテカッブリンクとか言われる直接補償のようなものができてくるのかなと思っていました。でもまだそこまでいかないようなんですけれども、今の経営安定対策で目標そっとするのは米なり米、畑なり畑作、麦とか大豆に今までのように一俵当たりいくらと上乗せする政策プラス品目横断と言われてしまったけれども、作付面積にも上乗せするよ。それからわざと云々といふことがあつて、でもまだ例えは五二〇万円だとか

七〇〇万円とか、そういう所得を、輸入が極端に増えて価格が暴落した時にその所得目標に消えた分を補填するといふのはまだいつていなか、いずれは自指してくれるんでしょうけれども、先ずその辺を伺いたいと思います。

それと、あまり単純な議論で恐縮ですけれども、所得といふ場合に、私たちは農家ですから確定申告書を一生懸命作つているのですが、確定申告書で書く所得といふのは収入から経費を引いたのが所得です。その場合に所得に乗つてくるのは実額の小作料といつのが経費としてみられます。

ところが農林省の統計情報事務所でやつてゐる農業所得とか農家所得といふ場合には、実額の小作料ではなくてじわゆる地代といつものが経費となつてくるわけなんです。税申告上の所得と統計情報事務所でやつてゐるところの、私たちが一般的に使う生産費とか農業所得・農家所得といつるのはそもそも別物なんですね。ところが今言われているところの規模拡大云々という時には、どこかに落ちていたお金を使わない限りは借金して農地を増やしていくわけなんですね。増やしたもののは当然借金を返していかなければなりませんよね。その借金を返してくる時の利子は経費となります。

ところが元金の償還といつのはどういふに扱うといふ、その時点をはつきりさせておかないと、例えば今水田地帯でのめりで四〇万円の水田価格なんですね。それを例えばスーパー、元利均等払いで一五年で払つたり一円円ぐらいになるでしょうか。一方統計情報事務所でやつてゐるところの地代も似たり寄つたりなんです。そういう意味では今の地代だつたら使いやすいといふことなのです

が、かつて私たちのところにや100戸田という農地の借段で規模拡大している人がいるわけなんです。元金を払っていかなければならぬので、そういう人たちにとっては今本当に辛いんですね。そして先ほどの水田地帯なり100戸ぐらいところが議論されていましたが、まだそれに満たない人がさらに規模拡大していくことになるともまだ大変です。

それで今回の経営安定対策の目指す方向として、どの辺を目指して議論されているのか。端的に言えば土地の借金を返しながら他産業なみの所得を100戸なりでき方向を目指してはいるのか、まだそこまではやってこないんだよ、その一つか二つ前の段階なんだよといふことなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと先ほどのから引かかっているのは、畑と水田と区別して考えていたりはなんですか、北海道には私のように畑と田んぼと両方作っている農家もいるわけなんですね。そういう人の分をいろいろふうに考えたらよいのかどうかとも含めてお話しをお願いします。

太田原 最初から説明しなければならないような部分もありますけれども、松木さん答えてくれますか。

松木 さくつかあつたので全部フォローできないかもしれません

が、一つは農家の所得をどう考えているんですかみたいな話だったと思います。例えば農地購入代金で元金を払う時に、計算上はそれは費用には入らない形で所得計算されてくると思うんですね。ベー

スになつてくる100戸田といふ議論は、おそらく他産業従事者が四〇年働いてだら一億四千万円ぐらいの話です。それを四〇で割つて五三〇万円をすれば、税申告をしてくるようなベースの所得になつてじるのだろうと思ひます。

大事な点は一番最後に言われたところだ、といあえず北海道の水田地帯について現在の政策の変更を考えるかといふことなんですがれども、私は水田に関しては、府県もそつなんですがれども、今の稻経とか産地作り交付金との関係というのをきわんど整理しないといけないと想ひます。土地に直接貼り付けるといふ形ですつと数十年間やつてきたのですね。何を作ろうが作る物によって加算しますよといふのがベースにあって、それは直接支払だったのではなくですかと。その直接支払の上に今の麦代金なり豆代金の縦についているやつをもう一回横に一重につけたところ、非常にわかりにくく話になつてじるのではなくてじょうかといふ気がしてじるのです。私はその整理をきちっとしないで、畑作専業地帯に関して縦のものを横につけるのだから、同じ麦・大豆だからやはり横につけたよといつて一段構え二段構えで横に重ねていくような形で、すくなく政策・制度がやつてじる農家の方から見てよといふか、私自身が今までの稻経とかなんとか全然よくわからぬことばかり出てきていたのですが、解らなくなつてしまつてじるのではないかといふ感がしてじります、とにかくいかつかお答えをきません。

西山 先ず経営の中に水田と畑があるといふ場合は、水田と畑

う非常にわかりやすい質問なので、畑作の方も畑作農がありますし、水田の方も野菜作がありますよね。それで認定農業者というのは経営全体でどれだけの所得を目指していかかということを押さえるにあたって、たまたまわかりやすく水田と畑作でモデルをご説明しましたけれども、実際の農業はそれが一緒になつてゐるわけです
かり、一〇畝だとか二十五畝と/or自安は畑作なら畑作四品目、水田は米といろ品目といふ非常にシンプルな事例で面積というものが示されています。

しかし実際は五三〇万円といふ、五三〇万円がこれからの固定されるかどうかというのも議論なんですが、一般的のサラリーマンが一生稼ぎ出すものを割り返したら年間五三〇万円だろ? という数字を経営の中で確保できればよいわけです。もし水田と畑農の経営を一つの経営体としてやつてゐる場合に、はじめに出す所得が五三〇万円であつて経営面積が一五畝であつた場合でも、その場合に水田の転作や麦・大豆が作付されれば、今回の直接支払の対象になると。畑作も畑農と畑作で経営されていて五三〇万円といふ、これは固定されたものではなくてこれから議論になると想ひますけれども、それ以上を生産されている人は畑作で四品目を作付けされてゐる場合は、この直接支払の対象になつてゐるといふことです。

それから認定農業者として七〇〇万円ある場合は五〇〇万円とかといふ将来の数字が年度ごとに違うという議論がありました。今回は扱い手を認定農業者または認定農業者として期待できる人を、その作業を認定する市町村が今回の扱い手の年間所得を五三〇万円といふふうに決められた場合に、それを実現する農家であれば扱い手

となつて直接支払の対象者になるという流れです。認定農業者の仕組みも現行を改善していくハシビロトド、九年産に向けて、まだ十七年、十八年あるわけですか? 具体的な細かい作業がおこなわれることです。

太田原 まだまだ議論としては生えなのですが、残念ながら時聞になりました。最後までお付き合いたいだいてありがとうございました。この問題は本当に議論が始まつたばかりで、今日のお話においてもまだまだ大きな山場がこの後にもいくつかある。特に十七年、十八年といふことで具体的な作業が進むわけです。基本計画部会でも今西山さんが一回対一で頑張つてゐるけれども、西山さんは三月で終わりだ。そうすると四月以降はどんな議論になるのかというのも大変心配です。

それから当然WTOの進行に大きく影響されます。そういうこと今日のこのシンポジウムは、問題の輪郭を皆さんで確認したと。特に北海道にとって大変な問題がたくさんあるといふことを皆さんで確認したといふことで、引き続き当研究所としても研究を続けていきたいと思いますし、今日西山さんがおっしゃったように、この全体で議論するような場もこれから節目ごとにきちんと設定しなければならないなど強く感じました。皆さんで議論していくスタートとして、今日は大変良いスタートがきれたらと思っております。講師の西山さん、パネリストの皆さん、最後までお付き合い頂いた参会者の皆さんに厚く御礼申し上げまして、今日のシンポジウムを終わりたと思います。ありがとうございます。(拍手)

「いただきます」を 忘れずに

作家・エッセイスト

森 久美子

◆私、作る人？

わが家には、大学二年と中学三年の息子がいる。私が夕方家にいる日は、彼等の帰宅後の第一声が決まっている。

「腹減った。メシ、なに？」

「先に、「ただいま」つぶやつてよー！」

そう言い返すが、食欲旺盛な二人を見ているのは気持ちがいい。

昔、レトルトカレーのCMで、

「僕、食べる人」、「私、作る人」

というセリフが問題になつたことがあった。食事を作るのは女性の役目だと決め付けているのは差別であるといった論調で、ジェンダーについて語る社会学者もいた。確かに、他人から、それが女の役目であると

言われると、おもしろくないかもしれない。でも私は、「作る人」であることが今は楽しい。

男の子は無口であるという

先入観を持っていたが、二人の

息子は実によくしゃべり、また、

よくしゃべるものだから、疲れ

たらぬときは、相槌を打つのも

億劫になる。ときには静かに一

人でご飯を食べたいと思う日

もある。しかし食事は、コミュニ

ニケーションを深めるための

いい機会だと、子供たちに教え

られているように思う。

子供たちがうつむきかげん

で黙つて箸を動かし、食べる量

が少ないときは、先生に叱られ

たり、友人との関係がうまく

いっていなかつたりと、なにか

しら惱みがあるようだ。膝に乗

せて抱きしめることができる



森 久美子（もり くみこ）さん

作家・FMアップル「北の食物研究所」パーソナリティ

札幌市生まれ

- 1995年 朝日新聞北海道支社主催「らいらっく文学賞」入賞（作品は、開拓時代の農村の少女を主人公にした小説「晴天色の着物」）以来、多くの連載を持つ。
- 2002年 第8回ホクレン夢大賞・農業応援部門優秀賞受賞
- 2004年 農業土木学会賞・著作賞受賞

現在の仕事と公職など

- ・FMアップル「北の食物研究所」パーソナリティ（社団法人 北海道土地改良設計技術協会提供。99年から毎週「食と健康」をテーマに対談。企画・構成も）
- ・北海道教育委員会「子供の食生活を考える研修会」の講演とシンポジウムコーディネーター（2000年より）
- ・札幌開発建設部「未来へ残そう緑の大地～時代を担う子供たちに残す豊かな農業農村を考える女性会議」委員長
- ・北海道土地改良事業団体連合会・21世紀土地改良区創造運動表彰選考委員
- ・NPO法人 北海道田園生態系保全機構理事
- ・北海道教育大学岩見沢分校 非常勤講師など

ような幼児のときと違つて、もう息子たちに肌を通してぬくもりを伝えることはできない。料理をしながら、さりげなく学校の様子を聞き、キンシップの替わりに、温かい料理を食べさせるのが、私の役目なのだろう。

仕事を帰宅が遅くなる日は、朝のうちに夕食を作つてかけていたが、この頃は子供たちが大きくなつて、彼等自身で作れるようになり、楽になつてしまつた。母親は、自分が外食する日でも、子供のご飯を作らなければならぬので、男性とは違う苦労や忙しさがあるものだ。内心面倒に思いながらも、ご飯だけはちゃんと作つてきたから、今のところ（？）どうにかまつすぐに育つているのではない

◆ 農業を考えるきっかけ

幼い頃の記憶に刻まれた二つの風景。

祖父が北大農学部に勤務していたので、実家は北大の農場の西側にあった。子どものころ、夏になるとぐんぐん大きくなる「コーン」の煙で、かくれ

んぼして遊び、「コーンの葉が風にそよぐ音を聞いていると心地よかつた。

もうひとつは、秩父別の親戚の農家で過ごした夏休みの風景だ。親戚のお兄ちゃんたちと駆け回って遊んだあと、たらりの冷たい水の中に浮かんでいたトマトやスイカを食べた。汗ばんだ額に髪がへりついても、畠にたたずみ風に吹かれていたり爽やかだった。今も私は、畑と田んぼ、ひねりをいろど

く、じしむ心地よいと感じる。生産圃場を持つエネルギーを、子供心に感じていたのだろう。

自分にとって当たり前だった北海道の農村景観の価値を

再認識したのは、結婚を期に九年間の東京暮らしを経験したからだと思つ。秋になると実家から送られてくるジャガイモやタマネギ。友人にお裾分けするなど、みんな必ず喜んでくれた。決まつて言われたセリフは「北海道のものはおうじら」。「北海道」がひとつのかなへだだと知つた。

「広大な大地」と「青い空」。美しい草原像が「北海道ブランド」を支えていた。農作物の味の前に、「農地」と「空寂」が最大の付加価値になつてしまふ。もちろん「北海道ブランド」

が一人歩きしている訳ではな
く、寒冷地ゆえの、農薬の使用量の少なさや、寒暖の差の大きさによる栄養価の高さがあり、農家の方々の努力があつてのことだ。

北海道の人が「田舎くせら」と「コンプレックスを持つようからだ」と思つ。秋になると実家から送られてくるジャガイモやタマネギ。友人にお裾分けするなど、みんな必ず喜んでくれた。決まつて言われたセリフは「北海道のものはおうじら」。「北海道」がひとつのかなへだだと知つた。

「広大な大地」と「青い空」。美しい草原像が「北海道ブランド」を支えていた。農作物の味の前に、「農地」と「空寂」が最大の付加価値になつてしまふ。もちろん「北海道ブランド」

が一人歩きしている訳ではな
く、寒冷地ゆえの、農薬の使用量の少なさや、寒暖の差の大きさによる栄養価の高さがあり、農家の方々の努力があつてのことだ。

明治時代には原野だったこの地を開墾し、農家の方々の努力と土地改良やそれを支えてきた方々がいてこそ、豊かな農地・農村が築き上げられた。歴史や先人達の苦労を知ることで、現代に生きる私たちが失つてゐるものに気づく良い機会となつた。

作品を書いているときに才

ウム事件が起きて、連日その報道があつた。なぜ人を殺すような罪を犯してもその宗教を信仰したのか。「お天道様に見られても恥ずかしくないよう生きる」という、一人一人の心

◆ お天道様が見ている

の5年」、朝日新聞社主催「ふるひひつゝ文学賞」に入賞し

た小説「晴天色の着物」は、厳しき気候の中でひたむきに生

の中にあるはずの指針を失つ

はすぐに回つてきた。

てゐるよりに思つた。そして、学校に行けず読み書きもできないが、心にその指針を持つ少女を描いた。

デビュー作をきっかけとして、以来、食や農業についての思いを表現する機会に恵まれている私だが、自分の食生活には、特に問題意識を持つていなかつた。契機は六年前に訪れた。

◆湯気の上がる台所の幸せ

たつた一人の兄弟である弟が病気になり、私は夜遅くまで病院で付き添いをしていて、子供たちの食事の支度をおろそかにする口が続いた。買った惣菜や弁当を与えて、食卓に温かいものが上がりなくなりてしまっていた。子どもたちが情緒不安定になるという形で、つけ

にそれを失わせて、初めて普段なにげなく家族のために料理していたことに意味を見出せた。私は家族に愛情を込めて食事の支度をしたい。その材料には、食べる人を思つて作ってくれたのがわかる農作物を手に入れて、それを料理したいと思つた。

人は毎日必ず食べ物を口にするが、自分で刃を入れたり、煮焼きしたりしなければ、動植物の生命をいただいて食べてゐると気がつかない。「いただきます」を出発点に、家庭の食生活から、子供たちに生命の循環を感じてほしいと願つてゐる。



連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.40

斜里町の事例

—みどりと人間の調和を求めて—

斜里町の概況

斜里町は、北海道の最北東部

を主体とした農業、鮭飼養を中心とした漁業、並びに年間約一五六万人の入り込みを数える観光である。

斜里町は、北海道の最北東部に位置し、北はオホーツク海に面し、町域としては東西五〇km、南北五〇km、知床岬へと延びる海岸線は一〇〇kmにおよび、全体として弓状の三角形で、総面積七三六・九六平方km、人口一二、三八五人(一〇〇五年一月現在)を有する。主たる産業は、寒冷地作物(馬鈴薯、てん菜、小麦)

地勢は北に一〇〇kmを越える海岸線、北東に知床連山、南に清里町、西に小清水町を擁している。気温は年平均七度以下である。積雪量はさほど多くないが、融雪時期が遅く、六月中ごろまでフエーン現象による南東の強風が吹きつける。

歴史を見てみよう。開拓時代

一八七一年、斜里郡の村名が定められ、アラシマイ村、ヤンベツ村、シャリ村、シマトカリ村、ヲネベツ村の五カ村が誕生した。一八七七年には斜里浦役場が設置され、斜里町農業開拓の先駆者と言われている鉢木養太が入地した斜里村赤上一番地で初めてこの地に開拓の鍬を打ち下ろした。

大正時代の大きな変化は、電話架設であった。また、一九二二年から工事に着手していた釧

網線が一九一四年に部分開通し、翌一九二五年に待望の鉄道が斜里まで開通した。現在の斜里町の基幹産業である漁業は戦後の漁田開発を中心に今日ある一大漁業基地をつくりあげた。一九四七年から公共事業で魚田開発が進められ、漁港施設の拡充などを積極的に進めることにより、サケ定置網漁業を中心に躍進を続いている。

自然保護に関し、一九六四年、知床半島が全国で二三番目の国

立公園に指定されたことを契機に、知床の自然を町民全体で守るべき貴重な財産としての認識が深まつた。一九七七年には、国立公園内の民有地を買い上げ、知床の大自然を守ろうと、「知床一〇〇平方メートル運動」がスタートした。この運動は、日本におけるナショナル・トラスト運動として、国際的にも高く評価されている。「知床一〇〇平方メートル運動」は、一九九八年、四万九千人の協力で初期の目的を達し、「一九九七から新しく一〇〇平方メートル運動の森・トラスト」がスタートした。

現在知床は、氷が接岸する世界最南端の地で、流水がもたらすプランクトンが糧となり、魚、鳥、動物へと命をつないでおり、多くの希少動物が生息し、そのままの食物連鎖が形成されている等、生態系、自然景観および生物多様性に優れている観点

から、「世界自然遺産」登録の候補地となつてゐる。

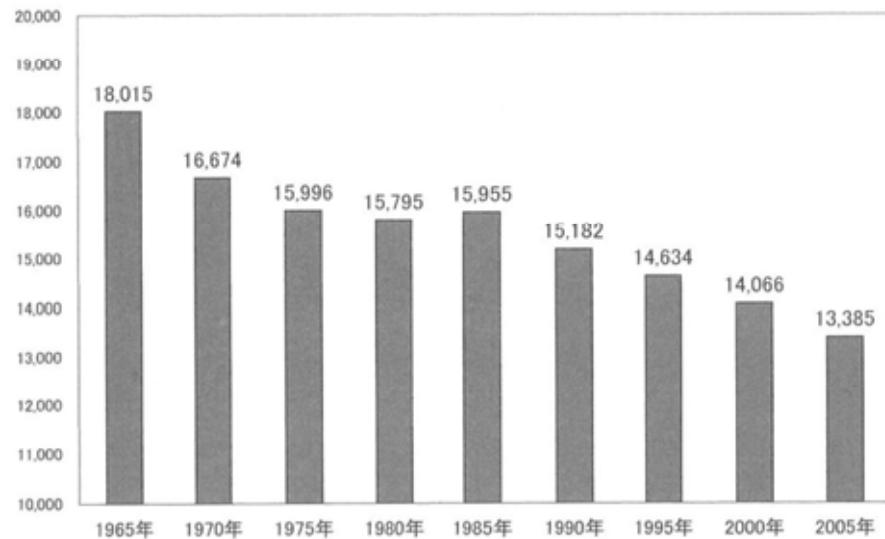
この世界遺産には、文化、自然、複合の各分野があり、それぞれの分野で普遍的な価値をもつ物件を評価し、選出した物件は世界遺産条約（正式名「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）にもとづいて作成される「世界遺産リスト」に登録されている。

一九九三年七月現在、一七六カ国が締約国となり、七五四（五八二）の文化遺産、一四九の自然遺産、二三の複合遺産）の世界遺産がリストに登録されている。

自然遺産は国内では屋久島（一九九三年十二月登録、鹿児島県、一〇、七四七）、白神山地（一九九三年十二月登録、青森県、秋田県、一六、九七一）の二件しかない。国外ではグランドキャニオン、キリマンジャロ、ガラバゴス、グレートバリアリ

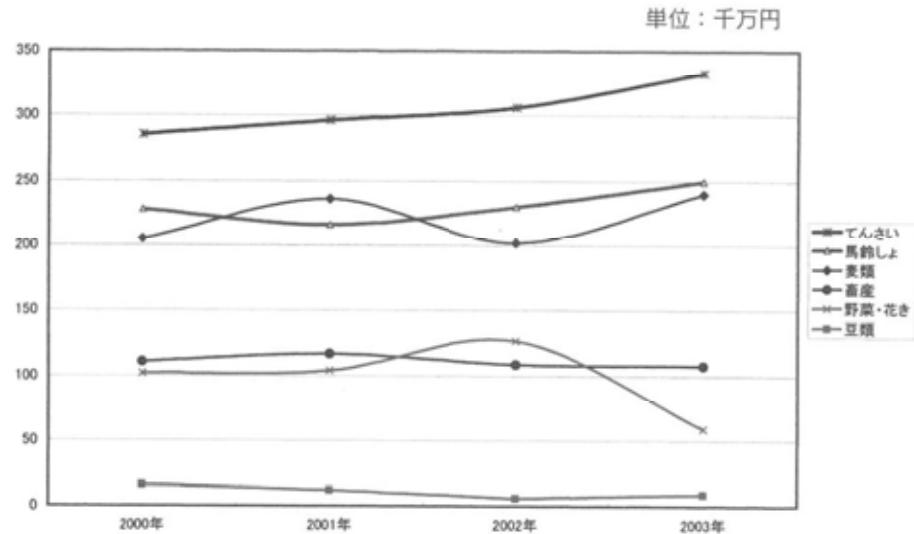
図1 斜里町の人口推移

単位：人



出所：斜里町資料

図2 農業産出額



出所：農林水産省 生産農業所得統計（2003年）

一つ等がある。知床の遺産登録の可否は、七月に南アフリカで開かれる世界遺産委員会で決定される。

斜里町農業の概要

データ（2001年）で町の農業の概要を見よう。販売農家戸数は三七四戸、経営耕地規模別割合は、三耕未満 三・二%、三～五耕〇・九%、五～一〇耕一・七%、一〇～三〇耕五・九・一%、三〇耕以上 三五・二%で大規模畑作地帯となつており、農家一人当たりの平均耕地面積三一・一haである。

作付面積を見る。総面積一〇、八〇〇haで主な内訳は、小麦二、六九〇ha、馬鈴しょ三、八二〇ha、豆類一六四ha、てんさい一、八四〇ha、牧草一、三〇〇ha、である。一方、畜産の飼養規模は、乳用牛二、四六〇頭、肉用牛七

〇〇頭、豚一、五四〇頭となつていて、農業産出額（2003年）は、九九億九千万円（耕種八九億一千円、畜産一〇億八千万円）である。主なものは、耕種では、小麦一四億円、豆類九千万円、馬鈴しょ一五億円、野菜類五億九千万円、てんさい三三億三千円。一方、畜産は、五三億九千万円のうち乳用牛三七億八千円、肉用牛八千万円、豚八千円である。（図2参照）

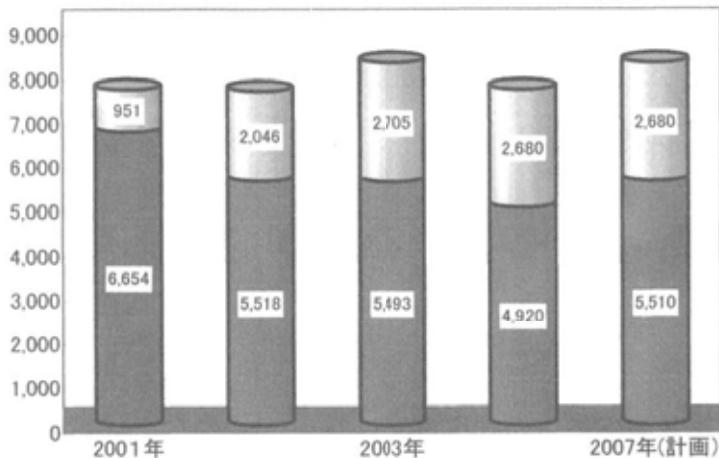
種子馬鈴しょの生産と播種床造成栽培システムの導入

斜里町の農業は、小麦・てんさい・馬鈴しょを中心とする畑作経営であり、一部に酪農や野菜を取り入れた複合経営が行われている。このうち馬鈴しょは適正な輪作体系を確立する重要な基幹作物であることから、激

化している。

図3 種子馬鈴しょ面積推移

単位：アール



出所：JA斜里の資料から作成

粉原料用・加工用・生食用を生産している。また種子馬鈴しょは、農協有の原採種ほ農場で生産されている。しかし町内の種子馬鈴しょを確保するには面積が足りないこと、他町村産は運送コストで単価が高くなること、自家更新では適正な栽培管理が行われないため、種子馬鈴しょの円滑な増殖が妨げられている。このため原採種ほ場の製品生産量の増加により、安価で品質の良い種子馬鈴しょの供給を出来るだけ増やし、馬鈴しょ生産者の生産コスト低減が求められている。

このためJA斜里は二〇〇四年度から「播種床造成栽培システム（ソイルコンディショニングシステム）」を導入した。このシステムは、①植付け前に専用機械で土寄せし栽培床を造り、②ほ場に土塊・石などを除去するセバーラーを入れ、③

ボテトプランターを使って栽培床中に植付けながら培土をするものである。

今までには、植付け後の中耕除草や仮培土を行うたびに農機具が畑に入るため、機械の重量で培土基部に硬盤層（土塊）が生じ、変形・損傷いもや、雨水がたまり腐敗いもが発生し、収量低下の原因になっていた。また、種子馬鴉しょを収穫する際、収穫機上で土塊や石を取り除く選別作業を行っていたため収穫作業に時間を要していた。

導入の結果、

- ①春作業が短縮した。
- ②収穫作業の能率が向上した。
- ③種子馬鴉しょとして最適な小粒が増加し、総生産量の六割を占めるようになった。
- ④収穫期間が大幅に短縮され気象条件に左右されなくなった。
- ⑤くずいもの発生が例年の半分になつた。



ひまわりの会 全員集合



知床 手造りでんぶんだんご

同JA営農部では、「今後は、総生産量に占める一五〇g以下の正品歩留まりを九割にまで上げ、馬鈴しょ生産農家の要望に応えたい」と意欲を燃やしている。

地元産の農産物を使い、斜里で道東で一番美味しい澱粉だんじを作り、と四人の農家の主婦が二〇〇一年に集り「ひまわり会」を作った。代表は羽田野京子さんである。

四人は親の面倒を見るのに生かせるヘルパー資格取得の研修会（JAヘルパー二級有資格者数 四参考）で一緒にになり、意気投合し「ひまわりの会」を作ろうということとなつた。家庭では主婦業と野菜等を生産する農作業を両方こなしながら、その合間をみながら、「知床手造りでんぶんだんじ」を一年をとおし作っている。

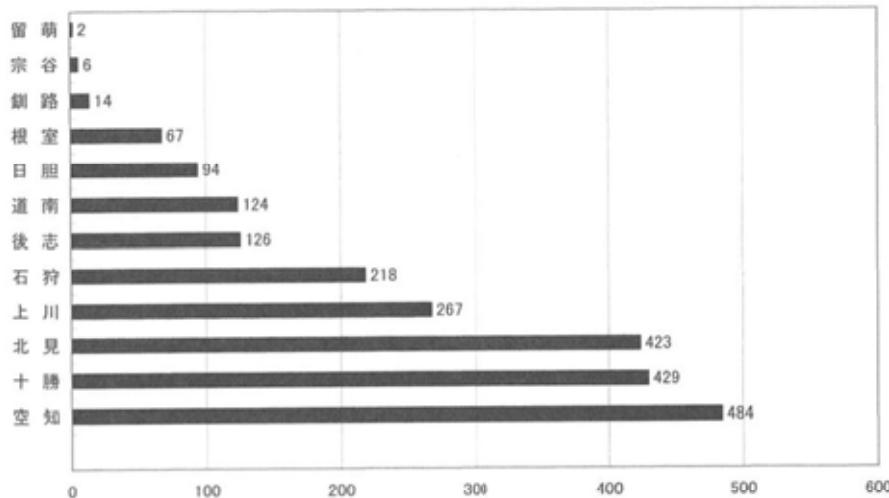
材料は、澱粉・金時豆・グラニュー糖・塩で八〇g×二個入りの冷凍パックである。発売する前には、保存期間の調査や厚

ひまわりの会

図4 JAヘルパー2級有資格者数

2005年3月末現在

単位:人



出所：JA北農中央会資料より作成

まとめ

一八八七年に鈴木養太による開拓の歴が入つて以来、豊かな自然をベースに活力ある産業の振興を目指して斜里町は発展してきた。限りある水産資源を守り、つくり、育て、獲る漁業や国際化を視野に入れた事業展開を実施しながら農業の活性化、農業経営の安定化を目指す農業。さらに近隣の三町と連携し多機能能力

さをどの位にするか、など色々研究した結果、今販売している形となつた。でんぶんだんごのシールは家族が撮影した写真を元にして作成した。「四人でこのひまわり会に集まり和気あいあいのなかでんぶんだんごを作るときが至福の時間である」と四人は嬉しそうに語ってくれた。

さらに交流活動として、二〇〇三年に斜里町は西表国立公園を擁する沖縄県竹富町と姉妹町盟約三十周年を、そして青森県弘前市と友好都市盟約二十周年を迎えた。これまで児童交流を始めとして文化、スポーツ、産業交流の輪が広がつてきている。

先に紹介した知床の世界自然遺産の登録決定が目撃の間に迫っている嬉しい時期に、農業を含む各産業分野で次代に繋がる諸活動を見聞きし、益々発展する斜里町を力強く感じた。

北海道地域農業研究所専任研究員
川原 和雄

徒然 つれづれ



遍路の宿

八坂 里四

四四半ばに高野山を訪れ、伊丹発の午後の便に乗り、遍路旅を終えた。四十日の旅だった。「八十日間世界一周」から考えると、世界の半分を回った日数であり、ぜいたくな旅と言える。

千キロを超える道を歩いたこともそうだが、帰宅してしばらく経り、妙に感心したのは毎日宿が変わったことに何の自由を感じなかつたことである。

最後の札所八十八番大窪寺を打ち終えた三十九日目は大阪にホテルをとったが、四国での三十八泊は遍路宿と言われる民宿に多くの日を泊まつた。民宿の他、旅館、ビジネスホテル、国民宿舎に泊まり、宿坊も利用した。

三月から四国を歩こうと決め、準備を始めるとなつきや期待が湧いてくるが、心配や不安も出てくる。行程に余裕を持つため七週間で歩いた夫婦の紀行文を参考に計画を立てた。

歩き遍路が重宝するへんろみち保存協力会の「四国遍路ひとり歩き同行一人」と「足引」の地図は取り寄せてあつた。遍路

宿の情報が豊富に載つており、遍路宿の施業を知らせる小片もはさまれている。歩き遍路は春と秋に集中して、遍路宿の通年営業にはむずかしさがあり、後継者の問題もあるようだ。

出発十日前に、遍路旅前夜を鳴門市のホテルに予約を済ませると、いよいよ遍路に行くところの実感が湧いてきた。数日して初日の安楽寺宿坊を手始めに七泊の宿を予約した。歩き始めは歩くだけで精一杯で宿の手配までの余裕はないので、事前の予約が良いとのアドバイスに従つた。

この期間は、徳島の二十三札所を歩くのだが、今回は徳島だけという区切り打ちの人と一緒になる日が多かつた。彼らは一週間から十日の予定で来ている。宿の予約も楽しむつもりか宿を決めてこなかつた人も多かつた。春は歩き遍路がもっと多く、当口では予定の宿を確保できずに困惑

している人もいて事前に予約してきて正解であった。

それでも三日目最初の難所といわれる十二番焼山寺を終え予約していた神山温泉の民宿の玄関先で声を掛けても人の気配がなく、少し不安になるほど時間が経つてからお婆さんが出てきて、「取り仕切っている嫁が風邪なので、よそを紹介するから」と断られて不安な思いもした。

出掛ける前に予約してきた宿が七日目の薬王寺宿坊で終わると、その後は毎日宿の手配をすることになる。

遍路の一曰は、天気に関係なく七時には宿を発ち、夕方に宿に入るのが普通である。宿に着き洗濯を済ませ風呂に入り、夕食までの間に翌日の行程を確認する。疲れ具合、天気を考え、札所や宿への距離を計算して宿が決まればその曰に、決められない時は当日の午前中の早い時間に予約した。夕食時に宿の人には次の宿の情報を教えてもらい、同宿の遍路の予定も参考にした。

薬王寺を打ち終えると、今回は高知を区切り打ちする遍路と通し打ちの遍路だけ

になる。徳島では、徳島一県を区切り打ちする初めての遍路が多いので、「ひからか」の問いは福島とか神奈川とか、住んでいる町を聞かれているのだが、高知に入るト、「ひからか」の問いは前夜の宿はどうだったかという問いに変わっている。「じこまで」へは、何番まで行つしむの宿に泊まるかを答えることになる。

徳島を歩いている間に、歩くことに慣れることにして、遍路の作法も身に付けるよう心掛けた。宿に着くとまず金剛杖を洗うのも忘れずした。だが、肝心の金剛杖を宿に置き忘れた朝もあった。その後は朝のチェックを怠りにした。

弘法大師の尊称である「南無大師遍照金剛」の宝号を唱えて歩くこともした。早朝、山中や海岸の、人気のない道を大声で唱えながら歩くと邪気払いにもなると「四国遍

路ひとり歩き同行一人」に書かれている。泊まった宿それそれに思い出がある。珍しい屋号の民宿もあった。足摺岬から戻つて泊まった民宿の屋号は「民宿安宿」で、「あんしうく」と読む。教えてもらつまでは「やすやど」と読むのだと思っていた。「やすやど」ではないので料金は他の民宿と同じであった。

民宿安宿の翌日、高知最後の札所三十九番延光寺近くで泊まった民宿の屋号は「へ

無大師遍照金剛」を唱えてから、それまで泊まった宿の名前を言つてみると、した。「三月八日安楽寺宿坊、三月九日鴨島町ビジネスホテル双葉、三月十日神山町民宿近藤」といった具合に宿の名前を言つてみた。口中も時折声に出してみた。
こうして「南無大師遍照金剛」だけでなく、宿の名前を毎朝唱えて覚えると、その

日々のことが蘇えてくるし、同宿の遍路の人と話をして宿の名前を聞くとすぐに口にかゝる場所を思い出せた。そして歩きのリズムをスムーズにしてくれたようにも思う。

泊まった宿それそれに思い出がある。珍しい屋号の民宿もあった。足摺岬から戻つて泊まった民宿の屋号は「民宿安宿」で、「あんしうく」と読む。教えてもらつまでは「やすやど」と読むのだと思っていた。

「やすやど」ではないので料金は他の民宿と同じであった。

民宿安宿の翌日、高知最後の札所三十九番延光寺近くで泊まった民宿の屋号は「へ



徒然 つれづれ

んぐつ屋」であった。玄関先に手作りの蛙などの置物があり、屋号からの先入観もあつたが、出てきた主人は屋号のとおり少々変わっていると思われた。岩風のふうにこしらえた風呂には玄関先よりも多くの蛙がいた。

偏屈で思い出す人がいる。民宿安宿で、全行程の宿を予約してきたという人と一緒になった。彼も余裕を持って計画を立てたようであくまで楽々と歩き、宿にも早いうちに着いているようだ。それでいて行程を変えたりもりではなく、計画どおりこれからも歩くところ。偏屈でも頑固でもないのだなうが、いろいろな人がいるものだと思った。

立江寺の宿坊に泊まつた日は大広間に相部屋でそれはそれで楽しかつたし、通路は相部屋をいやがつてはいけないのだが、やはり一人部屋がゆつくりと休める。多く利用した民宿は、朝夕の食事は皆一緒にしづる人や通路たちと話もはずむ。次の宿やルートの情報なども得られるが、たまには一人で食事をしたいと思うようになる。

ビジネスホテルがある町では、ビジネスホテルを利用した。近くには大概コンビニがあり、そこで夕食と朝食を調達する。ヨーグルトも忘れずに買った。自分の時間でゆっくりと食事ができるのがうれしかった。歩き通路にとつて一番の関心事は、寝る、食べる、排泄の三つと言われる。ホテルでは風呂はもちろんトイレも何の気兼ねもなく使えるのがありがたかった。風呂に入りながら洗濯も済ませる。エアコンで翌朝にはカラッと乾いている。一日中雨の中を歩き靴もすっかり濡れた日の宿も大洲市のビジネスホテルで、新聞紙を中心におくだけで十分であった。朝も用意ができ次第発つことができた。

時折、ビジネスホテルを利用してひと晩一人の自由な時間を過ごし、行程に程よいリズムを得た。

いずれの宿でもそれそれ良し悪しがあつたが、どの宿でも通路への温かい思いやりを感じた。毎日各地の宿に世話になり、放浪詩人の気分をひと月余り味わっていたのである。

人事異動

1. 新任

研究部長 矢野 実 (4月1日付け)
特別研究員 中山忠彦 (4月1日付け)
特別研究員 和田好充 (3月1日付け)

2. 退任

研究部次長 中谷 隆 (2月28日付け)
研究部長 高田 穂 (3月31日付け)
特別研究員 久保義矩 (3月31日付け)



研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

(平成十六年十月～
平成十七年三月)

○JA企画部門担当者研修会
主催 JA力レッジ
とき 平成16年10月25日
テーマ 地域農業振興の視点と
戦略
講演 太田原高昭
(当研究所・所長)

○北見地区管内青年就農者研修会
主催 網走支庁・北見地区農業改良普及センター
とき 平成16年11月5日
テーマ 描いた夢はかなえよう
～青年農業者に期待する～

○堆肥センター運営シンポジウム
主催 北海道農協「土づくり」
推進本部・北海道地域農業研究所
とき 平成16年11月8日

○北海道都市問題会議
主催 北海道都市学会
とき 平成16年10月4日
テーマ 食と農のあるまちづくり
講演 太田原高昭
(当研究所・所長)

○北海道園芸研究会総会
主催 北海道園芸研究会
とき 平成16年10月12日
テーマ 北海道の園芸とスロー
講演 太田原高昭
フード

○堆肥センター運営シンポジウム
主催 北海道農協「土づくり」
推進本部・北海道地域農業研究所
とき 平成16年11月8日

(当研究所・所長)

			展開方向
○IBM環境シンポジウム④	テーマ あり方 「コーディネーター 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	とき 平成16年11月13日 テーマ これから水田農業と 先進取り組み事例 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	とき 平成16年11月29日 テーマ 稻作地域における農業 活性化の取り組み 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)
○道立農業大学校公開講座	主催 日本アイ・ビー・エム 株式会社 とき 平成16年11月16日 テーマ 北海道における青果物 のトレーサビリティ確 保に向けた取り組みと 課題 講演 酒井徹 (当研究所・専任研究員)	主催 道立農業大学校 とき 平成16年11月16日 テーマ 酪農経営支援システム に求められるもの 講義 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	主催 北海道立農業大学校 とき 平成16年12月8日 テーマ 経営実態調査の重要性 方向 講演 奈良孝一 (当研究所・研究部次長)
○ニューリーダー育成研修会	主催 道農政部 とき 平成17年1月24日 テーマ 交流の到達点と今後の 方向 講演 コーディネーター 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	主催 北海道農業普及学会 とき 平成17年1月17日 テーマ 地域・農業者の個性を 生かした北海道農業の 展開と普及の役割 講演 太田原高昭 (当研究所・所長)	主催 北海道農業機械協会新年互礼会 とき 平成17年1月26日 テーマ 北海道農業の将来展望 講演 太田原高昭 (当研究所・所長)
○生協組合員全道交流集会	主催 生協道連合会 とき 平成16年11月11日 テーマ 食の安全と農業の現状 講演 太田原高昭 (当研究所・所長)	主催 芦別市経営改善支援セ ンター とき 平成16年11月26日 テーマ 高齢化の進行に対応し た集落営農システム 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	主催 芦別市経営改善研修会 とき 平成17年1月17日 テーマ 地域・農業者の個性を 生かした北海道農業の 展開と普及の役割 講演 太田原高昭 (当研究所・所長)
○美唄市農業委員会研修会	主催 美唄市・美唄市農業委 員会 とき 平成17年1月18日 テーマ これから水田農業の 【学ぶ活性化戦略】	主催 栗沢町統計調査員研修会 とき 平成17年1月31日 テーマ 挑戦する農業者・地域 体連合会 主催 北海道土地改良事業団	主催 北海道土地連研修会 とき 平成17年1月31日 テーマ 挑戦する農業者・地域 【学ぶ活性化戦略】
○長沼農民塾	主催 J.Aながぬま		

講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	講演 太田原高昭 (当研究所・所長)	テーマ 担い手育成と新規就農 者の定着条件を探る
○芦別市経営改善研修会Ⅱ 主催 芦別経営改善支援センター とき 平成17年2月10日 テーマ 高齢化の進行に対応した集落営農システム 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	○地域農業技術センター連絡協議会総会研修会 主催 地域農業技術センター連絡協議会 とき 平成17年2月22日 テーマ 「基本計画」見直しと地域農業技術センターの役割 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	○釧路支庁セミナー 主催 釧路支庁 とき 平成17年3月3日 テーマ 酪農支援システムの課題と今後の展望 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)
○帯広市認定農業者研修会 主催 帯広市経営改善支援センター とき 平成17年2月16日 テーマ 「基本計画」見直しと認定農業者に求められるもの 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)	○ニューリーダー養成研修 主催 北海道立農業大学校 とき 平成17年2月22日 テーマ 経営計画の必要性 講演 奈良孝一 (当研究所・研究部次長)	○空知南西部地区指導農業士・農業士会総会研修会 主催 空知南西部地区指導農業士・農業士会、空知南西部地区農業改良普及センター とき 平成17年3月4日 テーマ 「基本計画」見直しと地域リーダー農業者の役割 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)
○農民同盟青年部研修会 主催 斜里町農民同盟 とき 平成17年2月21日 テーマ 真の農業とは何か	○胆振管内新規就農者交流研修会 主催 胆振支庁・胆振西部地区農業改良普及センタ とき 平成17年2月23日 テーマ (当研究所・常務理事)	○後志支庁セミナー 主催 後志支庁 とき 平成17年3月8日 テーマ 援農システムの構築と課題 講演 黒澤不二男 (当研究所・常務理事)
○根室支庁セミナー		

○周年記念大会	(当研究所・所長)	支援システムの現状と 今後の展望について			
主催 根室支庁	とき 平成17年3月10日	テーマ 地域を変える発想と工 ネルギーを掘り起こそ う	主催 北海道有機農業研究会	とき 平成17年3月17日	テーマ 北海道における持続的 農業の展開と役割
講演 黒澤不一男	(当研究所・常務理事)	講演 太田原高昭	(当研究所・所長)	講演 太田原高昭	(当研究所・常務理事)
○食と農を考える集い		○平成16年度北海道有機農業技術 交換大会		○厚真町認定農業者研修会	
主催 食と農を考える実行委 員会	とき 平成17年3月12日	主催 北海道有機農業研究協 議会	とき 平成17年3月17日	主催 厚真町経営改善支援セ ンター	主催 厚真町経営改善支援セ ンター
とき 北の大地から安全・安 心な食料を	テーマ	とき 農産物における情報整 備の意義と課題―ト レーサビリティと生産 情報公表JAS規格を 中心として―	とき 農産物における情報整 備の意義と課題―ト レーサビリティと生産 情報公表JAS規格を 中心として―	とき 平成17年3月25日	講演 井上誠司
講演 太田原高昭	(当研究所・所長)	講演 酒井徹	(当研究所・専任研究員)	テーマ 新「基本計画」下にお ける地域農業の展開	講演 井上誠司
○家の光文化賞JA懇談会		○旭川農村婦人大学修了式		○新しい農業支援システムシンポ ジウム	
主催 岩手県JA中央会	とき 平成17年3月14日	主催 旭川市農政部	とき 平成17年3月28日	主催 根室支庁農業振興部、 農業改良普及センター	主催 根室支庁農業振興部、 農業改良普及センター
とき 家の光文化賞受賞JA に期待する	テーマ	とき 農村における女性活動 ヒスローフード運動	とき 農村における女性活動 ヒスローフード運動	とき 平成17年3月30日	講演 太田原高昭
講演 太田原高昭	(当研究所・所長)	講演 太田原高昭	(当研究所・所長)	テーマ 酪農地帯における農業	
○北海道有機農業研究会設立20					





編集後記

○○三一年→一〇〇四年と二回あります、一九九五年の春には過去最大の花粉飛散量となりました。二〇〇四夏の猛暑の影響で、

○花粉飛散と日本経済
北海道の花粉飛散の開始は四月と言われています。北海道に関わりはありませんが、春に飛散するスギ花粉の量は前年夏の気象条件に大きな影響を受けるそうです。

冷夏→猛暑となつた翌春には花粉の飛散量が急増する傾向があります。過去、冷夏→猛暑となつたのは、一九九三年→一九九四年、二

スギ、ヒノキの雄花は全国的に多くなっています。不作であった昨年の数十倍、過去一〇年の平均の数倍の飛散が予測されます。

また、花粉の飛散量と春先の個人消費には関係があることが窺えるそうです。さらに、花粉大量飛散の影響として、外食を含む食料費、レジャー関連を含む教養娛樂

費、買い物に出かける頻度の影響を受ける被服履き物等を中心には計の消費支出が減少することも予想されています。

今春の花粉大量飛散により花粉症患者が増加すれば、悪影響は更に拡大する可能性もあります。今後の動向次第では、日本経済に、花粉の大量飛散が思わぬダメージを与える可能性も否定できないとも言われています。春号が届いた時、花粉の影響が無いかもしくは少なく終わった、と願うばかりです。
(川原和雄)

DATA FILE

関連事項/ DATA

北海道留萌支厅

〒 077-8585
留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2
☎ 0164(42)1511

北海道農協青年部協議会

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地
北農ビル
☎ 011(232)6417
FAX 011(222)3598

北海道農民連盟

〒 060-0034
札幌市中央区北 4 条東 2 丁目
シャルム北 4 条
☎ 011(241)5416
FAX 011(241)5979

北海道武藏女子短期大学

〒 001-0022
札幌市北区北 22 条西 14 丁目
☎ 011(726)3141
FAX 011(726)3144

斜里町役場

〒 099-4192
斜里郡斜里町本町 12 番地
☎ 01522(3)3131
FAX 01522(3)4150

斜里町農業協同組合

〒 099-4195
斜里郡斜里町本町 36 番地 1
☎ 01522(3)3156 (代)
FAX 01522(3)2274

(社) 北海道地域農業研究所

〒 060-0004
札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1
☎ 011(281)2566
E-mail : kaihou@chiiakinouken.or.jp
HP : http://www.chiiakinouken.or.jp

明日の農業を包む

(H) ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 士 反 英 秋

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地北農ビル17階
TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394
第1工場(化成品工場) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
第2工場(化成品加工工場) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛218番地
紙袋工場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1

北海道の
畜産を支える
安全で良質な
飼料の安定供給。

あしたの畜産振興のために
信頼できる配合飼料を



釧路西港工場

ISO9001:2000認証取得

(H) ホクレンくみあい飼料株式会社

代表取締役社長 久保田 厚

本社：〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地北農ビル
TEL. (011) 222-3301 FAX. (011) 222-3304

工場：釧路西港工場・苫小牧工場
帯広工場・北見工場

おいしい北海道、読んでみませんか？

ホクレン情報誌
GREEN



定期購読
無料

季節の料理メニュー、北海道
産品のおいしさの秘密、产地
情報や旬の素材をお届けする
通販コーナーなど、おいしい
情報盛りだくさんの「GREEN」を、
ご応募いただいた方全員に
無料でお送りいたします。

お申し込み方法

●ハガキの場合

「GREEN希望」と印記し、住所、
氏名、年齢、職業、電話番号を
ご記入の上、次の宛先へお申し
込みください。

〒060-8651
札幌市中央区北4条西1丁目3
ホクレン広報宣伝課
「GREEN」係

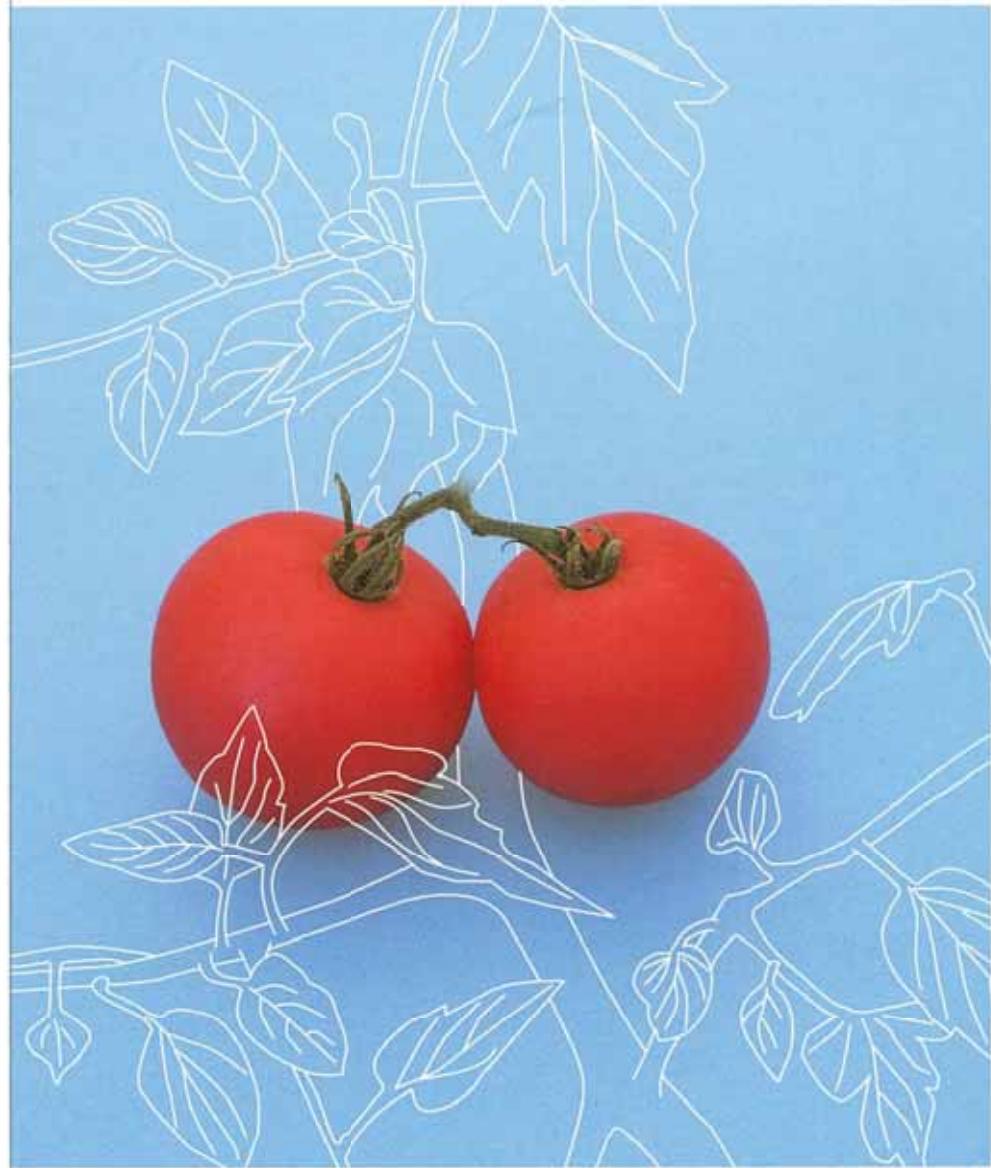
●ホームページからも

<http://www.hokuren.or.jp/greenweb/>
までどうぞ。

お客様の個人情報を問しま
しては、厳正なる管理の上、
本誌の発送のみに使用させ
ていただきます。

ふるさとの土をおぼえています。

ふるさとの味や、わが家の味が忘れられないのは、なつかしい風景や、
作る人の手の温もりをいっしょに感じるからなのかもしれません。
ホクレンがお届けする農畜産物のふるさとは、さわやかな気候、きれいな空気の北の大地。
おいしいものを安心して食べたいという、あたりまえのことを何より大切にしています。
私たちは、北海道のホクレンです。



- 環境と調和した「クリーン農業」を推進します。
- 产地・栽培方法などの「生産履歴」の記者を取り組みます。
- 生産工程ごとに安全確認する「HACCP」の衛生管理システムに取り組みます。
- 生産・流通経路を追跡できる「トレーサビリティシステム」に取り組みます。

おいしいも、あんしんも、北海道から。

 ホクレン
<http://www.hokuren.or.jp>